

2023年度版

# 介護保険 サービスガイド

介護保険とその他関連サービスの利用ガイドブック



新潟市

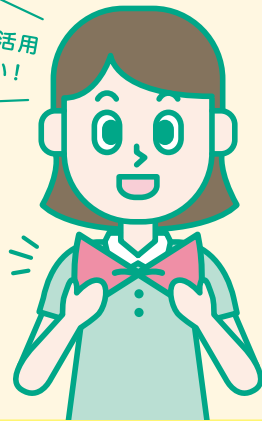


やさしさつなぎ、広がる笑顔、新潟市

新潟市では、市の自主財源の確保と市民サービスの向上を図ることを目的に、有料で広告を掲載しています。

高齢者の  
住まい探しは  
介護のプロが  
サポートします

ぜひ活用  
ください!



有料老人ホームコンシェルジュ

あんしん  
パートナーズ aigo  
あいご

[ 高齢者の住まいの相談センター ]

ご相談から  
見学同行、ご入居まで

すべて  
**無料**



☎ 0120-973-306

受付時間

平日 8:30~16:30

あんしんパートナーズ aigo

新潟市西区青山8-2-33

専門家と選ぶ!  
老人ホーム・高齢者向け賃貸探し

老後の住まいの相談所  
ワン アップ オン  
ONE UP ON

- ・介護事業者(介護関係者)が推奨する紹介事業者
- ・シニア世代にお勧めの介護事業(介護サービス)

NO.1 

「日本マーケティングリサーチ機構調べ」 調査概要：2022年10月期月期\_ブランドのイメージ調査

施設情報公開中!



ご紹介  
無料

急ぎの  
ご相談も  
対応可能!

面談  
見学同行  
対応!



☎ 0120-015-985 【受付時間】 9:00~18:00 【営業日】 月曜日~金曜日

「介護 公表」で検索してください。

介護 公表

検索

クリック

# 介護サービス 情報公表システム

あなたが求める介護サービス情報を探せるサービスです



— こんな情報が探せます —

## 事業所に 関する 主な情報

- 所在地
- 営業時間・定休日
- サービスの特色
- 利用定員
- サービスの提供実績(利用者の人数)
- 従業員数・経験年数
- 利用料金
- 設備の状況 など

# 介護保険サービスガイド もくじ

1	介護保険の対象者	1
---	----------	---

2	介護保険の被保険者証	2
---	------------	---

3	介護保険の財源と保険料	3
---	-------------	---

4	各種申請手続きにおける本人確認について	10
---	---------------------	----

5	介護保険を利用するときは	11
---	--------------	----

○認定申請等の流れ	11	○サービス利用の流れ	15
○要介護(要支援)認定審査判定手順	13		

6	基本チェックリストについて	19
---	---------------	----

7	介護保険サービスの種類	21
---	-------------	----

8	介護サービスの利用者負担	22
---	--------------	----

9	サービスの利用限度額	23
---	------------	----

10	在宅で利用できるサービス	24
----	--------------	----

○介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援・居宅介護支援	24
---------------------------------	----

## <家庭を訪問するサービス>

○訪問型サービス	26
○訪問介護	27
○訪問看護	28
○訪問入浴介護	28
○訪問リハビリテーション	29
○居宅療養管理指導	29

## <日帰りで通うサービス>

○通所型サービス	30
○通所介護	31
○通所リハビリテーション	32

## <短期入所サービス>

○短期入所生活介護	33
○短期入所療養介護	33

## <その他のサービス>

○特定施設入居者生活介護	34
○福祉用具の貸与	35
○福祉用具購入費の支給	35
○住宅改修費の支給	36

11	介護保険施設に入所(入院)するサービス	37
----	---------------------	----

○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	38
○介護老人保健施設	39
○介護療養型医療施設	39
○介護医療院	40

12	地域密着型サービス	41
----	-----------	----

○小規模多機能型居宅介護	41	○認知症対応型通所介護	46
○看護小規模多機能型居宅介護	42	○認知症対応型共同生活介護	46
○夜間対応型訪問介護	43	○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	47
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護	44	○地域密着型特定施設入居者生活介護	47
○地域密着型通所介護	45		

13	一般介護予防事業	48
----	----------	----

○にいがたし元気力アップ・サポーター制度	48
○介護予防についての講演会・教室・相談	49
○やろてば体操・楽しく脳トレ!(認知症予防出前講座)	49
○住民主体の通いの場	49
○総おどり体操事業	50

14 利用者の負担の軽減について 51

- 高額介護（介護予防）サービス費 ..... 51
- 高額医療合算介護（介護予防）サービス費 ..... 52
- 負担限度額認定証の交付による居住費（滞在費）と食費の軽減 ..... 53
- 社会福祉法人等による利用者負担の軽減 ..... 55
- 障がい者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置 ..... 55
- 災害等による利用者負担の軽減 ..... 56
- 生活福祉資金貸付制度による貸付 ..... 56

15 介護保険と障がい者福祉施策の関係 57

16 仕事と介護の両立支援制度 59

17 介護保険と税申告 60

18 苦情対応・介護相談員派遣事業 62

19 介護保険外のサービス 64

<p>&lt;在宅高齢者等の介護に関するサービス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○紙おむつ・ごみ袋の支給 ..... 64</li> <li>○訪問理美容サービス ..... 65</li> <li>○寝具乾燥 ..... 65</li> </ul> <p>&lt;安心できる生活を支援するためのサービス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あんしん連絡システム ..... 66</li> <li>○徘徊高齢者等の家族支援 ..... 66</li> <li>○配食サービス ..... 66</li> <li>○入浴券の交付 ..... 66</li> </ul> <p>&lt;住まいに関するサービス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅リフォーム助成 ..... 67</li> <li>○住まいの地震対策の助成 ..... 67</li> </ul> <p>&lt;困りごとや家事のお手伝い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民相互の助け合い活動 ..... 68</li> <li>○日常生活自立支援事業 ..... 68</li> <li>○ボランティア・市民活動センター ..... 69</li> <li>○シルバー人材センター ..... 69</li> <li>○老人医療費助成制度 ..... 69</li> </ul>	<p>&lt;医療と健康&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問による相談 ..... 70</li> <li>○新潟市こころの健康センター ..... 70</li> <li>○新潟市認知症疾患医療センター ..... 70</li> <li>○口腔保健福祉センターの特別診療 ..... 70</li> </ul> <p>&lt;その他のサービス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度の利用支援事業 ..... 71</li> <li>○家族介護教室 ..... 71</li> <li>○無料訪問歯科検診 ..... 71</li> <li>○むすびあい手帳 ..... 72</li> <li>○老人憩の家・老人福祉センター ..... 73</li> <li>○生きがい対応型通所事業 ..... 75</li> </ul> <p>&lt;施設と住宅&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○養護老人ホーム ..... 76</li> <li>○生活支援ハウス ..... 76</li> <li>○高齢者向け市営住宅・優良賃貸住宅 ..... 76</li> <li>○ケアハウス・軽費老人ホーム ..... 77</li> <li>○有料老人ホーム ..... 78</li> <li>○サービス付き高齢者向け住宅 ..... 81</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

20 地域包括支援センター配置マップ～新潟市全域～ 83

21 サービス事業者情報 85

22 主な行政機関・施設等の一覧 87

● 災害から命を守る・自分の命は自分で守る 95

● 休日・夜間の急な病気のはきは 97

「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則的にひらがなで表記することにしました。「障がい」の表記は、本来法律に基づき漢字表記をしなければならないものもありますが、この冊子ではひらがなで「障がい」と表記しました。ただし、固有名詞などは漢字で表記しています。

新潟市ホームページもご覧ください！

介護保険や高齢者福祉サービスに関する最新情報は、新潟市ホームページでお知らせしています。



# 介護保険の対象者

## 被保険者は、年齢によって2つのグループに分かれます

- 介護保険制度は、40歳以上の方の介護保険料を基に、寝たきりや認知症の高齢者など介護を必要とする方に介護サービスを提供することを目的としています。

被保険者は、**65歳以上の方（第1号被保険者）**

**40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）**の2つに分かれます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の方</li> <li>※65歳の誕生日の前日から第1号被保険者となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方</li> <li>※40歳の誕生日の前日から第2号被保険者となります。</li> </ul>
保険給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり、認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活動作について介護や支援が必要になったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初老期認知症、脳血管障害など老化にともなう病気（※特定疾病）によって介護や支援が必要になったとき</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得等に応じて15段階に設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入している医療保険の算定方法に基づいて設定</li> </ul>
保険料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢・退職年金、障害年金、遺族年金等の年金額が年額18万円以上の方は年金から天引き</li> <li>・それ以外の方は市へ個別に納付</li> <li>※基礎年金を繰下げ請求等した場合、基礎年金が支給されるまで年金から天引きにはなりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合）加入者は健康保険料と一括して、給与から天引き</li> <li>・国民健康保険加入者は国民健康保険料と一緒に納付</li> </ul>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護度ごとに設定されているサービス費用の限度額内で、利用したサービス費用の1割～3割を支払います。（くわしくは22頁をごらんください。）</li> <li>・施設サービス、通所サービス等を利用した場合は、サービス事業者の定める食費を負担します。また、施設サービス、短期入所サービス等は、居住費（滞在費）もあわせて負担します。（くわしくは37頁をごらんください。）</li> <li>・高額介護サービス費の支給等利用者の負担の軽減について 自己負担が高くなる場合には、負担額の上限が設けられています。所得が低い方には、負担が重くならないように上限が低く設定され、施設に入所した場合の居住費・食費の負担額も低く設定されています。（くわしくは51～56頁をごらんください。）</li> </ul>	

### ※特定疾病の範囲

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 介護保険の被保険者証

65歳になると被保険者証が交付されます。

介護保険の被保険者証は、介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管してください。

●40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）は、「介護保険被保険者証」の交付申請をした場合に交付されます。

## ●被保険者証が必要になるとき

- ・介護サービスを利用するために基本チェックリストを実施するとき
- ・要介護認定を申請（更新）するとき
- ・居宅サービス計画等の作成を依頼するとき
- ・介護サービスを利用するとき

## ●被保険者証に関する手続きについて

### ○紛失・破損したとき

区役所健康福祉課（中央区のみ窓口サービス課が担当）、地域保健福祉センター、出張所、介護保険課等に再交付申請をしてください。申請時、本人確認書類をお持ちください。（詳しくは10頁の「必要書類」を参照。）

### ○被保険者証を返還するとき

次のような場合は、介護保険の被保険者資格を喪失するので、区役所（区民生活課・窓口サービス課・健康福祉課）、出張所、介護保険課等に被保険者証を返還してください。

- ・他の市町村へ転出したとき（市外の介護保険住所地特例施設等へ住民票を移した場合を除く）
- ・被保険者が亡くなったとき
- ・40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）で被保険者証を交付されている方が医療保険を脱退したとき
- ・介護保険適用除外施設へ入所したとき

介護保険被保険者証			
被保険者番号	整理番号		
住所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	性別		
交付年月日			
保険者番号	1 5 1 0 0 1		
並びに保険者の名称及び印	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話(025)228-1000(大代表) 新潟市		

●住所はお手数ですがご自分で記入してください

●氏名、フリガナ、生年月日などに誤りがないかを確認してください

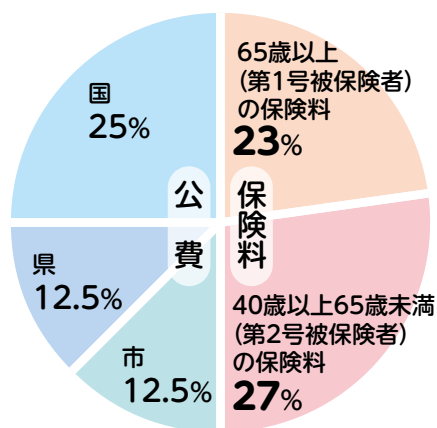
●裏面の注意事項をよくお読みください

# 介護保険の財源と保険料

介護保険は40歳以上のみなさんから納めていただく保険料と、国と県及び市からの公費（税金）を財源として、介護が必要となったときに介護サービスを提供し、誰もが安心してサービスを利用できるように支えあう制度です。

介護サービスにかかる費用（各サービス毎に記載されている標準的なサービスの費用）のうち、利用者は1割～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。

## 令和3年度～令和5年度の介護保険給付費の財源割合 （居宅給付費の場合、利用者負担は除く）



## 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (令和3年度から令和5年度)

### 保険料額が変わります

保険料は、介護保険事業計画にあわせて3年ごとに見直しが行われます。

新潟市では、要介護認定者の増加、サービス利用の増加により保険給付費の増大が見込まれるため、保険料を改定しました。

保険料は、各市町村の保険給付費等により決定されるため、各市町村ごとに異なります。

### 算定方法が変わりました

税制改正による所得増加の影響が生じないようにするため、令和2年分以降の給与所得または公的年金等に係る雑所得から一定の方法で計算した額を控除し、介護保険料を算定します。

計算方法や控除額は市民税の課税状況等により異なります。詳細は4頁枠線内参照。

**問い合わせ** 各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課） 保険料担当（裏表紙参照）



# 第1号被保険者(65歳以上)の保険料と段階 (令和3年度から令和5年度)

段階	対象者	保険料	
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者	16,000円 (基準額×0.2)	
	・高齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が 市民税非課税 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超え 120万円以下の方	31,900円 (基準額×0.4)	
第3段階	・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が120万円を超える方	51,800円 (基準額×0.65)	
第4段階	世帯員に 市民税課税者 がいるが、 本人は 市民税非課税 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	71,700円 (基準額×0.90)	
第5段階	・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超える方	79,600円 (基準額×1.00)	
第6段階	本人が 市民税課税者	・前年の合計所得金額(※)が80万円未満の方	87,600円 (基準額×1.10)
第7段階		・前年の合計所得金額(※)が80万円以上125万円未満の方	95,600円 (基準額×1.20)
第8段階		・前年の合計所得金額(※)が125万円以上200万円未満の方	103,500円 (基準額×1.30)
第9段階		・前年の合計所得金額(※)が200万円以上250万円未満の方	119,400円 (基準額×1.50)
第10段階		・前年の合計所得金額(※)が250万円以上300万円未満の方	135,400円 (基準額×1.70)
第11段階		・前年の合計所得金額(※)が300万円以上400万円未満の方	143,300円 (基準額×1.80)
第12段階		・前年の合計所得金額(※)が400万円以上500万円未満の方	151,300円 (基準額×1.90)
第13段階		・前年の合計所得金額(※)が500万円以上700万円未満の方	159,200円 (基準額×2.00)
第14段階		・前年の合計所得金額(※)が700万円以上1000万円未満の方	167,200円 (基準額×2.10)
第15段階		・前年の合計所得金額(※)が1000万円以上の方	183,100円 (基準額×2.30)

※ 合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別控除額」  
－「公的年金等に係る雑所得(第1～5段階の非課税者のみ)」

○地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合はその控除前)の所得金額ですが、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得金額は、上記※の額を用います。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。

○令和3年度から適用されている税制改正(給与所得控除、公的年金等控除の見直し)の影響により合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう控除等を行います。

・基準額とは、介護サービス費などをまかなえるように算出された基準となる額です。  
令和3年度～令和5年度 年額79,600円(第5段階の年額)

・高齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

・課税年金とは、国民年金、厚生年金等、高齢や退職により受給する市民税課税対象となる年金です。

・保険料を納めることによって、生活保護が必要となる方は、保護を必要としなくなる段階まで保険料を軽減する制度があります。

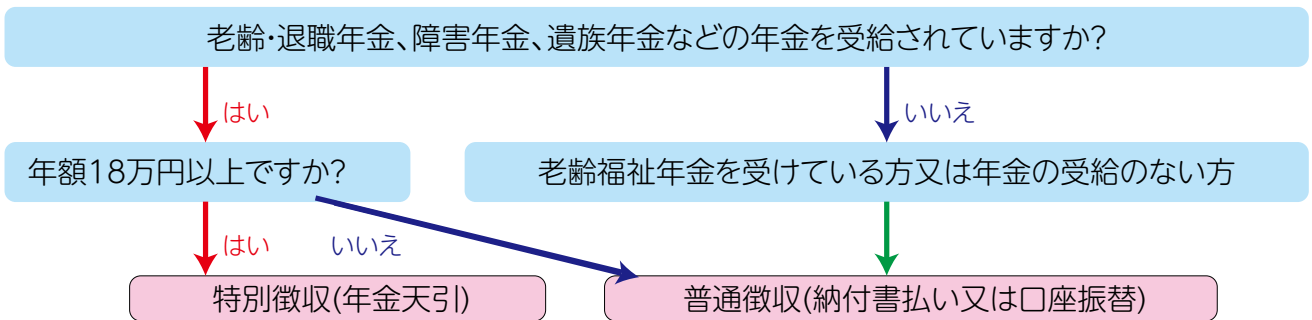
・年度の途中であなたに65歳になられる方や新潟市に転入された方は、月割額をもって計算します。

## 問い合わせ

各区役所区民生活課(中央区役所は窓口サービス課) 保険料担当(裏表紙参照)

# 第1号被保険者（65歳以上）の保険料の納め方と期別保険料額

保険料の徴収方法には、次の2通りがあります。  
 国の介護保険法により定められているため、納め方を個人で選ぶことはできません。



※基礎年金を繰下げ請求等した場合、基礎年金が支給されるまで特別徴収（年金天引）になりません。

## 1 年金から天引きされる方（特別徴収）

**対象者** 年金の受給額が年額18万円以上の方

- ※1 天引きのための手続は必要ありません。
- ※2 老齢福祉年金からは天引きされません。
- ※3 基礎年金を繰下げ請求した場合、基礎年金が支給されるまで特別徴収（年金天引）になりません。

**保険料の仮徴収** → 4月、6月、8月に天引きされる保険料・・・4月に仮徴収通知書を送付

本年度の市民税の課税状況が確定するまでの間、4月期、6月期、8月期は、本年度の4月1日の世帯の状況と前年度の本人及び世帯の市民税課税状況を基に、暫定の保険料額（仮徴収額）が年金から天引きされます。保険料額は、4月期は前年度の2月期の保険料額と同額が基本です。6月期、8月期は、暫定の保険料年額から4月期分を差し引いた額を残りの期数（5回）で割った額となります。100円未満の額は、10月期にまとめて徴収されます。

●仮徴収（前年度から引きつづき年金から天引きされている方の場合）

納 期	保 険 料 額
4月期	前年度2月期保険料額と同額
6月期及び8月期	$\frac{\text{暫定保険料年額} - \text{4月期保険料額}}{5 \text{回(6月期以降の年金天引き回数)}}$
	※100円未満の端数は、10月期にまとめて徴収します。

**保険料の確定** → 10月、12月、2月に天引きされる保険料・・・7月に確定通知書を送付

10月期からは、本年度の本人及び世帯の市民税課税状況に基づき確定した保険料年額から仮徴収額（4月期、6月期、8月期分）を差し引いた額が年金から天引きされます。

確定保険料年額が、暫定の保険料年額と同じ場合、10月期からの保険料額は、確定保険料年額から4月期分を差し引いた額を6月期以降の引き去り回数5回で割った額となります。

確定保険料年額に変更があった場合は、確定保険料年額から仮徴収額合計を差し引いた額を10月期以降の引き去り回数3回で割った額となります。いずれも、割り切れなかった100円未満の端数は10月期にまとめて徴収されます。

**問い合わせ** 各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）保険料担当（裏表紙参照）

## ●確定

納 期	保 険 料 額
8月期まで	仮徴収に同じ
10月期以降	確定保険料年額 － 4月期保険料額 5回(6月期以降の年金天引き回数) ※100円未満の端数は、10月期にまとめて徴収します。 ただし、保険料年額に変更があった場合、10月期以降の 保険料額は、次のように算定されます。 確定保険料年額 － 仮徴収額合計 3回(10月期以降の年金天引き回数) ※100円未満の端数は、10月期にまとめて徴収します。

## 特別徴収(年金天引き)の開始月

新たに65歳になられた方や新潟市に転入された方の特別徴収(年金天引き)の開始時期は、基準日から半年～1年後が目安になります。

## 基準日について → 下記のいずれかに該当する日が基準日となります。

- ・65歳になられた後、新たに年金の裁定が行われた方 ⇒ 「年金の裁定日」
- ・65歳になられる以前より、年金の支払いを受けている方 ⇒ 「資格取得日」
- ・前住所地で特別徴収(年金天引き)だった方 ⇒ 「新潟市に転入届出を行った日」

年金天引きの開始時期

基準日	年金天引き開始月
4月2日～10月1日 (年金の裁定日は3月1日～10月1日)	翌年4月
10月2日～12月1日	翌年6月
12月2日～12月31日	翌年8月
1月1日～2月1日	同年8月
2月2日～4月1日 (年金の裁定日は2月2日～2月末日)	同年10月

※「年金の裁定日」とは、年金を受け取るための請求をした日です。

※「資格取得日」とは、65歳に到達する誕生日の前日です。

※上記の年金天引き開始月は目安です。年金保険者(厚生労働省など)から市へ通知があつてから年金天引きの処理が開始されるため、開始時期が表と異なる場合があります。

## ●年金天引き(特別徴収)の方法により納付している方で次の①～③にあてはまる場合、年金天引きを継続することはできません → 納付書払い又は口座振替

- ①年金保険者(厚生労働省など)から年金天引きの対象ではないとされた場合(支給額不足、担保借入、裁定が済んでいない、現況届出が提出されていないなどの理由)
- ②年金保険者(厚生労働省など)から特別徴収を中止する連絡があつた場合
- ③特別徴収により納付していた方の保険料額が所得更正等で減額した場合

## ●新潟市で保険料を年金天引きにより納めていた方が年度の途中で他の市区町村へ転出したときは、転出した月の分から転出先の市区町村へ保険料を納めます。

転出した後、すぐに年金天引きを止めることができないため転出後も年金天引きされる場合があります。その場合は未納がなければ後日還付となります。

## 問い合わせ

各区役所区民生活課(中央区役所は窓口サービス課) 保険料担当(裏表紙参照)

●年金の受給額が年額18万円以上であっても、次の①・②にあてはまる方は年金天引きが開始されるまでの間、納付書払い又は口座振替になります。

①新たに65歳になられた方 →原則資格取得月の翌月から、年金天引きが開始されるまでは納付書払い又は口座振替

新たに第1号被保険者として個別に保険料を市に納めます。保険料は65歳になった月（誕生日の前日の属する月）の分から発生します。今まで医療保険料に上乗せされていた第2号被保険者（40歳以上65歳未満）としての介護保険料は徴収されなくなります。

※国民健康保険に加入されている方は、65歳になる前の月（1日が誕生日の方は前々月）までの介護保険料（第2号被保険者の保険料）をあらかじめ保険料確定時に計算し、9回に分けて納めていただくことになっております。そのため、3月まで引き続き第2号被保険者として介護分を納めていただきますが、介護保険料を重複して納めることはありません。

②新潟市に転入された方 →原則転入の届出をされた月の翌月から年金天引きが開始されるまでは納付書払い又は口座振替

原則転入の届出をされた月の分から保険料を新潟市に納めます。

※転入前の市区町村で年金天引き(特別徴収)で納めていた方も、いったん年金天引きが停止され、納付書払い又は口座振替になります。特別徴収の再開は半年から1年後となります。

## 2 納付書又は口座振替で納める方（普通徴収）

**対象者** ・年金の受給額が年額18万円未満の方 ・老齢福祉年金のみの受給者  
 ・年金天引きを継続できない方 ・新たに65才になられた方(年金天引き開始前)  
 ・新潟市に転入された方(年金天引き開始前)

納期限は、毎月の月末。ただし、12月は28日です。  
 (振替日が休日及び金融機関の休業日の場合は翌営業日)

**保険料の暫定賦課** →4月、5月、6月に納める保険料・・・4月に暫定通知書を送付

本年度の市民税の課税状況が確定するまでの間、4月、5月、6月は、本年度4月1日の世帯状況と前年度の本人及び世帯の市民税課税状況を基に算出した暫定の保険料額（暫定賦課額）を納めます。毎月の保険料額は、暫定の保険料額を12か月で割った額となります。100円未満の端数は、7月の保険料にまとめて徴収されます。

**保険料の確定** →7月以降納める保険料・・・7月に確定通知書を送付

7月からは、本年度の本人及び世帯の市民税課税状況に基づき確定した保険料額を納めます。

7月以降の保険料額は、確定保険料額から暫定の保険料額（4月～6月分）を差し引いた額を9か月で割った額となります。100円未満の端数は、7月の保険料にまとめて徴収されます。

●転出・死亡された場合は、資格喪失月の前月分までの保険料を納めます。  
 保険料は月割で再計算します。納めすぎで未納がない場合は、後日還付します。

## 納付書による保険料の納付

新潟市から送付される納付書を使用して以下の方法で納期限までに納付をお願いします。

①納付場所での納付

1. 各区役所・出張所・連絡所・新潟市介護保険課
2. 新潟市公金収納取扱金融機関（一部の金融機関ではATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングにも対応しています。）
3. コンビニエンスストア

②スマートフォンアプリによる納付

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書のバーコードを読み込むことで、24時間ご自宅等でも保険料を納付できます。

対応しているスマートフォン決済アプリ ・LINE Pay 請求書支払い ・PayPay

## 口座振替のおすすめ

●納付書で保険料を納めている方には納付に便利な口座振替をおすすめします。

### ①口座振替依頼書で申し込む場合

1. 新潟市介護保険料口座振替依頼書（市内の金融機関窓口にて用意してあります。）
2. 介護保険の被保険者番号がわかるもの（介護保険の被保険者証など）
3. 銀行の通帳及び届出印

をご用意の上、口座振替を希望する金融機関の窓口でお申し込みください。

### ②キャッシュカードで申し込む場合

一部の金融機関については、キャッシュカードで口座振替の申し込みができる「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」をご利用できます。

1. 対象金融機関のキャッシュカード
2. 介護保険被保険者番号の分かるもの（介護保険の被保険者証など）

をご用意の上、各区役所区民生活課、各出張所でお申し込みください。

【対象金融機関】第四北越銀行、大光銀行、秋田銀行、東邦銀行、北陸銀行、きらやか銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県労働金庫、新潟県信用組合、協栄信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）、各種農業協同組合（新潟かがやき、新潟市、新潟県信用農業協同組合連合会）（令和5年4月現在）

## ご注意ください（申し込み方法①、②共通）

- ・振替口座の名義人は、被保険者本人、世帯主又は配偶者でお願いします。（世帯主は住民票上の世帯主に限られます。）
- ・毎月20日までに申し込みすると、翌月末分から口座振替になります。ただし営業日等によって翌々月からの振替となる場合があります。（20日が休日及び金融機関の休業日の場合は前営業日）
- ・口座振替による納付をされる方は、特別徴収（年金天引）になると自動的に口座振替が止まりますので、口座振替廃止の手続きは必要ありません。
- ・各納期の領収書は発行いたしませんので、引き落としは通帳でご確認ください。

## 納入済額のお知らせ

- ・支払った保険料は、所得税や市県民税の社会保険料控除の対象になります。（くわしくは60頁をごらんください。）
- ・1年間に納めた保険料の金額については、確定申告等の時期に合わせ、翌年の1月にハガキでお知らせします。

## 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料

●医療保険料（健康保険料または国民健康保険料）に上乗せされています。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{○被用者保険} \\ \text{健康保険組合} \\ \text{協会けんぽ} \\ \text{共済組合} \end{array} \right] \Rightarrow \frac{\text{標準報酬月額}}{\text{標準賞与額}} \times \text{率}$$

$$\text{○国民健康保険} \Rightarrow \text{均等割、所得割}$$

- ・加入している医療保険の算定ルールによって決まります。
- ・国民健康保険加入者は国が、被用者保険加入者は事業主が、それぞれ2分の1を負担します。

## 年度途中で40歳になったとき

- ・40歳の誕生日の前日から介護保険の第2号被保険者となります。
- ・被保険者となった月（40歳の誕生日の前日の属する月）から、介護分の保険料がかかります。

## 問い合わせ

各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）保険料担当（裏表紙参照）

## 保険料の減免

次のいずれかに該当することにより、保険料を納入することが困難であると認められる場合は、保険料を減免できる措置がありますので、ご相談ください。

①本人又は主たる生計維持者が、震災、火災などの災害により、財産に著しい損害を受けた場合
②主たる生計維持者が、死亡、災害による行方不明の場合、又は心身の重大な障がい、長期入院により収入が著しく減少した場合
③主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
④主たる生計維持者の収入が、災害による被害により著しく減少した場合
⑤本人が刑事施設等に拘禁された場合
⑥生活保護基準程度以下の収入や資産の世帯で、一定の要件に該当する場合

## 保険給付の制限

保険料の滞納があると、滞納している期間に応じて保険給付に制限を受けることがあります。

1年以上滞納した場合	いったん10割負担(償還払い化)	利用した介護サービス費用をいったん全額支払い、後日、市に請求し、保険給付の払い戻しを受けることになります。
1年6か月以上滞納した場合	支払の一時差止	保険給付の払い戻しが、一時的に一部あるいは全部差し止められます。それでもなお保険料が納められない場合は、差し止めた保険給付の額から滞納している保険料の額が差し引かれます。
2年以上滞納した場合	保険給付が一定期間7割又は6割等(給付額減額等)	滞納している期間に応じて、一定の期間保険給付の割合が7割又は6割に引き下げられます。この期間は、要介護認定等を受ける日から過去10年間の滞納している期間と納付した期間で計算します。また、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費が支給されなくなります。

次のいずれかに該当する場合は、保険給付の制限が免除される場合がありますので、ご相談ください。

◦災害により、住宅等について著しい損害を受けた場合
◦主たる生計維持者が死亡し、又は心身の重大な障がいや長期入院により収入が著しく減少した場合
◦主たる生計維持者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
◦主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した場合
◦被保険者が被保護者である場合（生活保護受給者）
◦被保険者が原爆一般疾病医療費や公費負担医療を受けることとなった場合（償還払い化のみ免除）
◦給付額減額等の適用を受けることにより生活保護が必要となる場合（給付額減額等のみ免除）

### 問い合わせ

各区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）保険料担当（裏表紙参照）  
※給付制限については、介護保険課（裏表紙参照）

# 各種申請手続きにおける本人確認について

## ■申請の際の本人確認

マイナンバー制度がはじまったことに伴い、介護保険及び高齢者福祉サービスに係る申請手続きについて本人確認を行います。申請手続きの際には、下記の書類が必要になりますのでお持ちください。

## ■必要書類

### 本人が申請する場合

- 個人番号の確認ができる書類  
(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等)

- 本人確認ができる書類

#### 1点で本人確認できるもの

個人番号カード、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行したもので顔写真がある書類

#### 2点で本人確認できるもの

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など官公署が発行したもので氏名・住所又は生年月日が記載されている書類

### 代理人（家族など）が申請する場合

- 代理権の確認ができる書類  
法定代理人…登記事項証明書その他資格を証明する書類  
任意代理人…委任状又は被保険者本人の公的医療保険若しくは介護保険の被保険者証

- 被保険者本人の個人番号の確認ができる書類  
(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等)

- 代理人の本人確認ができる書類

#### 1点で本人確認できるもの

個人番号カード、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行したもので顔写真がある書類

#### 2点で本人確認できるもの

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など官公署が発行したもので氏名・住所又は生年月日が記載されている書類

要支援・要介護認定申請時は、上記の必要書類に加えて、以下の書類をお持ちください。

- ・本人の介護保険被保険者証、及び、医療保険被保険者証(お手元がない場合は窓口でご相談ください。)
- ・病院名、診療科目、医師名が分かる書類(診察券や病院の明細書など)

### ※注意

- 個人番号の通知カードは本人確認書類として利用できません。また、氏名、住所等が住民票の内容と異なる場合は個人番号確認書類としても利用できません。
- 写しを提出する場合は、以下の項目を隠して写しをとってください。
  - ・公的医療保険の被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証など(要支援・要介護認定申請の場合は除く)
    - 保険者番号、被保険者等記号・番号、QRコード
  - ・年金手帳や基礎年金番号通知書
    - 基礎年金番号

# 介護保険を利用するときは？

## 認定申請等の流れ

### 介護が必要な方

#### まずは相談・申請を

介護保険のサービスを利用するためには、まず、「要介護(要支援)認定の申請」が必要です。(介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の介護予防・生活支援サービスのみを利用される方は基本チェックリスト(19頁)による判定でもサービスを利用できます。)

○区役所健康福祉課

※中央区のみ申請は窓口サービス課

○地域保健福祉センター

○お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

○お近くの居宅介護支援事業所にご相談ください。

※認定申請に必要なものは、10頁をごらんください。

### 【訪問調査】◆注

#### 心身の状態をお聴きします

市から委託を受けた調査員が家庭や入院先を訪問し、心身の状態など全国共通の74項目について聴き取り調査を行います。

※日頃の様子がよくわかる方に立ち会ってまいりましょう。

### 【主治医意見書】

#### かかりつけ医に意見を求めます

かかりつけの医師に傷病や心身の状況、介護に関する意見を求めます。

※手続きは訪問調査員が行います。

※日頃から身体の相談ができるかかりつけのお医者さんをもちましょう。

### 基本チェックリストの実施・判定

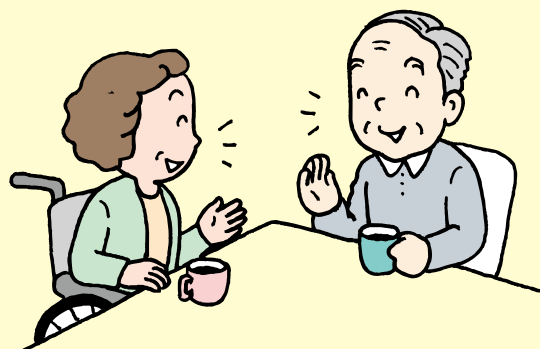
詳細は19頁をごらんください。

### 認定の更新または変更をします

要介護認定は、はじめての認定については原則6か月後に更新が必要になります。

その後の更新については原則として12か月ごとに更新が必要になりますが、介護を必要とする程度に変化があったときには、12か月前でも変更の申請をすることができます。(総合事業の介護予防・生活支援サービスのみを利用される方は基本チェックリストによる判定でも引き続きサービスを利用できます。)

### サービスを利用します





◆注 申請後何らかの事情により訪問調査を実施できなくなった場合、判定することができないため、申請取り下げの手続きをしていただく必要があります。なお、この場合において、既に介護保険サービスを利用していた場合は、全額自己負担となります。

## (一次判定) コンピュータによる判定をします



訪問調査の結果などをもとに、どの程度の介護が必要かを全国一律のコンピュータソフトにより判定(一次判定)を行います。

## 【介護認定審査会(二次判定)】 専門家が集まって最終判定をします



保健・医療・福祉の専門家が集まって、一次判定の結果と主治医意見書などをもとにして、どの程度の介護が必要か審査し、最終的な判定(二次判定)を行います。

## 判定結果を通知します

原則として申請から30日以内に、本人へ判定結果を文書で通知します。

どの程度の介護が必要かは「要支援1・2」、「要介護1～5」の7段階で判定されます。(介護が必要でないと判断されると、「非該当(自立)」と判定されます。)

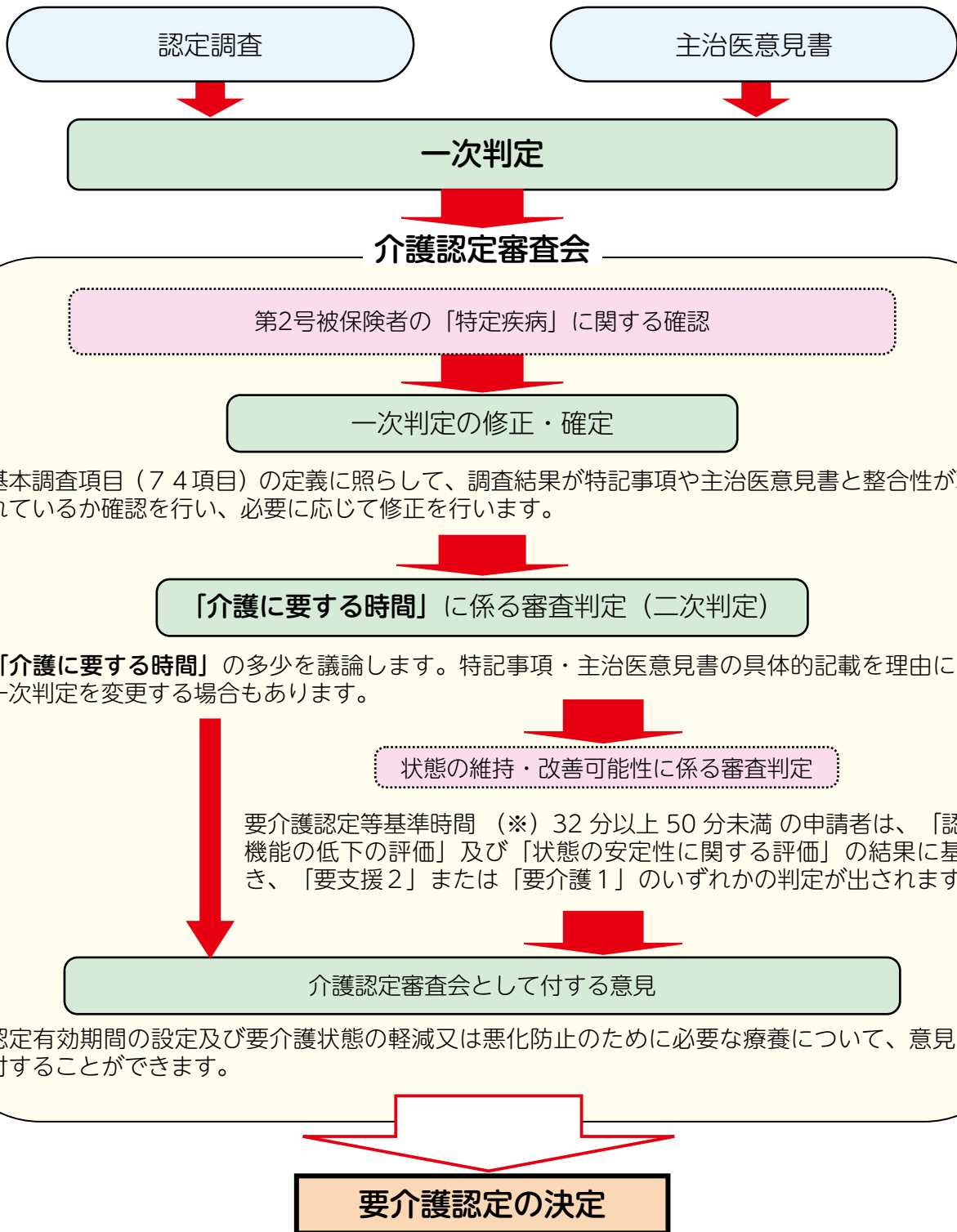
※認定の結果に不満・疑問がある場合は、まず、調査を行った調査員や市に聞いてみましょう。納得がいかない場合は、県に設置される介護保険審査会に不服申し立てをすることができます。

## 要支援・要介護認定で 「非該当(自立)」となった場合

要支援・要介護認定の結果、「非該当(自立)」と判定された場合でも、基本チェックリスト(19頁)による判定で該当となれば総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用できます。また48～50頁の介護予防の取組みや、64頁以降の介護保険外のサービスを利用できる場合があります。

## 要介護(要支援)認定 審査判定手順

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合などに、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができます。要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護（要支援）認定です。要介護認定は、「心身の状態」や「能力」ではなく、「介護に要する時間」をものさしとした評価指標となっています。



※要介護認定等基準時間：全国一律の基準で算出された申請者の介護に要する時間です。

要介護状態区分等と要介護認定等基準時間との関係

区分	要介護認定等基準時間
非該当	25分未満
要支援1	25分以上32分未満
要支援2・要介護1	32分以上50分未満
要介護2	50分以上70分未満
要介護3	70分以上90分未満
要介護4	90分以上110分未満
要介護5	110分以上

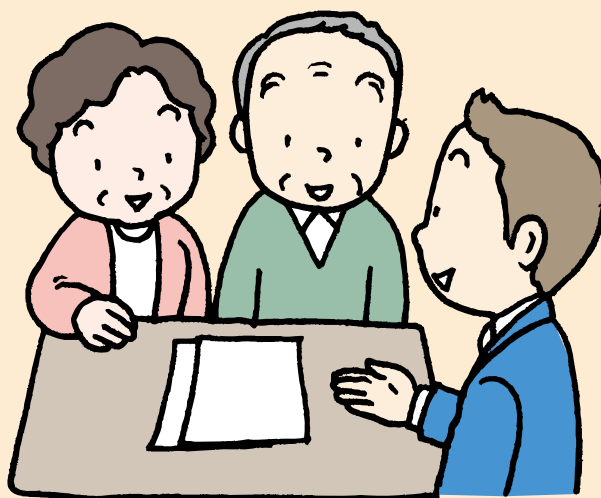
### 「要支援1・2」と認定された方

介護保険を利用するときは

#### 「地域包括支援センター」にサービス計画の作成を依頼します

お住まいの地域を担当する「地域包括支援センター」に介護予防サービス・支援計画(介護予防ケアプラン)の作成を依頼します。

※お住まいの地域の地域包括支援センターは、83～84頁の『地域包括支援センター配置マップ』を参考にしてください。



#### 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、高齢者がいつまでも自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、高齢者の生活を総合的な立場から支えていきます。ここでは、センターでの主な業務を紹介します。

##### ○地域の高齢者の相談を広く受け付けています

- ・近所の一人暮らしの高齢者が閉じこもりぎみで心配…
- ・介護保険のサービスを使いたい…

など、どこに相談していいのかわからないことがありましたら、まずはご相談ください。さまざまな機関と連携しながら高齢者の生活を支援します。

##### ○介護予防について知りたい、介護予防のケアプランを作成して欲しい

要介護認定で、要支援1、2と判定された方や、基本チェックリストによる判定で該当となった方に介護予防ケアプランを作成し、介護保険のサービスが使えるようにします。

## 介護予防ケアプランを作成します

地域包括支援センターの職員が、本人や家族の希望を聴きながら、介護予防ケアプランを作成します。

また、作成したプランをもとにサービスを提供する事業者との調整を行います。



## サービス事業者と契約します

利用するサービスが決まったら、各サービス提供事業者と契約します。



## 介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを利用します

介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



### ○高齢者の権利を守るための相談や防止活動を行います

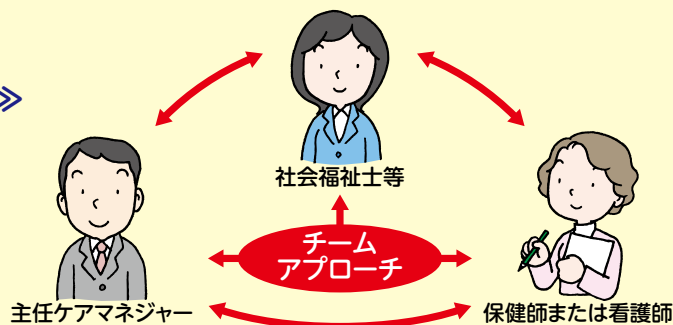
- ・悪質な訪問販売の被害にあわないような防止活動
  - ・財産管理が心配な方へさまざまな制度利用の支援
  - ・高齢者への虐待があった場合の対応や防止活動
- などを、さまざまな機関と連携して実施します。

### ○地域のケアマネジャーを支援します

介護保険のサービス利用者を担当するケアマネジャーが、より良い業務ができるよう助言や指導を行います。

### 《地域包括支援センターの職員》

地域包括支援センターでは、3つの専門職が連携して業務に取り組めます。



## 「要介護1〜5」と認定された方

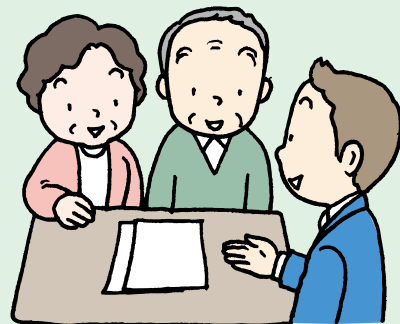
介護保険を利用するときは

### 在宅でサービスを利用する場合

#### 「居宅介護支援事業所」にサービス計画の作成を依頼します

お近くの「居宅介護支援事業所」にサービス計画(ケアプラン)の作成を、自分で直接、依頼します。

※事業者情報については、国が運営する「介護サービス情報公表システム」でご確認ください。  
(「介護サービス情報公表システム」の詳細は85頁をご確認ください)

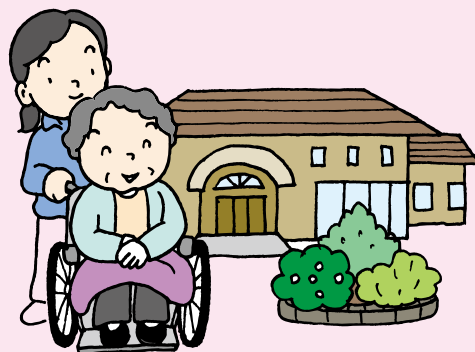


### 施設への入所を希望する場合

#### 入所する介護保険施設を選びます

お近くの「居宅介護支援事業所」に相談し、施設を紹介してもらるか、自分で直接、希望する施設へ申し込みます。

※事業者情報については、国が運営する「介護サービス情報公表システム」でご確認ください。  
(「介護サービス情報公表システム」の詳細は85頁をご確認ください)



### ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な在宅または施設のサービスが利用できるように市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行うのがケアマネジャーです。

ケアマネジャーは、サービスを利用する方が自立した日常生活を営むために必要な援助ができるよう専門的な知識・技術をもった人です。具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などをはじめとする保健・医療・福祉サービスの従事者のうち、一定の実務経験があり、試験に合格した後で、実務研修を修了した人です。

## ケアプランを作成します

居宅介護支援事業所の『ケアマネジャー』が、本人や家族の希望を聴きながら、ケアプランを作成します。

また、作成したプランをもとにサービスを提供する事業者との調整を行います。

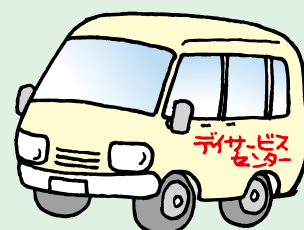
## サービス事業者と契約します

利用するサービスが決まったら、各サービス提供事業者と契約します。



## 在宅サービスを利用します

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



## 介護保険施設と契約します

入所する施設が決まったら、その施設と契約します。



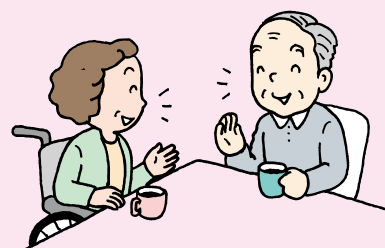
## 施設でのサービス計画を作成します

入所した施設で施設の『ケアマネジャー』が本人にあった施設サービス計画を作成します。



## 施設でサービスを利用します

施設サービス計画にもとづいてサービスを利用します。



## サービス事業者を決める前に確認しましょう

介護保険では、利用者がサービス事業者を選択してサービスを利用します。サービスの利用は利用者と事業者の契約です。サービス事業者や施設は、あらかじめ利用者に対して、サービスの内容や利用料など、利用者が事業者を選ぶための重要な事項について、文書で説明を行い、同意を得るになっています。

たとえば、

- ・サービス内容、サービス提供責任者、利用料金、キャンセル(解約)料等について説明を受けましたか?
- ・事故などトラブルが起きたときの対応は、苦情の窓口を設置しているか、協力医療機関はどこか?

また、実際に施設を見学に行くことも良いでしょう。

# 基本チェックリストについて

65歳以上の方は、要支援・要介護認定を受けなくても、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた場合、「事業対象者」として総合事業の介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス（26頁）、通所型サービス（30頁））を利用することができます。

なお、訪問看護や福祉用具貸与などの介護（介護予防）サービスを希望する方などは、要支援・要介護認定申請等が必要になります。

新潟市 介護予防・日常生活支援総合事業 基本チェックリスト 1001

被保険者番号		実施日	年 月 日
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
氏名		性別	男・女
住所	〒	電話番号	

No.	質問項目	回答：いずれかにし をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか (1人で自家用車を運転して外出する場合も「はい」となります)	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか (電話で相談に応じている場合も「はい」となります)	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
12	身長 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> cm 体重 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kg		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか (月と日がどちらかしか分からない場合には「はい」となります)	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
21	〔ここ2週間〕毎日の生活に充実感がない	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
22	〔ここ2週間〕これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
23	〔ここ2週間〕以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
24	〔ここ2週間〕自分が役に立つ人間だと思えない	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ
25	〔ここ2週間〕わけもなく疲れたような感じがする	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 0. いいえ

・基本チェックリストの判定・介護予防ケアマネジメントを実施するために、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者が被保険者台帳・受給者台帳を閲覧することに同意します。  
・基本チェックリストの結果を地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・その他事業の実施に必要な範囲で関係する者へ情報提供することに同意します。

令和 年 月 日 氏名(自署)

**基本チェックリストとは** 日常の外出状況や食生活の状況など全部で25項目ある質問について、「はい」か「いいえ」の選択式で答えるもので、運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知機能、うつ症状など介護の原因となりやすい生活機能の低下について調べることができます。結果の判定は実施後すぐに行います。

基本チェックリストの回答結果が基準を満たしている場合、事業対象者となり、総合事業の介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス）を利用することができます。

なお、**サービス利用の希望がなくとも** 基本チェックリストで心身の状況を把握し、介護予防などの健康づくりにつなげることは大切です。

**基本チェックリストの実施やご相談** は地域包括支援センター又は各区役所健康福祉課（中央区のみ窓口サービス課）・地域保健福祉センターで行うことができます。

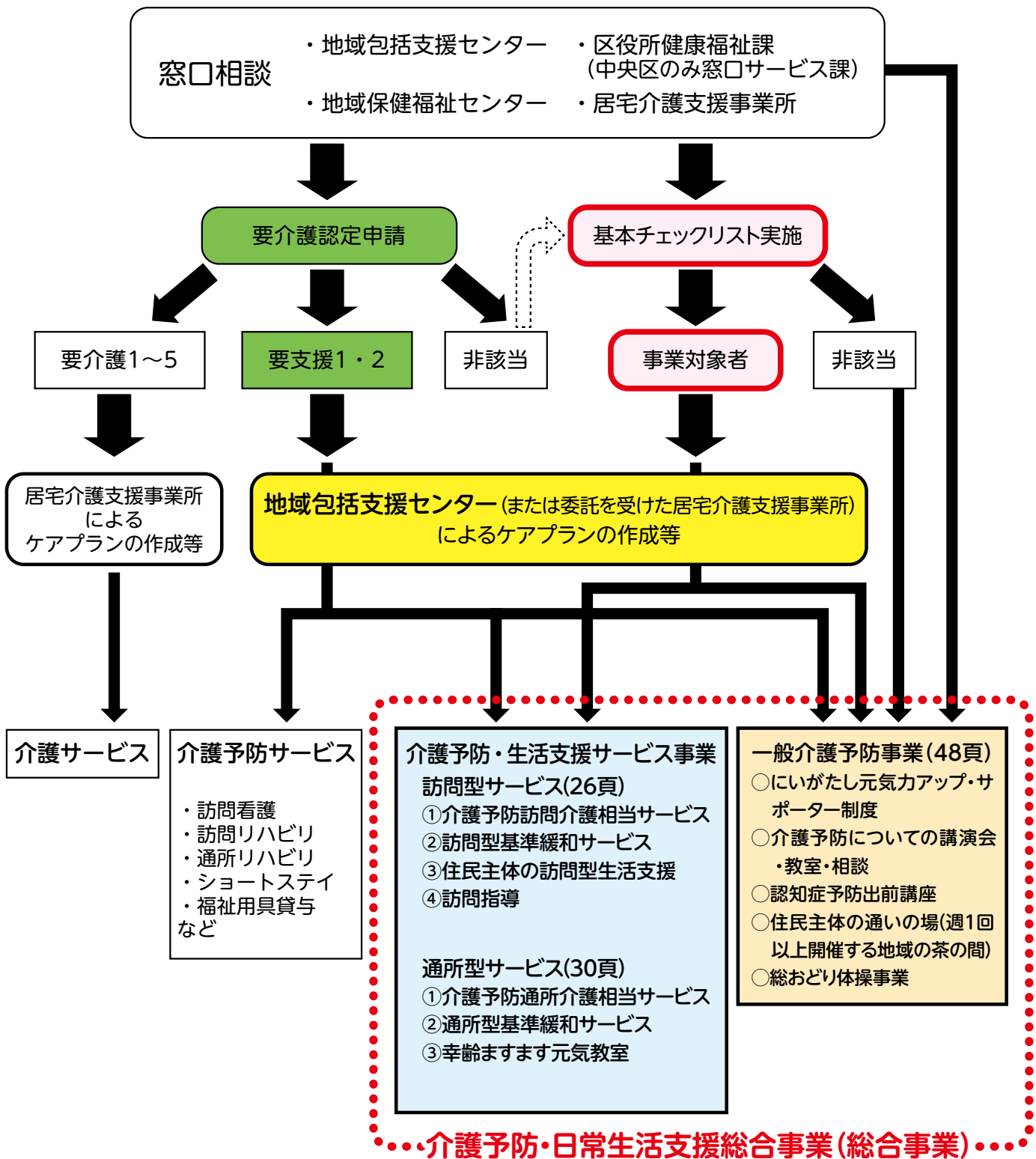
## 事業対象者の判定の有効期間

有効期間は、基本チェックリストを実施した翌月から24か月間です。（月の初日に実施した場合は、実施した月から24か月です。）

有効期間が満了する60日前から、更新の手続きをすることができます。再度、基本チェックリストを実施し、該当した場合に被保険者証の更新を行います。



## 総合事業のサービス利用までの流れ



# 介護保険サービスの種類

要支援・要介護認定を受けた方、基本チェックリストによる判定で事業対象者となった方は、介護保険で次のようなサービスを利用することができます。

在宅で利用できるサービス	事業対象者	介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防訪問介護相当サービス</li> <li>●住民主体の訪問型生活支援</li> <li>●介護予防通所介護相当サービス</li> <li>●通所型短期集中予防サービス(幸齢ますます元気教室)</li> </ul> ※事業対象者は上記のサービスのみ利用できます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問型基準緩和サービス</li> <li>●訪問型短期集中予防サービス</li> <li>●通所型基準緩和サービス</li> </ul>
	要支援1・2の方	介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防訪問入浴介護</li> <li>●介護予防居宅療養管理指導</li> <li>●介護予防通所リハビリテーション</li> <li>●介護予防短期入所療養介護</li> <li>●介護予防福祉用具購入費の支給</li> <li>●介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防訪問看護</li> <li>●介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>●介護予防短期入所生活介護</li> <li>●介護予防住宅改修費の支給</li> <li>●介護予防福祉用具貸与</li> </ul>
	要介護1～5の方	居宅介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護</li> <li>●訪問入浴介護</li> <li>●居宅療養管理指導</li> <li>●通所リハビリテーション</li> <li>●短期入所療養介護</li> <li>●福祉用具購入費の支給</li> <li>●特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護</li> <li>●訪問リハビリテーション</li> <li>●通所介護</li> <li>●短期入所生活介護</li> <li>●住宅改修費の支給</li> <li>●福祉用具貸与</li> </ul>
施設に入所するサービス	要介護1～5の方	施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設</li> <li>●介護療養型医療施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●介護医療院</li> </ul>
地域密着型サービス	要支援1・2の方	地域密着型介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>●介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防認知症対応型通所介護</li> </ul>
	※原則として、新潟市の住民の方のみが利用します。	要介護1～5の方	地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模多機能型居宅介護</li> <li>●看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>●認知症対応型通所介護</li> <li>●地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>

認定の結果が、要支援か要介護かによって利用できるサービスが異なります。

要支援の方は予防に重点を置いたサービス、要介護の方は介護サービスを利用します。

また、基本チェックリストによる判定で事業対象者となった方は、総合事業の介護予防・生活支援サービスが利用できます。

このガイドブックでは、

事業対象の方が利用できるサービスに、

事業

要支援の方が利用できるサービスに、

支援

要介護の方が利用できるサービスに、

介護

のマークを表示しています。

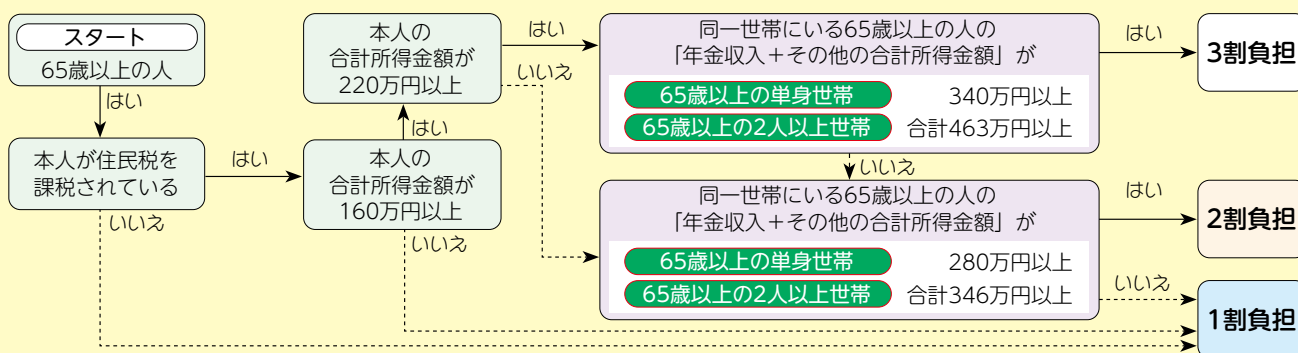
# 介護サービスの利用者負担

## ●利用者負担割合

介護サービスを利用したときは、実際にかかるサービス費用の1割～3割を支払います。利用者負担の割合は前年の所得等に応じて決まります。原則、本人の所得で決まるため、同じ世帯でも負担割合が異なることがあります。

### <利用者負担割合の判定の流れ>

<b>3割</b>	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、65歳以上の人が1人の世帯の場合340万円以上、65歳以上の人が2人以上世帯の場合463万円以上
<b>2割</b>	[3割]に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、65歳以上の人が1人の世帯の場合280万円以上、65歳以上の人が2人以上世帯の場合346万円以上
<b>1割</b>	上記以外の人 (住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は、上記にかかわらず1割負担)



※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。土地等の売却等により長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とします。

※「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

## ●介護保険負担割合証

利用者負担割合を確認する証として、「介護保険負担割合証」を要介護・要支援認定を受けている方及び事業対象者に毎年7月下旬にお送りします。介護サービスを利用する際には、被保険者証と併せてサービス事業者等へ提示してください。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
番号	
被保険者	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 終了年月日
割	開始年月日 終了年月日
保険者番号 並びに保険者の名称及び印	1 5 1 0 0 1 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話(025)228-1000(大代表) 新潟市

●住所はお手数ですがご自分で記入してください

●氏名、フリガナ、生年月日などに誤りがないかを確認してください

●裏面の注意事項をよくお読みください

●負担割合(1割～3割)が記載されます

●負担割合の適用期間が記載されます

# サービスの利用限度額

居宅サービスには、要介護度ごとに利用できる限度額が設定されています。

限度額の範囲内でサービスを利用した場合、利用者は費用の1割～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。

限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の自己負担になります。

1月あたりの利用限度額は、下記の単位数にサービス毎の地域区分単価を乗じたものです。

要介護度		利用できる単位数	1月あたりの利用限度額	
事業対象者		5,032 単位※	50,320 円	※1単位を10円として計算した場合の目安の金額です。
要支援	要支援1	5,032 単位	50,320 円	
	要支援2	10,531 単位	105,310 円	
要介護	要介護1	16,765 単位	167,650 円	※実際の費用は各サービスごとの「単位数×新潟市の地域区分単価(10円～10.21円)」によって算定されます。
	要介護2	19,705 単位	197,050 円	
	要介護3	27,048 単位	270,480 円	
	要介護4	30,938 単位	309,380 円	
	要介護5	36,217 単位	362,170 円	

※退院直後で、集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられる方など、利用者の状態により5,032単位を超えることも可能です。

サービス種類	地域区分単価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防) 居宅療養管理指導</li> <li>・(介護予防) 福祉用具貸与</li> </ul>	10円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所介護相当サービス</li> <li>・通所型基準緩和サービス</li> <li>・通所介護</li> <li>・(介護予防) 短期入所療養介護</li> <li>・(介護予防) 特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	10.14円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防) 訪問リハビリテーション</li> <li>・(介護予防) 通所リハビリテーション</li> <li>・(介護予防) 短期入所生活介護</li> </ul>	10.17円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問介護相当サービス</li> <li>・訪問型基準緩和サービス</li> <li>・訪問介護</li> <li>・(介護予防) 訪問入浴介護</li> <li>・(介護予防) 訪問看護</li> </ul>	10.21円

◎短期入所サービスはあくまでも在宅生活の継続のために利用するサービスです。

短期入所サービスの連続した利用は30日までとなります。

連続して30日を超えない場合であっても、短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安とします。

## 要介護度に関係なく限度額が設定されるサービスの費用

- 福祉用具購入費の支給（4月から翌年3月までの1年間） 10万円
  - 住宅改修費の支給（1人につき） 20万円
- 利用者は、いったん費用の全額をお支払いいただき、領収書を添付して市に請求すると、自己負担割合に応じた額が支給されます。
- 限度額を超えた場合は、超えた分を全額利用者が負担することになります。

# 在宅で利用できるサービス

## 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援・ 居宅介護支援(サービス計画の作成)

事業

支援

介護

在宅でのサービスを希望するとき、要支援認定を受けた方や事業対象者となった方は介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に、要介護認定を受けた方は居宅介護支援事業所に、それぞれ介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

作成費用は、介護保険で全額負担しますので、自己負担はありません。

依頼を受けた事業所は、ご本人の希望をお聞きしながら、自立に向けたケアプランを作成します。

事業

支援

(要支援1、2の方・事業対象者)

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

～介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)の例～

※ サービスの組み合わせの一例です。

※ サービス利用前に、それぞれの事業者と契約を結びます。

### 事業対象者の例(総合事業のサービスのみ利用する場合)

サービスの限度額		※ 50,320円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前		通所型 基準緩和 サービス			介護予防 訪問介護 相当サービス		
午後							

### 要支援1と認定された方の例(予防給付のみ利用する場合)

介護予防サービスの限度額		※ 50,320円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	介護予防 通所リハ ビリ			介護予防 訪問看護			
午後							

### 要支援2と認定された方の例(予防給付のみ利用する場合)

介護予防サービスの限度額		※ 105,310円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	介護予防 訪問看護				介護予防 通所リハ ビリ		
午後							

### 要支援1と認定された方の例 (総合事業と予防給付を合わせて利用する場合)

介護予防サービスの限度額		※ 50,320円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	介護予防 通所介護 相当サー ビス				介護予防 訪問看護		
午後							

### 要支援2と認定された方の例 (総合事業と予防給付を合わせて利用する場合)

介護予防サービスの限度額		※ 105,310円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	介護予防 訪問介護 相当サー ビス			介護予防 訪問看護 相当サー ビス	介護予防 通所リハ ビリ		
午後				介護予防 通所リハ ビリ			

※ 1月あたりの利用限度額は、1単位を10円として計算した場合の目安の金額です。

**支援** (要介護1から5の方)居宅介護支援  
～居宅サービス計画書・ケアプランの例～

※ サービスの組み合わせの一例です。  
※ サービス利用前に、それぞれの事業者と契約を結びます。

**要介護1と認定された方の例**

居宅サービスの限度額		※ 167,650円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	訪問看護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後							

**要介護2と認定された方の例**

居宅サービスの限度額		※ 197,050円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問看護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後				訪問介護			

福祉用具貸与:車イス

**要介護3と認定された方の例**

居宅サービスの限度額		※ 270,480円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問看護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護

福祉用具貸与:車イス、特殊寝台、マットレス

**要介護4と認定された方の例**

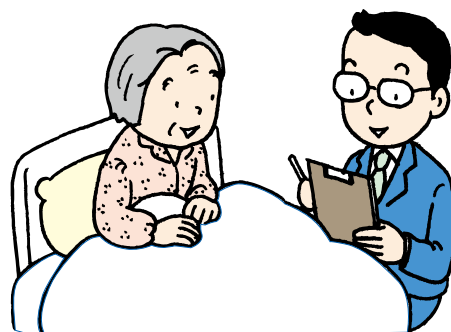
居宅サービスの限度額		※ 309,380円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護 または 通所リハビリ	訪問介護	訪問介護
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問介護	訪問介護	訪問介護

福祉用具貸与:車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

**要介護5と認定された方の例**

居宅サービスの限度額		※ 362,170円/月					
	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
	訪問看護				訪問看護		
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	
	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護

福祉用具貸与:特殊寝台、マットレス、エアーマット



※ 1月あたりの利用限度額は、1単位10円として計算した場合の目安の金額です。

在宅で利用できるサービス(居宅介護支援)

## 家庭を訪問するサービス

### 総合事業 介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス

事業

支援

#### 事業 支援 介護予防訪問介護相当サービス

サービス内容は27頁の「訪問介護」と同じです。

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1・2、事業対象者 (週1回程度の利用が必要な場合)	月3回まで 月4回以上	1回につき 1月につき	2,736円 12,006円
要支援1・2、事業対象者 (週2回程度の利用が必要な場合)	月7回まで 月8回以上	1回につき 1月につき	2,777円 23,983円
要支援2、事業対象者 (週2回を超える利用が必要な場合) ※この場合の事業対象者とは、例えば退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる方等です。	月11回まで 月12回以上	1回につき 1月につき	2,930円 38,052円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

#### 事業 支援 訪問型基準緩和サービス

事業所の職員等が自宅を訪問して、調理、掃除、買い物等の生活援助を行います。(身体介護は行いません)

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1・2、事業対象者 (週1回程度の利用が必要な場合)	月3回まで 月4回以上	1回につき 1月につき	2,501円 9,985円
要支援1・2、事業対象者 (週2回程度の利用が必要な場合)	月7回まで 月8回以上	1回につき 1月につき	2,491円 19,909円
要支援2、事業対象者 (週2回を超える利用が必要な場合) ※この場合の事業対象者とは、例えば退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる方等です。	月11回まで 月12回以上	1回につき 1月につき	2,634円 31,579円

#### 事業 支援 住民主体の訪問型生活支援

※事業対象者・要支援者以外の方でも、支援が必要な方は利用できる場合もあります。

ボランティア団体等が、掃除やゴミ出し、洗濯、調理、日用品等の買い物などの生活支援を行います。

支援の内容や利用者負担(利用料)は実施団体により異なります。

#### 事業 支援 訪問型短期集中予防サービス(訪問指導)

保健師や看護師等が訪問して、相談を受け助言をすることで、生活機能の維持・向上を図ります。

サービスを利用する場合の利用者負担はありません。

# 訪問介護 ～ホームヘルプサービス～

介護

介護訪問員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の身のまわりの支援を行います。

## 身体介護

- ・食事や入浴、排泄の介助
  - ・衣類の着脱の介助
  - ・身体の清拭、洗髪の介助、通院等乗降介助 など
- ※世帯や家族の状況にかかわらず、利用することができます。

## 生活援助

- ・食事の用意や衣類の洗濯
- ・住居等の清掃や生活必需品の買物 など

※介護保険で生活援助が利用できるのは、次のような場合です。

- ①利用者が一人暮らしの場合
- ②家族などと同居している場合は、家族などが病気等の理由により家事を行うことが困難であるとき

介護保険はみなさまの保険料や公費によって成り立つものですので、原則として次のようなサービスは介護保険の対象とはならず、全額自己負担で利用していただくこととなります。

- ①本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
- ②庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普通の暮らしに差し支えないもの
- ③大掃除など、普段はやらないような家事

## 介護（要介護1～5の方）訪問介護

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

身体介護	20分未満	1,705円
	20分以上30分未満	2,552円
	30分以上1時間未満	4,043円
	1時間以上1時間30分未満	5,911円
	1時間30分以上 (30分増すごとに)	857円を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,868円
	45分以上	2,297円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上	身体介護の費用 + 684円
	45分以上	身体介護の費用 +1,368円
	70分以上	身体介護の費用 +2,052円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

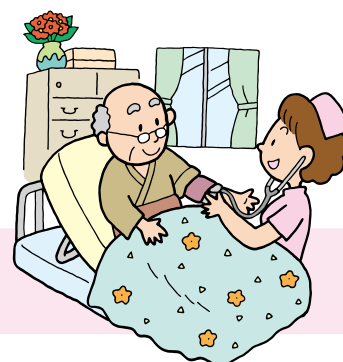


# 訪問看護

支援 介護

看護師などが自宅を訪問して、かかりつけの医師と連絡をとりながら、療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。

- ・ 血圧や脈拍などの病状のチェック
- ・ 床ずれの予防や処置
- ・ 経管栄養、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置



**支援** (要支援1、2の方) 介護予防訪問看護

**介護** (要介護1～5の方) 訪問看護

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

時間	内容	訪問看護ステーションが行う場合		医療機関が行う場合	
		要支援1・2	要介護1～5	要支援1・2	要介護1～5
20分未満		3,083円	3,195円	2,603円	2,705円
30分未満		4,594円	4,798円	3,890円	4,063円
30分以上1時間未満		8,086円	8,382円	5,635円	5,850円
1時間以上1時間30分未満		11,098円	11,486円	8,290円	8,596円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

# 訪問入浴介護

支援 介護

入浴が困難な方の自宅に、移動入浴車で訪問して、入浴の介助を行います。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防訪問入浴介護

**介護** (要介護1～5の方) 訪問入浴介護



**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1・2の方	1回につき	8,698円
要介護1～5の方	1回につき	12,864円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

# 訪問リハビリテーション

支援

介護

理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防訪問リハビリテーション

**介護** (要介護1～5の方) 訪問リハビリテーション

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1・2の方	要介護1～5の方	1回につき	3,122円
----------	----------	-------	--------

※他に、各種加算が算定される場合があります。

# 居宅療養管理指導

支援

介護

医師、歯科医師、薬剤師が訪問して要支援・要介護認定を受けた方やその家族に介護方法等の指導や助言・情報提供を行います。また、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問して療養上の指導を行います。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防居宅療養管理指導

**介護** (要介護1～5の方) 居宅療養管理指導

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

医師が行う場合	月に2回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,140円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,860円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4,450円
歯科医師が行う場合	月に2回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,160円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,860円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4,400円
病院が行う場合	月に2回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,650円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,160円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	3,790円
薬局の薬剤師が行う場合	月に4回を限度 (がん末期及び中心静脈栄養患者は、月8回を限度)	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,170円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,780円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	3,410円
	月に1回を限度	情報通信機器を用いて行う場合	450円
管理栄養士が行う場合	月に2回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	5,440円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,860円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4,430円
歯科衛生士が行う場合	月に4回を限度	単一建物居住者1人に対して行う場合	3,610円
		単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,250円
		単一建物居住者10人以上に対して行う場合	2,940円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※単一建物居住者とは、養護老人ホーム、有料老人ホーム、マンションなどの集合住宅等に入所又は入居している利用者のうち、同じ事業所から同一月に訪問診療や居宅療養管理指導を受ける場合のことを言います。

## 日帰りで通うサービス

# 総合事業 介護予防・生活支援サービス 通所型サービス

事業

支援

### 事業 支援 介護予防通所介護相当サービス

サービス内容は31頁の「通所介護」と同じです。

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1、事業対象者	月3回まで	1回につき	3,893円
	月4回以上	1月につき	16,954円
要支援2、事業対象者 ※この場合の事業対象者とは、例えば退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる方等です。	月7回まで	1回につき	4,005円
	月8回以上	1月につき	34,759円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

### 事業 支援 通所型基準緩和サービス

身体介護を必要としない方を対象に、運動やレクリエーションなどを行います。

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1、事業対象者	月3回まで	1回につき	3,417円
	月4回以上	1月につき	13,678円
要支援2、事業対象者 ※この場合の事業対象者とは、例えば退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる方等です。	月7回まで	1回につき	3,508円
	月8回以上	1月につき	28,067円

### 事業 支援 通所型短期集中予防サービス(幸齢ますます元気教室)

「体やお口、認知機能維持・向上の体操」や「運動・お口の健康・栄養・認知症予防についての講座」を実施する教室です。

短期間で心身機能の維持・向上を図ります。

○週1回、3か月(全12回)のコースです。(1回1時間30分～1時間50分程度)

○プログラムは、**運動・栄養・口腔・認知機能**の4要素で構成されています。

- ・体しゃっきり体操 ・お口の体操 ・栄養改善ミニ講座
- ・脳を活性化させる課題を組み合わせた運動 ・運動器機能向上ミニ講座
- ・口腔機能向上ミニ講座 ・認知症予防ミニ講座 など

○教室参加料は無料ですが、教材費について、実費相当額の負担があります。(300円程度)

○自力で通所できない方で、家族などによる送迎が困難な場合には、事業者による送迎サービスをご利用いただけます。

# 通所介護 ～デイサービス～

介護

デイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事の提供や日常生活上の支援などを行います。

- ・看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- ・移動や排泄の介助、見守りなどのサービス
- ・レクリエーションなど、高齢者同士の交流

## 介護 (要介護1～5の方)通所介護

標準的なサービスの費用(7時間以上8時間未満) 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1回につき	6,641円
要介護2	1回につき	7,838円
要介護3	1回につき	9,085円
要介護4	1回につき	10,322円
要介護5	1回につき	11,579円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※入浴サービスについては提供していない事業所もありますので、詳細は事業所にお問い合わせください。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

これらのサービスは、利用する方の状態にあわせて、デイサービス等で行われます。

- 運動器の機能向上 柔軟体操や筋力低下をふせぐための運動やトレーニング
- 栄養改善 低栄養を予防するための食べ方、食材の選び方の指導
- 口腔ケア 歯みがきや義歯の手入れ、食べることや飲み込む機能を向上させるための指導

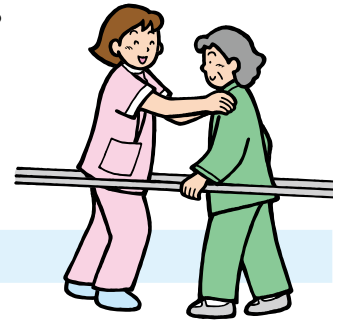
# 通所リハビリテーション ～デイケア～

支援

介護

介護老人保健施設などの施設へ通い、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。また、入浴や食事の提供、レクリエーションなども行います。

- ・医師の指示に基づく、理学・作業療法士によるリハビリテーション
- ・利用者が参加するレクリエーション



## 支援 (要支援1、2の方) 介護予防通所リハビリテーション

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1	1月につき	20,879円
要支援2	1月につき	40,669円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

## 介護 (要介護1～5の方) 通所リハビリテーション

**標準的なサービスの費用(7時間以上8時間未満)** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1回につき	7,698円
要介護2	1回につき	9,122円
要介護3	1回につき	10,566円
要介護4	1回につき	12,265円
要介護5	1回につき	13,922円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

# 短期入所サービス

## 短期入所生活介護・短期入所療養介護 ～ショートステイ～ 支援 介護

介護する方の負担を軽減するために、特別養護老人ホームや老人保健施設・病院などの施設へ短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介助や日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを受けます。

支援 (要支援1、2の方) 介護予防短期入所生活介護

介護 (要介護1～5の方) 短期入所生活介護

**標準的なサービスの費用(短期入所単独事業所の場合/1日当たり)**

費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度 部屋の種別	介護度						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	4,820円	5,990円	6,488円	7,190円	7,912円	8,613円	9,315円
多床室	4,820円	5,990円	6,488円	7,190円	7,912円	8,613円	9,315円
ユニット型個室・ 個室的多床室	5,644円	6,854円	7,505円	8,197円	8,959円	9,651円	10,342円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これらの費用の1割～3割負担のほか、食費+滞在費+日常生活費がかかります。

支援 (要支援1、2の方) 介護予防短期入所療養介護

介護 (要介護1～5の方) 短期入所療養介護

**標準的なサービスの費用(老人保健施設の場合/1日当たり)**

費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度 部屋の種別	介護度						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	5,850円	7,310円	7,625円	8,101円	8,730円	9,267円	9,795円
多床室	6,185円	7,787円	8,385円	8,882円	9,521円	10,048円	10,596円
ユニット型個室・ 個室的多床室	6,296円	7,929円	8,446円	8,913円	9,562円	10,109円	10,636円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これらの費用の1割～3割負担のほか、食費+滞在費+日常生活費がかかります。

**標準的なサービスの費用(介護医療院の場合/1日当たり)**

**費用の1割～3割が自己負担になります。**

介護度 部屋の種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	5,982円	7,361円	7,726円	8,862円	11,275円	12,309円	13,232円
多床室	6,611円	8,213円	8,872円	9,987円	12,411円	13,435円	14,358円
ユニット型個室・ 個室的多床室	6,824円	8,456円	9,044円	10,160円	12,593円	13,618円	14,540円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これらの費用の1割～3割負担のほか、食費+滞在費+日常生活費がかかります。

注1:利用料、各居室の種類の説明は、37頁をごらんください。

注2:所得の低い方に対して、居住費(滞在費)・食費など、利用料の軽減制度があります。

くわしくは53頁をごらんください。

**その他のサービス**

**特定施設入居者生活介護**

支援

介護

有料老人ホームなどに入居している方も、食事や入浴、排泄の介助などのサービスを介護保険で利用することができます。有料老人ホームについては78頁をごらんください。

**支援 (要支援1、2の方) 介護予防特定施設入居者生活介護**

**介護 (要介護1～5の方) 特定施設入居者生活介護**

**標準的なサービスの費用**

**費用の1割～3割が自己負担になります。**

要支援1	1日につき	1,845円
要支援2	1日につき	3,153円
要介護1	1日につき	5,455円
要介護2	1日につき	6,124円
要介護3	1日につき	6,834円
要介護4	1日につき	7,483円
要介護5	1日につき	8,182円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食材料費や居室の賃貸借契約に必要となる費用(家賃・敷金・礼金・共益費等)は、保険の対象に含まれませんので、事業者にご確認ください。

※その他の居宅サービス(居宅療養管理指導を除く)と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

**【外部サービス利用型特定施設入居者生活介護について】**

柔軟かつ効率的なサービスが提供できるよう、生活相談や、介護サービス計画の作成は、施設職員が行いますが、介護などのサービス提供は、外部のサービス提供事業者が行います。

サービスの費用は、介護サービス計画作成などの基本サービスの金額と、実際にサービスを利用した金額の合計となりますが、要介護ごとに利用限度額が設けられています。

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。

**【短期利用特定施設入居者生活介護について】**

一定の要件を満たす特定施設については、30日以内で短期利用ができます。

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。

# 福祉用具の貸与

支援

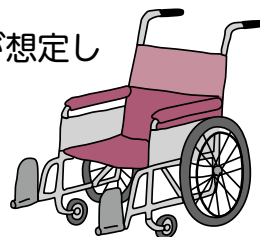
介護

車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助ける用具を貸与します。費用の1割～3割が自己負担になります。

ただし、要支援1、2および要介護1の方が貸与を受ける場合、利用が想定しにくい品目（※）については、原則として貸与の対象となりません。

（※）利用が想定しにくい品目は、①～⑥、⑪と⑫です。

（※）⑬については、原則として要介護4、要介護5の方のみ対象となります。



## 貸与の対象となる福祉用具

- |                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| ① 車いす                     | ⑧ スロープ【取付け工事がいらぬもの】  |
| ② 車いす付属品【クッションや電動補助など】    | ⑨ 歩行器                |
| ③ 特殊寝台【傾斜角度や高さが調整できるもの】   | ⑩ 歩行補助つえ【松葉杖やクラッチなど】 |
| ④ 特殊寝台付属品【マットレスやサイドレールなど】 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器        |
| ⑤ 床ずれ防止用具【エアパッドなど】        | ⑫ 移動用リフト【つり具の部分を除く】  |
| ⑥ 体位変換器                   | ⑬ 自動排泄処理装置           |
| ⑦ 手すり【取付け工事がいらぬもの】        |                      |

※上記福祉用具を購入した場合は、介護保険給付の対象ではありません。

## 問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

# 福祉用具購入費の支給

支援

介護

利用者が、支給の対象となる下記の福祉用具を、指定販売業者から購入した場合に、保険給付の対象になります。

費用は、一旦全額をお支払いいただき、市に申請すると、限度額（※）の7～9割が支給されます。

※ 限度額は4月から翌年3月までの1年間につき10万円です。

## 購入の対象となる福祉用具

※介護保険の要支援・要介護認定申請前の購入は対象外となります。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ① 腰掛便座             | ④ 簡易浴槽          |
| ② 自動排泄処理装置その交換可能部品 | ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 |
| ③ 入浴補助用具           | ⑥ 排泄予測支援機器      |
- 【入浴用いすや手すり、浴室すのこなど】

## 申請に必要な書類

- |                     |                                                      |
|---------------------|------------------------------------------------------|
| ① 支給申請書             | ④ 医学的な所見が分かる書類および排泄予測支援機器確認調書<br>(排泄予測支援機器を購入した場合のみ) |
| ② 領収書(利用者名のもの)      | ⑤ 本人・代理人の確認書類<br>(くわしくは10頁をごらんください)                  |
| ③ 購入した福祉用具のパフレットの写し |                                                      |

## 福祉用具購入費受領委任払いについて

介護保険の利用者が、福祉用具の1割～3割分を指定販売業者に支払い、残りの給付金の受領を販売業者に委任する方法です。

受領委任払いの取扱いをしていない販売業者もありますので、直接ご確認ください。



## 申請・問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

※中央区のみ申請は窓口サービス課



# 住宅改修費の支給

支援

介護

廊下や階段に手すりを取り付けるなど、工事を伴う軽易な改修が対象です。施工業者に制限はありません。

利用者は、住宅を改修する前に、市へ事前申請を行い、工事内容の確認を受けてから、住宅改修を進めることとなります。

住宅改修の工事完了後、一旦費用の全額をお支払いいただき、改修後の申請をすることによって、工事費（※）の7～9割が支給されます。

※工事費の限度額は20万円です。

なお、保険給付の対象となる住宅は、住民票の住所地の住宅です。（実際に住んでいても、そこに住所をおいていない住宅は対象となりません。）

**対象となる改修** 介護保険の要支援・要介護認定申請前の工事は対象外となります。

- ①廊下や階段、浴室やトイレなどの手すりの取付け
- ②段差の解消  
【敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、転落防止柵を設置する工事、浴室の床のかさ上げなど】
- ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更  
【部屋の畳敷きから板製の床材やビニール系床材などへの変更、浴室の床の滑りにくいものへの変更など】
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤和式便器から洋式便器への取替え  
【和式汲み取り便器を洋式水洗便器に取替える場合、水洗化工事の部分は対象になりません。また、既存の洋式便器に暖房便座、洗浄機能を加えることは含まれません。】
- ⑥ 上記①から⑤のために必要な工事

## 申請に必要な書類

事前申請	①事前確認書 ②住宅改修が必要な理由書 ③工事費見積書(材料費、施工費用、数量が部屋や設置箇所ごとに明記されたもの) ④住宅所有者の承諾書(所有者が利用者本人の場合はいりません) ⑤改修前の写真、または改修内容がわかる見取り図
改修後の申請	⑥支給申請書 ⑦工事費内訳書(見積書と同様) ⑧改修前と改修後の写真 (撮影日が写真に入っているもの。事前申請で提出した改修前の写真に撮影日が入っている場合は、改修後の写真のみで可) ⑨領収書(宛名が利用者名かつ領収日が事前申請確認後のもの) ⑩本人・代理人の確認書類(くわしくは10頁をごらんください)

## 住宅改修費受領委任払いについて

介護保険の利用者が、住宅改修費の1割～3割分を改修業者に支払い、残りの給付金の受領を改修業者に委任する方法です。

これにより利用者は、一時的にまとまった費用を負担せずに住宅改修を行うことができます。受領委任払いの取扱いをしていない改修業者もありますので、直接ご確認ください。

市独自の制度として住宅リフォーム助成制度もあります。くわしくは67頁をごらんください。

## 申請・問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

# 介護保険施設に入所(入院)するサービス

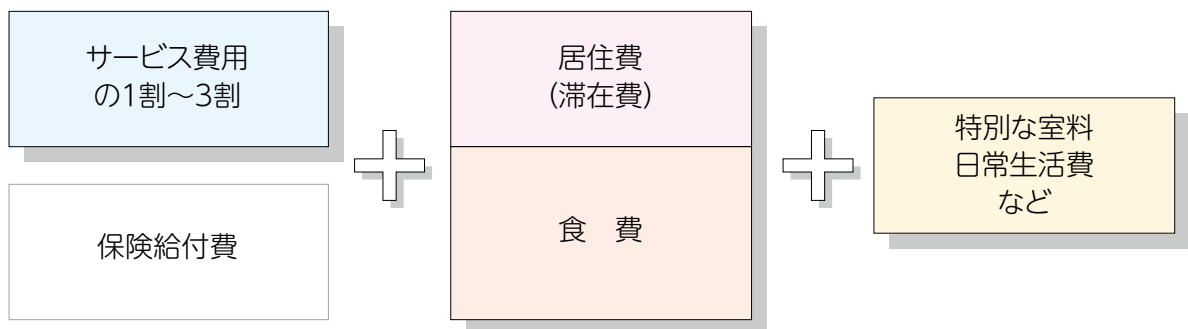
介護保険施設に入所(入院)した場合は、サービス費用の1割～3割を利用料として自己負担するほか、居住費(ショートステイの場合は滞在費)と食費についても、在宅の場合と同様にご負担いただきます。

※具体的な居住費(滞在費)や食費の金額は、利用者と施設の契約によって定められます。

- ◆ 居住費(滞在費)…室料と光熱水費相当額のことです。
- ◆ 食費…食材料費相当額および調理費相当額のことです。

※このほかに、日常生活費、特別な室料がかかる場合があります。

## (施設の入所にかかる費用)



所得の低い方に対しては、居住費(滞在費)・食費などの、利用者負担の軽減制度があります。くわしくは53頁をごらんください。

## 【施設やショートステイの居室の種類について】

施設の居室には4つの種類があり、それぞれの居室で利用料も異なります。

- ◎ユニット型個室  
少人数で利用する共同生活室のまわりに個室が配置されています。共同生活室では、入所者同士が家庭的な雰囲気です。
- ◎ユニット型個室的多床室(ユニット型準個室)  
既存の居室をユニット型個室に改装したものです。
- ◎従来型個室  
ユニットに属していない個室です。
- ◎多床室  
2名～4名の入所者で利用する居室(相部屋)です。

# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。施設サービス計画に基づいて食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

原則 要介護3～5の方（平成27年3月31日以前から入所している方は除きます）

標準的なサービスの費用（1日当たり） 費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	6,611円	7,300円	8,041円	8,740円	9,420円
ユニット型個室的多床室	6,611円	7,300円	8,041円	8,740円	9,420円
従来型個室	5,810円	6,499円	7,219円	7,909円	8,588円
多床室	5,810円	6,499円	7,219円	7,909円	8,588円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

## 特別養護老人ホームの特列入所・優先入所

要介護1・2の方でもやむを得ない事情により、在宅生活が困難な状況のときは、特例的に新規入所が認められる場合があります。また、入所の決定は、申込順ではなく、本人の要介護度や家族の状況によって判定する仕組みが導入されています。

詳しくは、担当のケアマネジャーや申込先の特別養護老人ホームにお問い合わせください。

### ●入所の決定方法

新潟市が策定した入所指針（ガイドライン）を踏まえ、市内の各特別養護老人ホームでは入所基準を作成し、入所の判定が行われています。

入所の申し込みは、施設の入所申込書にケアマネジャーが記載する意見書（介護の必要の程度、在宅サービスの利用度、主たる介護者や家族等の状況をそれぞれ点数化したもの）を添えて行います。

各施設では入所検討委員会を開催し、これら意見書等を基に入所の判定を行います。

## 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護

病状が安定し、治療よりも看護や介護に重点をおいたケアが必要な方が入所します。施設サービス計画に基づいて医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の支援などのサービスを受けることができます。

**標準的なサービスの費用(1日当たり)** 費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	8,071円	8,527円	9,156円	9,693円	10,231円
ユニット型個室的多床室	8,071円	8,527円	9,156円	9,693円	10,231円
従来型個室	7,239円	7,696円	8,324円	8,862円	9,379円
多床室	7,990円	8,477円	9,105円	9,622円	10,170円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

## 介護療養型医療施設

(令和5年4月1日時点で新潟市内に該当の施設はありません)

介護

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための病床です。施設サービス計画に基づいて医療、療養上の管理、看護、医学管理下での介護、機能訓練などのサービスを受けることができます。

**標準的なサービスの費用(1日当たり)** 費用の1割～3割が自己負担になります。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	7,158円	8,122円	10,160円	11,052円	11,823円
ユニット型個室的多床室	7,158円	8,122円	10,160円	11,052円	11,823円
従来型個室	6,013円	6,945円	9,014円	9,876円	10,667円
多床室	6,956円	7,919円	9,957円	10,849円	11,620円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

# 介護医療院

介護

慢性期に必要とされる、「長期療養のための医療」と「日常生活上の支援（介護）」を、一体的に受けることができるサービスです。

**標準的なサービスの費用(1日当たり)** 費用の1割～3割が自己負担になります。

## I 型（主に重篤な身体疾患のある方および身体合併症のある認知症の方など）

部屋の種別 \ 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	8,537円	9,643円	12,046円	13,060円	13,983円
ユニット型個室的多床室	8,537円	9,643円	12,046円	13,060円	13,983円
従来型個室	7,239円	8,355円	10,748円	11,772円	12,685円
多床室	8,365円	9,470円	11,873円	12,887円	13,810円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

## II 型（I 型と比べて容態が比較的安定した方など）

部屋の種別 \ 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	8,527円	9,551円	11,782円	12,725円	13,587円
ユニット型個室的多床室	8,527円	9,551円	11,782円	12,725円	13,587円
従来型個室	6,783円	7,746円	9,856円	10,738円	11,539円
多床室	7,899円	8,872円	10,971円	11,863円	12,664円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これら費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

# 地域密着型サービス

認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加しています。こうした方々が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、小規模で地域に展開する「地域密着型サービス」が設けられています。引き続き、市内の均衡を図りながら地域密着型サービスの基盤整備を進めていきます。

## 小規模多機能型居宅介護

支援 介護

住みなれた地域で安心して暮し続けられるように、ご希望をお聞きしながら、生活様式にあわせて「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護サービス計画を作成し、サービスを提供します。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防小規模多機能型居宅介護

**介護** (要介護1～5の方) 小規模多機能型居宅介護

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

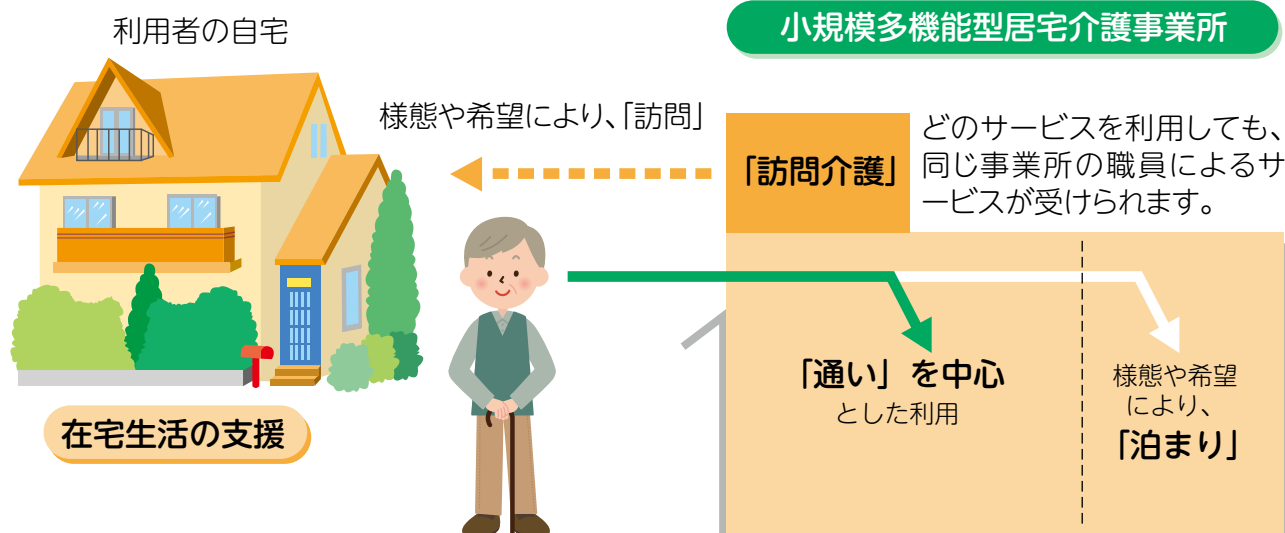
要支援1	1月につき	34,964円
要支援2	1月につき	70,661円
要介護1	1月につき	106,001円
要介護2	1月につき	155,784円
要介護3	1月につき	226,618円
要介護4	1月につき	250,110円
要介護5	1月につき	275,779円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費や居住費は自己負担となります。その他、日常生活費がかかる場合がありますので、事業者に直接ご確認ください。

※利用内容は、事業者に直接ご相談ください。

### サービス利用のイメージ



# 看護小規模多機能型居宅介護

介護

利用者の状態に応じた通い・泊まり・訪問（介護と看護）サービスを柔軟に提供するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を合わせたサービスを行います。

## 介護（要介護1～5の方）看護小規模多機能型居宅介護

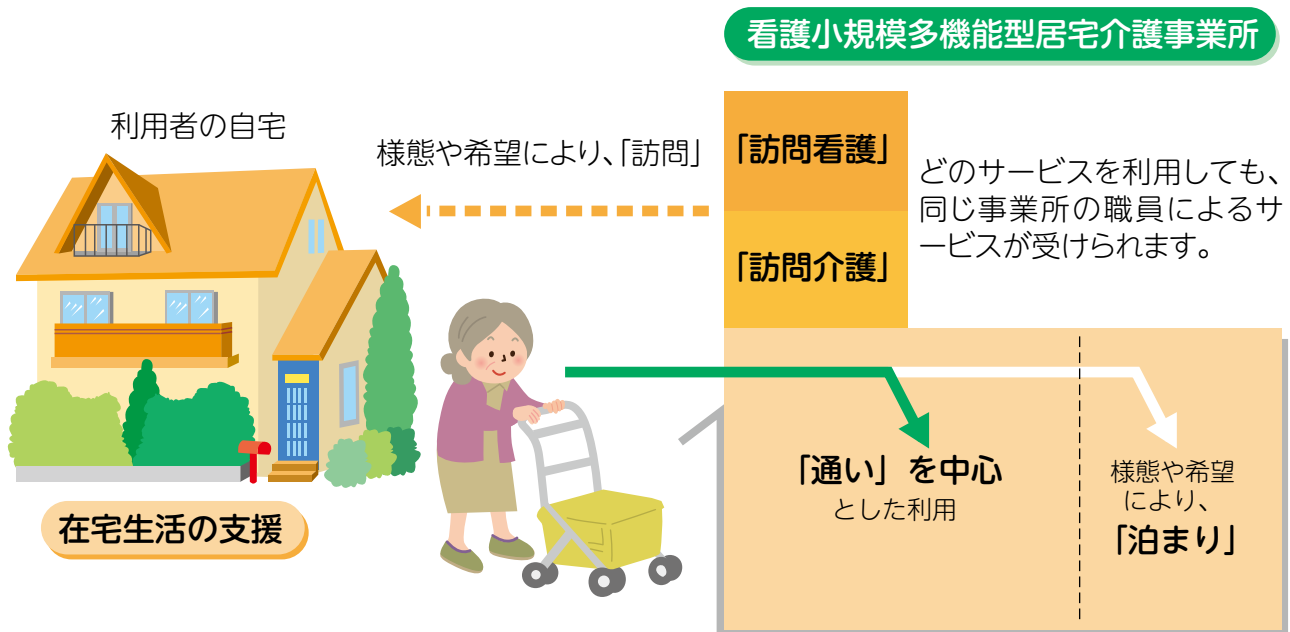
**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1月につき	126,494円
要介護2	1月につき	176,988円
要介護3	1月につき	248,798円
要介護4	1月につき	282,186円
要介護5	1月につき	319,195円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費や居住費は自己負担となります。その他、日常生活費がかかる場合がありますので、事業者にご確認ください。

※利用内容は、事業者にご相談ください。



# 夜間対応型訪問介護

介護

夜も安心して自宅で生活できるよう、夜間の定期的な巡回と通報による随時対応を組み合わせ、ヘルパーが自宅を訪問し、身の回りの支援を行います。

## 介護 (要介護1～5の方) 夜間対応型訪問介護

**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

【オペレーションセンターを設置する場合】(夜間対応型訪問介護費Ⅰ)

1か月の基本定額	1月につき	10,465円
----------	-------	---------

上記の1か月の基本定額に、訪問回数に応じて下記費用を加算します。

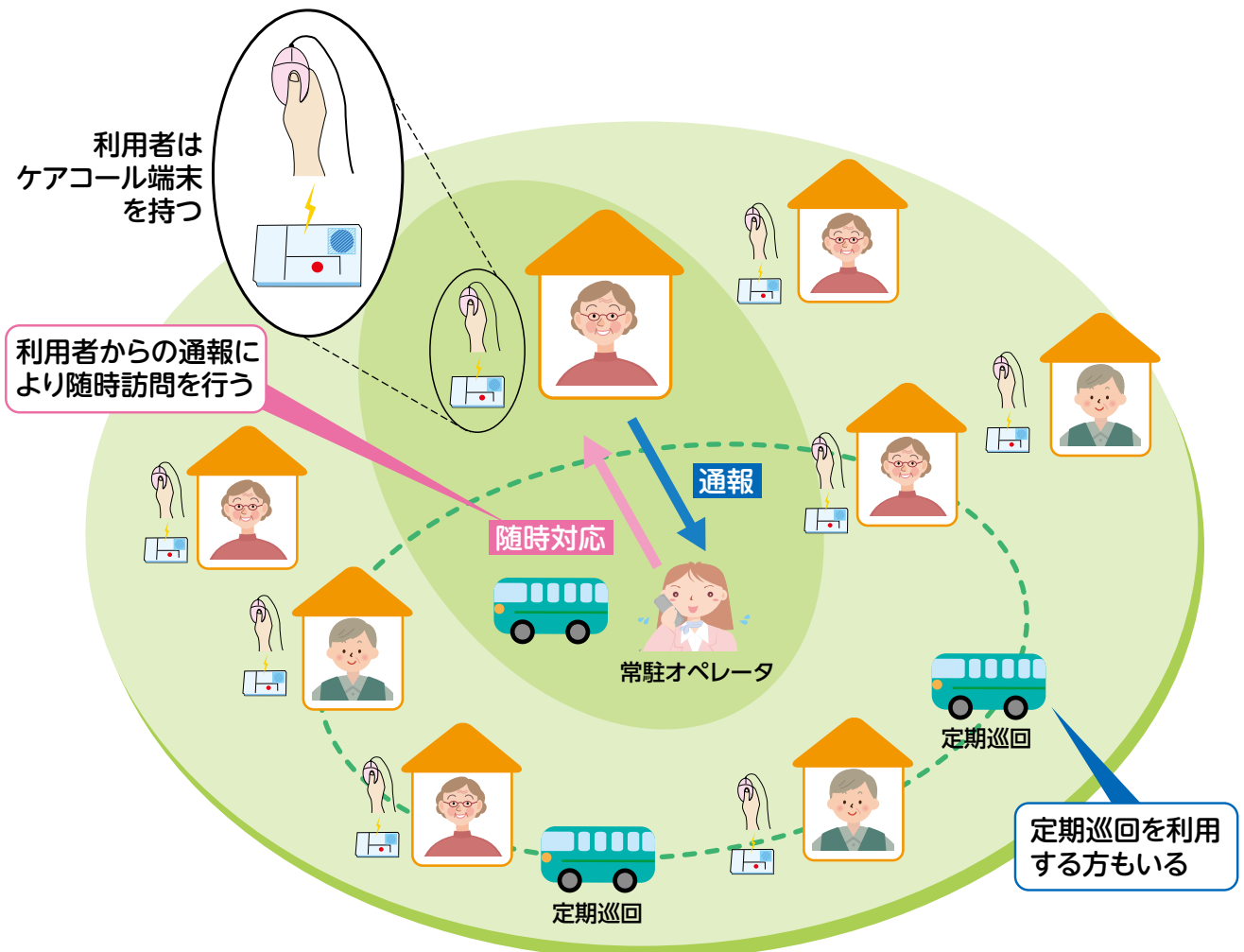
定期巡回サービス	1回につき	3,941円
随時訪問サービス (Ⅰ)	ヘルパー1人対応 1回につき	6,003円
随時訪問サービス (Ⅱ)	ヘルパー2人対応 1回につき	8,086円

【オペレーションセンター未設置の場合】(夜間対応型訪問介護費Ⅱ)

1月につき	28,588円
-------	---------

※他に、各種加算が算定される場合があります。

## サービス利用のイメージ (オペレーションセンターを設置する場合)





# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護

中重度者の在宅生活を支援するために、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に、又は密接に連携しながら提供するサービスを行います。

**介護** (要介護1～5の方) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

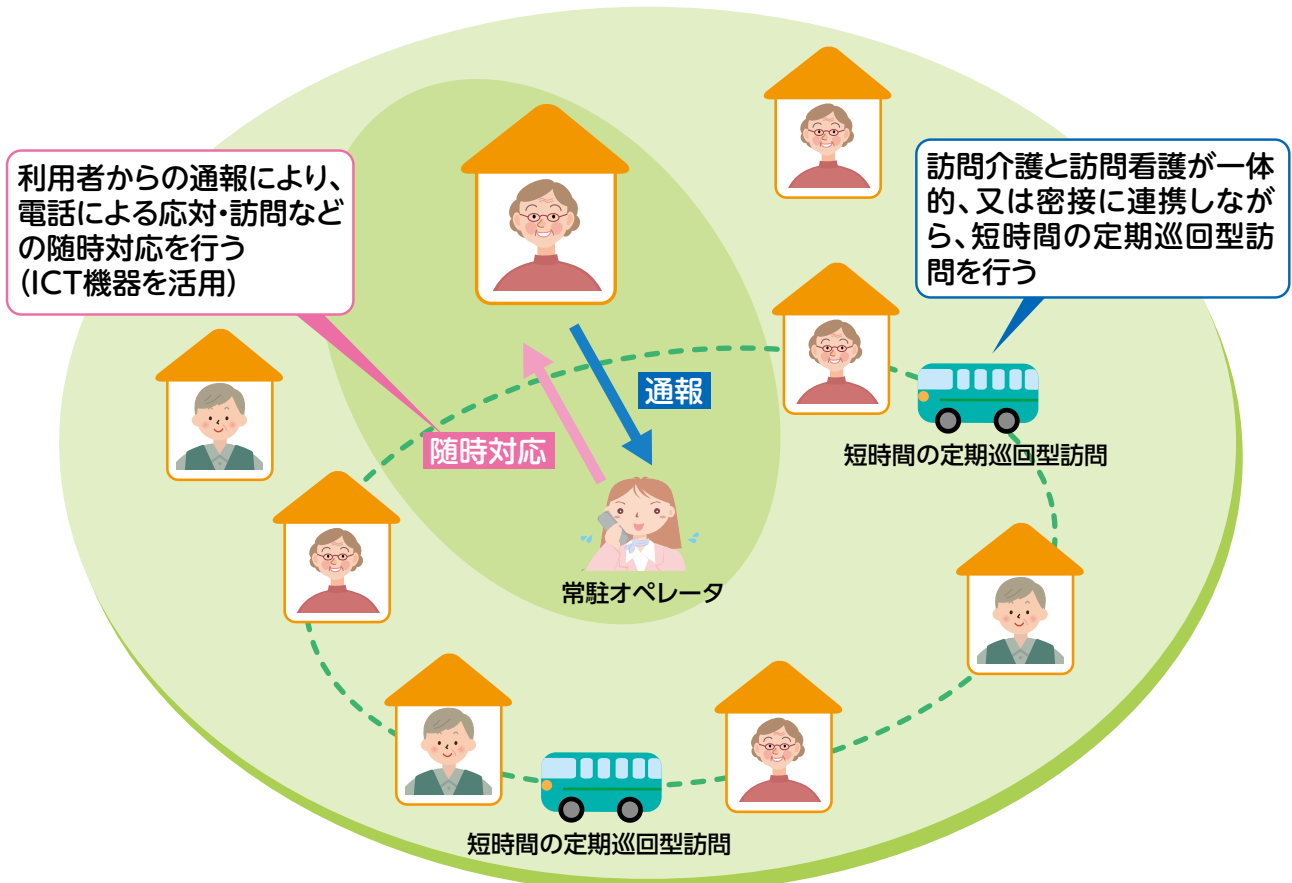
**標準的なサービスの費用** 費用の1割～3割が自己負担になります。

		介護・看護を同じ事業所が提供する場 合(一体型)		看護は他の訪問看護 事業所と連携して提 供し、介護のみ提供 する事業所を利用す る場合(連携型)※
		介護・ 看護利用者	介護利用者	
要介護1	1月につき	84,865円	58,166円	58,166円
要介護2	1月につき	132,576円	103,815円	103,815円
要介護3	1月につき	202,372円	172,375円	172,375円
要介護4	1月につき	249,471円	218,054円	218,054円
要介護5	1月につき	302,226円	263,714円	263,714円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※連携型の事業所を利用する場合で、連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合は、上記料金とは別に要介護1～4の場合は30,160円、要介護5の場合は38,328円を訪問看護事業所に支払うことになります。

地域密着型サービス



# 地域密着型通所介護 ～デイサービス～

介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事の提供や日常生活上の支援などを行います。

- ・看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- ・移動や排泄の介助、見守りなどのサービス
- ・レクリエーションなど、利用者同士の交流

## 介護 (要介護1～5の方) 地域密着型通所介護

標準的なサービスの費用(7時間以上8時間未満) 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1回につき	7,605円
要介護2	1回につき	8,994円
要介護3	1回につき	10,423円
要介護4	1回につき	11,843円
要介護5	1回につき	13,263円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※入浴サービスについては提供していない事業所もありますので、詳細は事業所にお問い合わせください。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

これらのサービスは、利用する方の状態にあわせて、デイサービス等で行われます。

- 運動器の機能向上 柔軟体操や筋力低下をふせぐための運動やトレーニング
- 栄養改善 低栄養を予防するための食べ方、食材の選び方の指導
- 口腔ケア 歯みがきや義歯の手入れ、食べることや飲み込む機能を向上させるための指導

## 認知症対応型通所介護 ～デイサービス～

支援

介護

デイサービスセンターなどの施設で、認知症の方を対象に、定員12名程度の少人数で、入浴や食事の提供、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

**支援** (要支援1、2の方) 介護予防認知症対応型通所介護

**介護** (要介護1～5の方) 認知症対応型通所介護

標準的なサービスの費用(単独型事業所で7時間以上8時間未満のサービスを受けた場合)

費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援1	1回につき	8,736円
要支援2	1回につき	9,753円
要介護1	1回につき	10,088円
要介護2	1回につき	11,187円
要介護3	1回につき	12,285円
要介護4	1回につき	13,383円
要介護5	1回につき	14,482円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

## 認知症対応型共同生活介護 ～グループホーム～

支援

介護

認知症の状態のある方が、少人数で生活をおくりながら、介護スタッフによる入浴、排泄、食事などの介助や、日常生活上の支援を受けます。

**支援** (要支援2の方) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援1の方は利用できません。

**介護** (要介護1～5の方) 認知症対応型共同生活介護

標準的なサービスの費用

費用の1割～3割が自己負担になります。

要支援2	1日につき	7,706円
要介護1	1日につき	7,746円
要介護2	1日につき	8,112円
要介護3	1日につき	8,345円
要介護4	1日につき	8,517円
要介護5	1日につき	8,700円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食材料費や居室の賃貸借契約に必要となる費用(家賃・敷金・礼金・共益費等)は、保険の対象に含まれませんので、事業者にご確認ください。

※その他の居宅サービス(居宅療養管理指導を除く)と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

### 短期利用共同生活介護について

グループホームを30日以内で短期的に利用できます。1つのユニットにつき定員の枠内で1名の利用になります。(短期利用の場合は、上記金額に加算があります。)

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。自宅では介護が困難な方が入所します。

原則 要介護3～5の方（平成27年3月31日以前から入所している方は除きます）

標準的なサービスの費用(1日当たり) 費用の1割～3割が自己負担になります。

部屋の種別 \ 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	6,702円	7,402円	8,142円	8,862円	9,551円
ユニット型個室の多床室	6,702円	7,402円	8,142円	8,862円	9,551円
従来型個室	5,901円	6,601円	7,321円	8,030円	8,720円
多床室	5,901円	6,601円	7,321円	8,030円	8,720円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※これらの費用の1割～3割負担のほか、食費+居住費+日常生活費等がかかります。

※利用料、各居室の種類の説明は、37頁をごらんください。

※所得の低い方に対して、居住費・食費など、利用料の軽減制度があります。

くわしくは53頁をごらんください。

## 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居している方も、食事や入浴、排泄の介助などのサービスを介護保険で利用することができます。

標準的なサービスの費用 費用の1割～3割が自己負担になります。

要介護1	1日につき	5,495円
要介護2	1日につき	6,175円
要介護3	1日につき	6,885円
要介護4	1日につき	7,544円
要介護5	1日につき	8,243円

※他に、各種加算が算定される場合があります。

※食材料費や居室の賃貸借契約に必要となる費用（家賃・敷金・礼金・共益費等）は、保険の対象に含まれませんので、事業者にご確認ください。

※その他の居宅サービス（居宅療養管理指導を除く）と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

【短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護について】

一定の要件を満たす地域密着型特定施設については、30日以内で短期利用ができます。

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。

# ～介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)～ 一般介護予防事業

要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう介護予防の取組みを実施しています。65歳以上の方どなたでも参加できます。

## にいがたし元気力アップ・サポーター制度

市内の65歳以上の方が、介護施設などでのサポート活動に取り組んでいただくことにより、高齢者自身の介護予防といきいきとした地域社会づくりを推進することを目的とした事業です。活動を行った場合にポイントを付与し、獲得したポイントに応じ、翌年度に最大5,000円の交付金を受け取ることができます。

### 対象者

- ・新潟市介護保険の第1号被保険者（65歳以上）で登録説明会を受講された方（交付金の受け取りは、介護保険料の滞納がないことが条件となります。）

### 活動場所

- ・受入協力機関として登録された施設、事業所など（市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、デイサービス、保育園、障がい者支援施設、公民館、図書館、病院など）

### 活動内容

- ・お茶出しや食堂内の配膳、下膳の補助
- ・レクリエーション指導、補助
- ・施設行事の手伝い、芸能披露
- ・お話し相手 など

活動時間に応じて付与されるポイントの基準  
(※1日当たり上限2ポイント)

- 30分以上2時間未満 → 1ポイント(100円)
- 2時間以上 → 2ポイント(200円)

### 制度に関する問い合わせ

地域包括ケア推進課 ☎025(226)1281  
新潟市社会福祉協議会 ☎025(243)4370

### 登録説明会・活動場所に関する問い合わせ

(北区・東区)	東区社会福祉協議会	☎025(272)7721
(中央区・江南区)	中央区社会福祉協議会	☎025(210)8720
(秋葉区・南区)	秋葉区社会福祉協議会	☎0250(24)8376
(西区・西蒲区)	西区社会福祉協議会	☎025(211)1630

## 介護予防についての講演会・教室・相談

高齢者を対象に、以下の講演会・教室や相談会を開催しています。積極的に参加して、介護予防に取り組みましょう。

内容や開催時期については、区役所だよりなどでお知らせします。

### 健康教育

医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等により、生活習慣病予防、転倒予防、口腔機能等に関する講演会・教室等を開催します。

### 健康相談

保健師・栄養士等により、生活習慣の改善、病気の予防や重症化防止など健康に関する個別相談に応じ、必要な相談・助言を行います。

#### 問い合わせ

各区役所健康福祉課健康増進係（裏表紙参照）

## やろてば体操・楽しく脳トレ！（認知症予防出前講座）

研修を受講した運動普及推進委員※が、地域の茶の間やサークル等に伺って、認知症予防に効果的とされる運動を中心とした認知症予防・健康づくりのメニューを提供します。

※運動普及推進委員とは、市が実施する養成講座を受講し、地域で運動を通して、健康づくり活動を普及するボランティアです。

#### 問い合わせ

地域包括ケア推進課 ☎025(226)1281

各区役所健康福祉課健康増進係（裏表紙参照）

## 住民主体の通いの場（週1回以上開催する地域の茶の間）

地域のボランティア団体等が、地域の集会所や公民館、空き家等を利用して、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集まり交流することができる地域の居場所を運営します。

参加費は実施団体により異なります。

#### 問い合わせ

地域包括ケア推進課 ☎025(226)1281

## 総おどり体操事業

高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりや多世代交流を目的として、講習会の開催や指導スタッフの派遣、「にいがた総おどり」への参加を行うとともに、講師養成講座の実施によって指導者ライセンス修得者を増やし、高齢者の地域での自主的な指導活動を推進します。講習会の日程や開催場所については、市報にいがたなどでお知らせします。

**問い合わせ** 高齢者支援課 ☎025(226)1290

**申込み先** 新潟市役所コールセンター ☎025(243)4894

### 地域の皆様へ講座等を行います。

地域の集会などにお伺いし、ご希望のテーマについてご説明させていただきます。  
テーマ・お問い合わせ先などは以下の通りです。

#### ①地域包括ケアシステムについて

地域の支え合いのしくみづくりについて、市の職員や支え合いのしくみづくり推進員などがご説明します。

**問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当(裏表紙参照)

#### ②在宅医療・介護について

(「医療と介護の市民講座」、「働く人のための医療介護セミナー」)

在宅医療、上手な医療のかかり方、在宅介護をしながら働き続けることなどの話を、地域の医師や病院の医療相談員、訪問看護師などの専門職が、地域の集会場、企業などでお話します。

**問い合わせ** 新潟市在宅医療・介護連携センター ☎025(240)4135  
地域医療推進課 ☎025(212)8018

# 利用者の負担の軽減について

## ●高額介護（介護予防）サービス費

介護保険のサービスを利用した時の1割～3割負担の合計額が、負担上限額を超えた場合は、その超えた分を高額介護（介護予防）サービス費として支給します。

※総合事業においても高額介護予防サービス費相当事業を支給します。

この負担上限額は、利用者と利用者の世帯の方の前年の所得等に応じて定められています。

なお、申請案内及び支給（※）は原則サービス提供月の2か月後に行います。

また、一度申請した方は次回以降自動的にその口座へ振り込みます。

※初回申請の場合は申請日によって振込月が変更となる場合があります。

利用者負担段階	対象者		負担上限額 (月額)
第1段階	生活保護を受けている方など		15,000円 (世帯)
第2段階	世帯全員が市民税非課税 (市民税非課税世帯)	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
第3段階		第1段階、第2段階以外の方	24,600円 (世帯)
第4段階	市民税課税者がいる世帯 (市民税課税世帯)	課税所得380万円(年収約770万円) 未満	44,400円 (世帯)
第5段階		課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円) 未満	93,000円 (世帯)
第6段階		課税所得690万円(年収約1,160万円) 以上	140,100円 (世帯)

※福祉用具購入費、住宅改修費は対象になりません。

### 問い合わせ

介護保険課介護給付係（裏表紙参照）

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）



## ●高額医療合算介護（介護予防）サービス費

医療保険の一部負担金と介護保険の利用者負担額として、1年間に支払った自己負担額の合計が著しく高額となった場合に、負担限度額を超える分を支給します。

支給については、医療保険と介護保険の双方が利用者の自己負担額の比率に応じて行いますので、医療保険分と介護保険分で別々の支給となります。

### < 負担限度額 >

所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険または 国民健康保険+介護保険 (70~74歳の方がいる世帯)	被用者保険または 国民健康保険+介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	901万円超	212万円	212万円	212万円
	600万円超~ 901万円以下	141万円	141万円	141万円
一般	210万円超~ 600万円以下	67万円	67万円	67万円
	210万円以下	56万円	56万円	60万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	区分Ⅰ	19万円	19万円	

※対象となる計算期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日までです。領収書の全ての金額が対象となる訳ではありません。

※総合事業においても高額医療合算介護予防サービス費相当事業を支給します。

**問い合わせ** 介護保険課介護給付係 (裏表紙参照)

## ● 負担限度額認定証の交付による居住費（滞在費）と食費の軽減

介護保険施設やショートステイを利用したときの居住費（滞在費）・食費は、施設との契約によって負担額が決まりますが、所得が低い方など、一定の要件を満たす方に対しては、申請により、居住費（滞在費）・食費の負担を軽減するために負担限度額認定証を交付します。

利用者は、負担限度額認定証を施設やショートステイ事業所に提示すると、居住費（滞在費）・食費の一部が介護保険から給付され、負担が軽減されます。

### < 軽減の対象となる介護サービス >

○特別養護老人ホーム	○介護老人保健施設	○介護療養型医療施設
○介護医療院	○（介護予防）短期入所生活介護	○（介護予防）短期入所療養介護

※ 通所サービスの食費と、グループホーム・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護の居住費（滞在費）・食費は対象になりません。

また、有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等の居住費（滞在費）・食費も対象外です。

### < 利用者負担段階区分と対象者 >

利用者負担段階	対象者	
第1段階	生活保護を受けている方など	
第2段階	世帯全員（※1）が市区町村民税非課税で 預貯金等が一定額以下の方	年金収入額（※2）と合計所得金額の 合計が80万円以下の方
第3段階①		年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の方
第3段階②		年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円超の方
第4段階	上記以外の方	

※1 別世帯の配偶者や内縁関係の者を含む。

※2 遺族年金、障害年金等の非課税年金を含む。

預貯金等が以下の額を超える場合は軽減の対象外となります。

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者（内縁を含む）がいる場合
第2段階	650万円	夫婦合計で1,650万円
第3段階①	550万円	夫婦合計で1,550万円
第3段階②	500万円	夫婦合計で1,500万円

第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者（内縁を含む）がいる場合は夫婦合計で2,000万円）

< 介護保険施設・ショートステイを利用した場合の1日当たりの負担限度額 > ( )内は30日当たりの額

利用者負担段階	居住費 (滞在費)				食費		
	多床室		従来型個室		ユニット型個室	特養・老健・療養型・介護医療院	ショートステイ
	特養	老健・療養型・介護医療院	特養	老健・療養型・介護医療院			
第1段階	0円 (0円)		320円 (9,600円)	490円 (14,700円)	820円 (24,600円)	300円 (9,000円)	300円 (9,000円)
第2段階	370円 (11,100円)		420円 (12,600円)	490円 (14,700円)	820円 (24,600円)	390円 (11,700円)	600円 (18,000円)
第3段階 ①	370円 (11,100円)		820円 (24,600円)	1,310円 (39,300円)	1,310円 (39,300円)	650円 (19,500円)	1,000円 (30,000円)
第3段階 ②	370円 (11,100円)		820円 (24,600円)	1,310円 (39,300円)	1,310円 (39,300円)	1,360円 (40,800円)	1,300円 (39,000円)
第4段階	施設との契約により定められます。(参考:国の基準費用額は下記のとおりです。)						
	855円 (25,650円)	377円 (11,310円)	1,171円 (35,130円)	1,668円 (50,040円)	2,006円 (60,180円)	1,445円 (43,350円)	1,445円 (43,350円)

**問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当 (裏表紙参照)  
※中央区のみ申請は窓口サービス課

< 特例減額措置 >

本人又は世帯員 (別世帯の配偶者を含む。) が市民税を課税されている第4段階の方であっても、以下の全ての要件に該当する方については、申請することで、特例的に軽減の対象となります。

- ①その属する世帯の構成員の数が2以上 (同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算)
- ②介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設 (ショートステイを除く) に入所・入院し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③世帯の年間収入から施設の利用者負担 (介護サービス費、食費、居住費) の見込額を除いた額が80万円以下
  - ・世帯:施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算
  - ・収入:公的年金等の収入金額+合計所得金額
- ④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下 (預貯金等には有価証券、債権等も含まれる)
- ⑤世帯が居住する家屋その他日常生活のために必要な資産以外を有していない
- ⑥世帯が介護保険料を滞納していない

**問い合わせ** 介護保険課介護給付係 (裏表紙参照)  
各区役所健康福祉課高齢介護担当 (裏表紙参照)

## ●社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等の事業者が提供する、以下のサービスを利用する場合、所得が低く、特に生計が困難な場合に、申請により社会福祉法人等の事業者が利用者負担の軽減を行うものです。

申請により該当となる方には、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証が交付されますので、サービスを利用される際には、必ずこの確認証を事業所に提示してください。

なお、軽減を実施していない事業所もあります。実施の有無については、各事業所に直接おたずねください。

	生計困難者	生活保護受給者
対 象 者	市民税世帯非課税で、次の要件を全て満たす方(旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の方を除きます。) ①年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増ごとに50万円を加算) ②預貯金等の額が単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増ごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に資産を所有していない ④負担能力のある親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない	生活保護を受給している方
軽減対象となる費用	次のサービスに係る介護サービス費、食費、居住費 ・介護福祉施設サービス(※)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(※) ・(介護予防)短期入所生活介護(※) ・通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ・訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス (※)のサービスに係る食費、居住費の軽減については、負担限度額認定証の交付による軽減(53頁)が行われている場合に限りです。	次のサービスに係る居住費 ・介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護 上記の軽減については、負担限度額認定証の交付による軽減(53頁)を受けている場合に限りです。
軽減割合	25/100(高齢福祉年金受給者は50/100)	100/100(全額免除)

### 問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当(裏表紙参照)

※中央区のみ申請は窓口サービス課

## ●障がい者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

訪問介護等の介護保険サービスの継続的な利用促進を図るため、障がい者施策におけるホームヘルプサービスを利用していた所得の低い障がい者で介護保険制度の適用を受けることになった方について、利用者負担の軽減措置を行うものです。

対 象 者	障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方で次のいずれかに該当する方 ・65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護のうち身体介護及び家事援助)を利用していた方で65歳に到達したことで介護保険の対象者となった方 ・特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障がいが原因で、要介護または要支援の状態となった40歳から64歳までの方
対象サービス	・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・介護予防訪問介護相当サービス
利 用 料	全額免除

### 問い合わせ

介護保険課介護給付係(裏表紙参照)

各区役所健康福祉課高齢介護担当(裏表紙参照)

## ●災害等による利用者負担の軽減

次のいずれかに該当することにより、介護保険のサービスを利用したときの1割～3割負担が困難であると認められる場合は、負担割合を軽減できることがありますので、ご相談ください。

- ①災害により、住宅等について著しい損害を受けた場合
- ②主たる生計維持者が死亡し、又は心身の重大な障がいや長期入院により収入が著しく減少した場合
- ③主たる生計維持者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
- ④主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した場合

### 問い合わせ

介護保険課介護給付係（裏表紙参照）  
各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

## ●生活福祉資金貸付制度による貸付

介護保険の自己負担額等を一時的に融通できない方は、生活福祉資金貸付制度により低利、又は無利子で貸付を受けることができます。

対象者	①所得の低い世帯 ②日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯 ※どちらも所得基準があります。
対象となる費用	①介護保険の利用者負担額 ②介護保険施設に入所した場合の食費の負担額 ③介護保険料に相当する額 ④介護サービス受給期間中の生計を維持するために必要な額
貸付の条件	●貸付限度額 1,700,000円 （貸付対象期間が1年6か月までの場合は2,300,000円） ●貸付対象期間 原則1年（特に必要と認められる場合は1年6か月） ●償還期限 5年以内（措置期間6か月以内） ●償還期間は最終償還期限が満75歳を超えない期間設定とする。 ●連帯保証人 原則必要 ●貸付利子 連帯保証人あり＝無利子 連帯保証人なし＝年1.5%

### 問い合わせ

各区社会福祉協議会（下記参照）

### <各区社会福祉協議会の連絡先>

北区	東区	中央区	江南区
025 (386) 2778	025 (272) 7721	025 (210) 8720	025 (250) 7743
秋葉区	南区	西区	西蒲区
0250 (24) 8376	025 (373) 3223	025 (211) 1630	0256 (73) 3356

# 介護保険と障がい者福祉施策の関係

介護保険と障がい者福祉施策とで共通するサービスは、次のとおりです。

- 訪問介護（居宅介護）
- 通所介護（生活介護）
- 訪問入浴介護（訪問入浴サービス）
- 通所リハビリテーション（自立訓練（機能訓練））
- 短期入所生活介護（短期入所）
- 福祉用具の一部（補装具の一部・日常生活用具の一部）
- 住宅改修費（住宅リフォーム助成の一部）

障がい者等の方で、【①65歳以上の方】及び【②40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方のうち、特定疾病（注）が原因で介護が必要になった方】が、上記の共通するサービスをご利用になる場合には、要介護（要支援）認定（65歳以上の方の訪問介護及び通所介護は「基本チェックリスト」の実施を含む）を受けて、介護保険サービスをご利用いただくことになります。

なお、上記の共通するサービスのうち、次のような介護保険サービスは、障がい福祉サービスも利用できる場合がありますので、ご相談ください。

訪問介護	重度の身体障がい者や難病等対象者、知的障がい者、精神障がい者の方については、介護保険の訪問介護では対応できない部分について、障がい福祉サービスの「居宅介護」を利用できる場合があります。
通所介護	介護保険の通所介護では必要な支援を受けることができない場合等に、障がい福祉サービスの「生活介護」を利用できる場合があります。
福祉用具 (車いす、歩行器、歩行補助つえ)	介護保険の福祉用具では個別の身体状況に対応できない場合に、障がい福祉サービスの「補装具」として対応できる場合があります。
住宅改修費	障がい福祉サービスの「住宅リフォーム助成」を併せて利用できる場合があります。工事着工の1か月程度前までにご相談ください。
問い合わせ：区役所健康福祉課（裏表紙参照）、介護支援専門員	

※上記①②以外の障がい者等の方は、介護保険サービスではなく、障がい福祉サービスのご利用を検討いただくことになります。

なお、介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、重度訪問介護など）については、年齢や疾病名に関係なく、支給の要件に該当していればご利用いただくことができます。

## ●障がい者総合支援法による(新)高額障がい福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス(※1)の支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス(※2)の利用者負担額が償還されます。

※1 居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所

※2 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護

### 対象者

次の(1)～(5)の全てに該当する方が本制度の支給対象となります。

- (1) 65歳に達する日前5年間引き続き、対象の障がい福祉サービス(※1)の支給決定を受けており、介護保険移行後、対象の介護保険サービス(※2)を利用している。
- (2) 利用者及び配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度(65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度)において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。
- (3) 利用者が65歳に達する日の前日において障がい支援区分(障がい程度区分)2以上であった。
- (4) 対象の介護保険サービス(※2)を利用した月の属する年度において、利用者及び配偶者が市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。
- (5) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付(介護保険サービス)を受けていない。

### 対象となる利用者負担額

対象の介護保険サービス(※2)の平成30年4月以降利用分の利用者負担額(ただし、介護保険サービスの自己負担分を支払った日の翌日から5年を経過しないものに限る。)

高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の対象となる場合は、支給後の利用者負担額が対象となります。そのため、(新)高額障がい福祉サービス等給付費の支給は、介護保険制度による償還の決定後となります。

問い合わせ 各区健康福祉課障がい福祉係(下記参照)

### <各区健康福祉課障がい福祉係の連絡先>

北区	東区	中央区	江南区
025 (387) 1305	025 (250) 2310	025 (223) 7207	025 (382) 4396
秋葉区	南区	西区	西蒲区
0250 (25) 5682	025 (372) 6304	025 (264) 7310	0256 (72) 8358

# 仕事と介護の両立支援制度

家族が介護が必要な状態となっても離職することなく、仕事と家庭が両立できるよう育児・介護休業法に基づき雇用環境を整備するための制度です。主なものは以下のとおりですが、くわしくは新潟労働局にお問い合わせください。

## ○介護休業制度

要介護状態にある対象家族を介護する労働者（有期契約労働者にあつては、申出時点において介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない方）は、対象家族1人につき通算して93日まで、3回を上限として分割して、介護休業を取得することが可能です。

労使協定の締結により、一定の労働者を除外している場合があります。

### ※介護休業給付金

要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得し、一定要件を満たした方は、原則として休業開始時の賃金月額67%が支給されます。

詳しくは、最寄りのハローワークへ

ハローワーク新潟 ☎025(280)8609（北区・東区・中央区・江南区・西区）

ハローワーク新潟 ☎0250(22)2233（秋葉区・南区）

ハローワーク巻 ☎0256(72)3155（西蒲区）

## ○介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、年5日（2人以上の場合は年10日）の1日又は時間単位での介護休暇の取得が可能です。

## ○所定外労働の制限

要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、所定外労働を制限します。

## ○時間外労働の制限

要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限します。

## ○深夜業の制限

要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、午後10時から午前5時までの労働を制限します。

## ○介護のための所定労働時間短縮等の措置

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者について、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次のいずれかの措置を講じることを事業主に義務付けています。

①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度

③始業時刻・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の助成措置

問い合わせ

新潟労働局雇用環境・均等室 ☎025(288)3511



# 介護保険と税申告

介護保険に要した費用は、確定申告や市・県民税の申告において、医療費控除などの対象となります。また、障がい者に準じる状況の方については障害者控除を受けることができます。

## 介護保険料を支払った方の「社会保険料控除」

支払った介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。

### 対象者

- ◆普通徴収により支払った分…保険料を支払った方が申告できます。
- ◆特別徴収により支払った分…保険料が天引きされた年金を受給している本人が申告できます。

### 申告に必要な書類

年金の源泉徴収票、介護保険料領収書又は市から毎年1月下旬に送付される「介護保険料納入済額のお知らせ」

## 介護サービスやおむつを利用した方の「医療費控除」

介護サービスを利用したときにかかった費用やおむつ代は医療費控除の対象となることがあります。

### 【介護保険サービスの利用料の医療費控除】

### 対象者

下記の介護保険サービスを利用した方又はその方と生計を一にする親族の方

#### ●在宅サービス(サービス利用時の自己負担額が医療費控除の対象)

①医療系サービスとして対象となるもの(予防サービスを含む)

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))
- (訪問看護を行う場合のみ)

②上記サービスとあわせて利用した場合のみ医療費控除の対象となるもの(予防サービスを含む)

- ・総合事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)
- ・総合事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)
- ・訪問介護(生活援助中心型を除く)
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護を行わない場合のみ)
- ・看護小規模多機能型居宅介護(医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))

#### ●施設サービス(下記の施設ごとに示す額が医療費控除の対象)

- ①特別養護老人ホーム…自己負担額の2分の1相当額
- ②介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院…自己負担額

(参考)居住費・食費などの医療費控除

サービス区分	自己負担額	居住費(※3)	食費(※3)
特別養護老人ホーム	○(1/2)	○(1/2)	○(1/2)
介護老人保健施設	○	○	○
介護療養型医療施設(※1)	○	○	○
介護医療院	○	○	○
短期入所生活介護(※2)	○	×	×
短期入所療養介護(※1)	○	○	○
介護予防通所介護相当サービス・通所介護(※2)	○	-	×
通所リハビリテーション(※1)	○	-	○

(※1) 医療系のサービスについては、病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額について医療費控除の対象となります。

(※2) 医療系サービスと併せて利用した場合に限り、自己負担額が医療費控除の対象となります。

(※3) 特別な居住費や食費は、医療費控除の対象にはなりません。

### 申告に必要な書類

医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」

## 【おむつ代の医療費控除】

### 対象者

傷病により6か月以上寝たきりのため、おむつが必要と医師が認めた方(在宅・入院を問いません)又はその方と生計を一にする親族の方

### 申告に必要な書類

次の(1)、(2)の書類が必要です。

#### (1)「おむつ使用証明書」又は「主治医意見書内容確認書」

◆おむつ代の医療費控除が初めての方

…医師が記入した「おむつ使用証明書」が必要です。

◆おむつ代の医療費控除が2年目以降の方

…要介護認定の主治医意見書から寝たきり状態かつ尿失禁の発生の可能性があることが確認できる場合、市は「主治医意見書内容確認書」を発行しています。

※「主治医意見書内容確認書」の申請は、区役所健康福祉課(中央区のみ窓口サービス課)、地域保健福祉センター、出張所でできます。(対象者の介護保険被保険者証や申請人の身分証明をお持ちください。)

#### (2)領収書(レシートでも可)

※ただし、「おむつ使用証明書」の必要期間内や「主治医意見書内容確認書」の介護認定の有効期間内であって、申告算定期間内に支払ったものに限ります。

## 障がい者手帳をお持ちでない方で障がい者に準じる方の「障害者控除」

要介護認定者などで障がい者に準ずる方は障害者控除の対象となります。

### 対象者

「障害者控除対象者認定書」をお持ちの方及びその方と生計を一にする親族の方

### 申告に必要な書類

障害者控除対象者認定書

#### 《障害者控除対象者認定書》

要介護認定者など心身の状態や日常生活の状況などが障がい者に準ずると認められる65歳以上の方に発行しています。なお、要介護認定を受けていても該当しない場合があります。

※「障害者控除対象者認定書」の申請は、区役所健康福祉課(中央区のみ窓口サービス課)、地域保健福祉センター、出張所でできます。「対象者の介護保険被保険者証」と「申請者の本人確認ができるもの」の2つ(いずれも写し不可)をお持ちください。

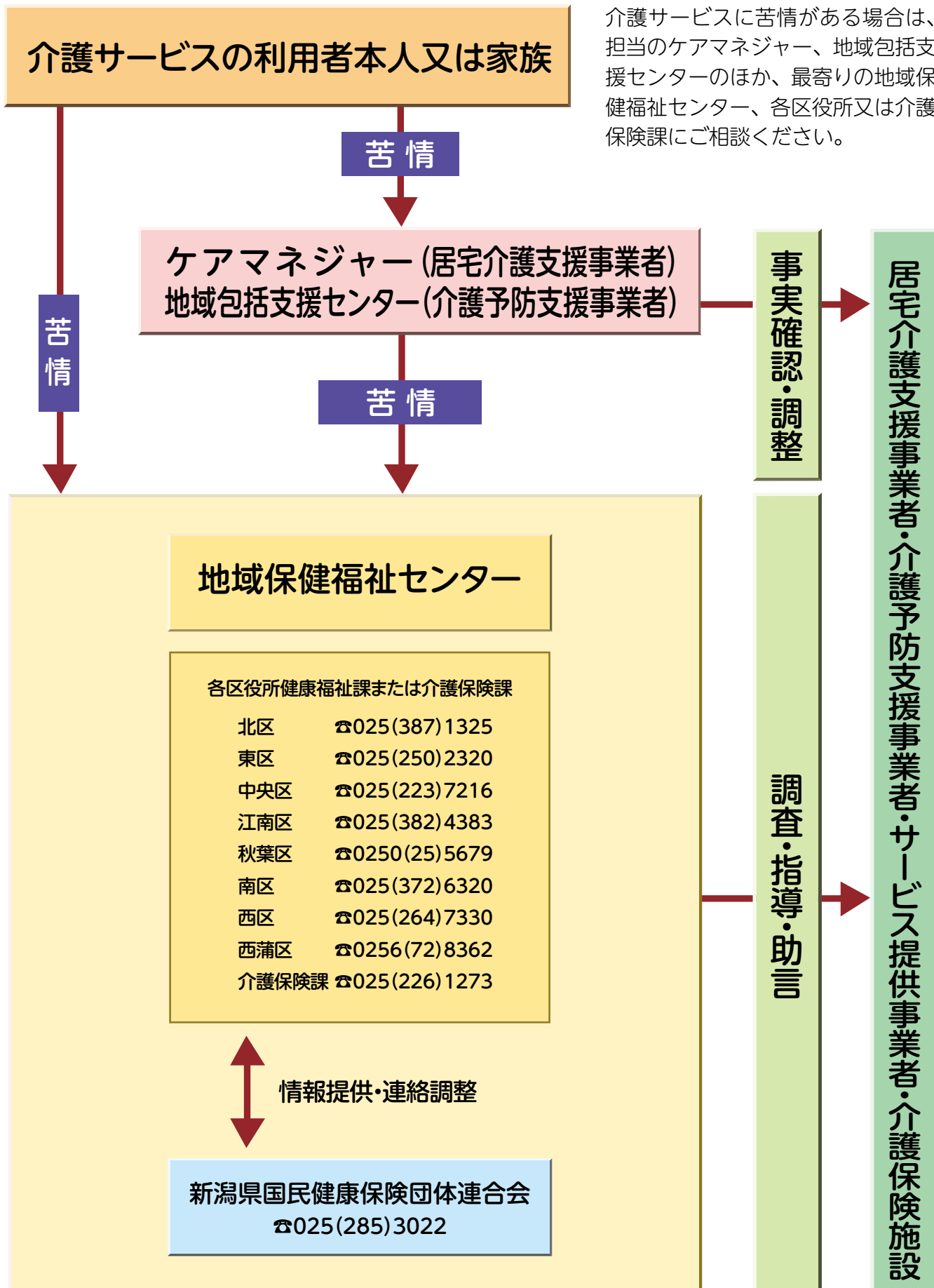
※なお、郵送による申請や電子申請でも受け付けていますが、詳しくは、各区役所健康福祉課までお問い合わせください。

## 税申告などに関する問い合わせ

- 税及び税申告に関すること……………新潟税務署 ☎025(229)2151
- 介護保険料の支払いに関すること……………介護保険課賦課収納係(裏表紙参照)
- その他市の発行書類、介護サービスに関すること…各区役所健康福祉課高齢介護担当(裏表紙参照)  
※事業所などの発行する領収書・支払証明書などについては、それぞれ発行元にお問い合わせください。

# 苦情対応

介護サービスに苦情がある場合は、担当のケアマネジャー、地域包括支援センターのほか、最寄りの地域保健福祉センター、各区役所又は介護保険課にご相談ください。



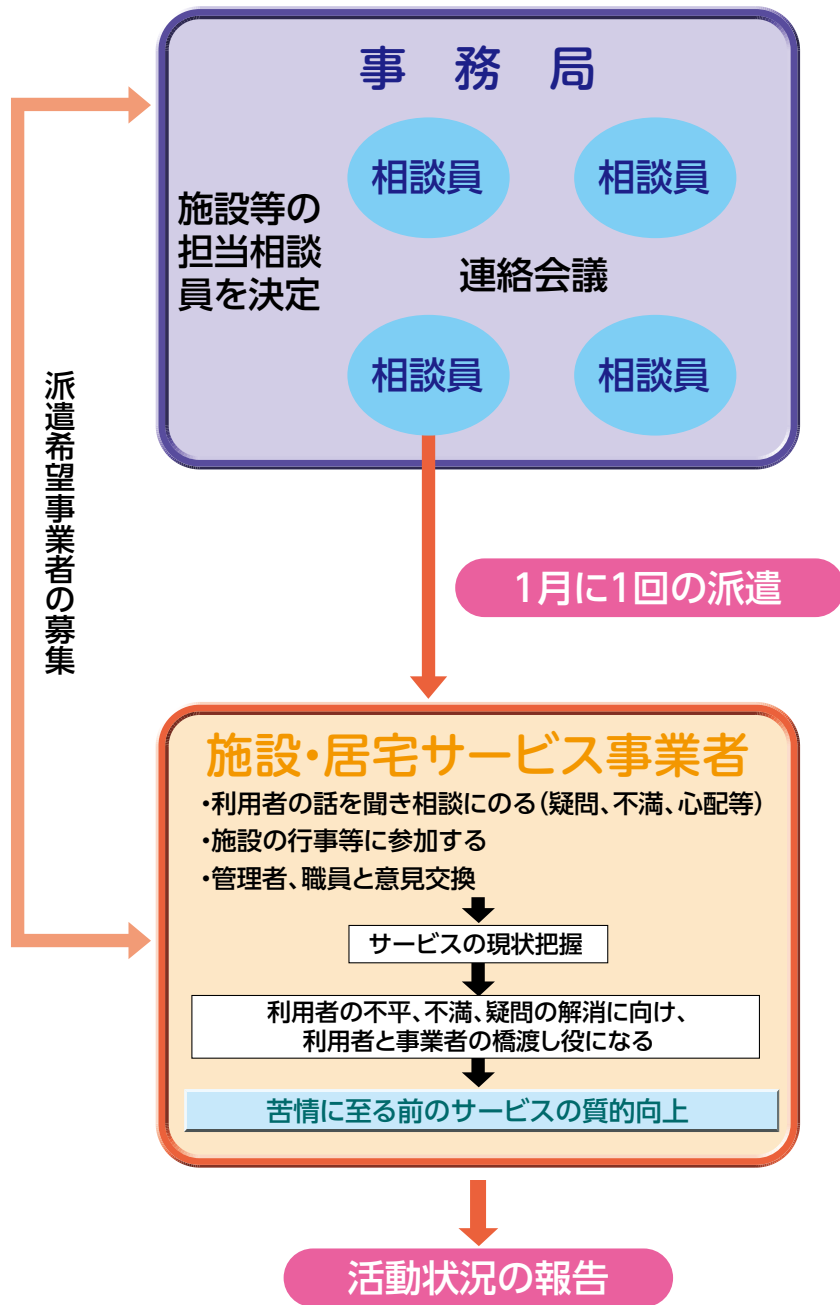
# 介護相談員派遣事業

介護相談員が、施設など介護サービスの提供の場を訪問して、利用者やその家族の話を聞き、利用者と事業者の橋渡しをしながら、サービスの質の確保、向上に向けた活動を行います。

現在、20人程度の介護相談員を派遣しています。

## 問い合わせ

介護保険課介護給付係 ☎025(226)1273



# 介護保険外のサービス

全国共通の介護保険サービス以外に、市の独自のサービスや、社会福祉協議会等が行っているサービスがあります。サービスの利用を希望される方は、申請を行ってください。

## 在宅高齢者等の介護に関するサービス

紙おむつ、訪問理美容、寝具乾燥の利用は申請の翌月からとなります。また、サービスをご利用できる期間は要支援・要介護認定の有効期間と同じです。

※継続してサービスをご利用したい場合、要支援・要介護認定の更新申請と同時に、サービスの申請を忘れずに手続きしてください。

### 紙おむつの支給 介護

紙おむつを必要とする在宅の要介護認定者へ紙おむつの無料引換券を交付します。指定業者に連絡し、無料引換券と希望の型の紙おむつや尿とりパッドと引き換えてください。

#### 対象者

常時おむつを必要とする40歳以上の在宅の要介護認定者（第1号・第2号被保険者）で、次の要件を満たす方

1. 身体要件 要介護1から要介護5で、介護保険認定調査における障がい高齢者の日常生活自立度がB以上（B1・B2・C1・C2）または認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上（Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ）のいずれかに該当する方
2. 所得要件 市民税本人非課税に該当する方（介護保険料段階1～5に該当する方）

所得要件	要介護度	券の種類及び枚数
市民税非課税世帯の方 （介護保険料段階1～3）	要介護1～3	パンツ型60枚又は平型200枚相当券/月
	要介護4・5	パンツ型90枚又は平型300枚相当券/月
市民税本人非課税の方 （介護保険料段階4・5）	要介護1～5	パンツ型30枚又は平型100枚相当券/月

※備考：ご希望のタイプ・サイズにより、枚数が少なくなる場合があります。

**申請・問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）  
※中央区のみ申請は窓口サービス課

### 紙おむつ引換券利用者へのごみ袋の支給

紙おむつ引換券を利用している方に対して、紙おむつ等を捨てるためのごみ袋をお送りしています。

#### 対象者・支給枚数

紙おむつ引換券を利用している方  
20ℓ指定袋 80枚/年

**問い合わせ** 廃棄物対策課 ☎025(226)1403

## 訪問理美容サービス **支援** **介護**

理髪店や美容院に出向くことが困難な在宅高齢者の方を対象に、訪問による理美容サービスを受けた際の出張費用を助成します。

### 対象者

65歳以上の在宅の高齢者で要支援2以上の認定を受けている方

### 実施回数

最大年6回

利用券を支給（理美容料金は利用者負担）

### 申請・問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）  
※中央区のみ申請は窓口サービス課

## 寝具乾燥 **支援** **介護**

寝具の衛生を保つため、年2回、「丸洗い乾燥」又は「殺菌乾燥」を行います。

### 対象者

65歳以上の在宅の高齢者で、要支援・要介護認定を受けており、介護保険認定調査における障がい高齢者の日常生活自立度がB以上（B1・B2・C1・C2）の方

### 実施内容

丸洗い乾燥（敷布団1枚、掛布団1枚、毛布1枚）

殺菌乾燥（敷布団2枚、掛布団1枚、毛布1枚、枕1個）

### 実施回数

年 2 回

第1期 6月1日～8月31日の間

第2期 12月1日～翌年2月末日の間

無 料

### 申請・問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）  
※中央区のみ申請は窓口サービス課

# 安心できる生活を支援するためのサービス

## あんしん連絡システム

家庭内での病気や事故などの緊急時に、ボタンを押すと、24時間体制の受信センターにつながり、親族等の協力員や委託先業者が出動します。定期的に電話及び安否センサー等による安否確認や相談受付を行います。

**対象者** 65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で、要介護状態又は慢性疾患等があり日常生活上注意を要し、定期的に安否確認を必要とする方

**費用** 世帯員全員の市民税課税状況によって、一部利用者負担があります。

**申請・問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）  
※中央区のみ申請は窓口サービス課

## 徘徊高齢者等の家族支援（位置検索性端末の貸与）

認知症等により、徘徊が見られる高齢者等を在宅で介護している家族に、位置検索性端末を貸与し、高齢者等が徘徊した場合に、24時間体制の検索センターで位置を確認し、搜索のお手伝いをします。

**対象者** 次のいずれかに該当する方を在宅で介護する家族  
(1) 認知症等により徘徊が見られる65歳以上の高齢者  
(2) 要支援・要介護認定を受けた40歳以上65歳未満の方のうち、認知症等により徘徊が見られる方

※上記(1)、(2)とも障がい高齢者の日常生活自立度判定基準でJ1以下（自立・J1）、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準でⅡa以上（Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M）に相当する方

**費用** 世帯員全員の市民税課税状況によって、一部利用者負担があります。

**申請・問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）  
※中央区のみ申請は窓口サービス課

## 配食サービス

食事づくりが困難な方に対し栄養のバランスのとれた食事をお届けし、安否確認をします。

**対象者** おおむね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯  
※東区・中央区では、実施していません。

**費用** 食材料費及び調理費相当分の利用者負担があります。

**申請・問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

## 入浴券の交付

自宅に入浴設備の無い高齢者の方に、公衆浴場の入浴券を交付します。

**対象者** 65歳以上で、自宅に入浴設備（浴槽または風呂釜）のない方  
※入浴設備が故障している方については該当しません。

**交付枚数** 月6枚の入浴券（自己負担なし）

### 申請の際に必要なもの

- ・地区の民生委員が配布する「公衆浴場入浴券申請書」
- ・「健康保険証」、75歳以上の方は「後期高齢者医療被保険者証」、生活保護受給者は「被保護者証明書」
- ・個人番号カード

**申請・問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）  
※中央区のみ申請は窓口サービス課

# 住まいに関するサービス

## 住宅リフォーム助成 支援 介護

身体機能の低下した高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者に適するようにリフォームする場合に、費用の一部を助成します。工事着工の1か月程前までにご相談ください。

### 対象者

要支援・要介護認定を受けた65歳以上の高齢者がいる世帯  
ただし、生計を一にしている世帯全員の前年の収入合計が600万円未満であること

世帯区分	助成率	助成限度額※
生活保護世帯	100%	30万円
所得税非課税世帯	75%	22.5万円
所得税課税世帯	50%	15万円

- ※ 助成対象経費に助成率をかけ、助成限度額を下回る場合は、低い方の金額になります。
- ※ 介護保険住宅改修費と併用の場合は、その給付部分を除きます。
- ※ 過去に「高齢者向け・障がい者向け住宅リフォーム助成」を受けたことがある場合は、助成できません。（1世帯につき1回のみ）

### リフォームの例

- ・廊下や階段、浴室やトイレの手すりの取り付け
- ・引き戸などへの扉の取替え
- ・床段差の解消
- ・浴槽の取替えやユニットバスへの取替え
- ・玄関先から道路までの段差解消
- ・和式便器の洋式便器への取替え
- ・すべり止め又は移動の円滑化のための床材の変更

※借家の場合は、家主等の承諾が必要で、共用部分の工事は除きます。

※助成決定前に着工した場合は、助成できません。

**申請・問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

## 住まいの地震対策の助成 支援 介護

木造住宅の耐震診断は無料です。また、耐震設計や耐震改修工事、耐震リフォーム工事、耐震シェルター等の設置工事、家具転倒防止の費用の一部を助成します。

### 対象者

対象となる世帯は、要支援・要介護認定を受けた方等が居住する世帯、または65歳以上の高齢者のみの世帯。

耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、耐震改修と併せて行うリフォーム工事、耐震シェルター等の設置の助成対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅。家具転倒防止の助成対象となる住宅については、制限はありません。

種類	助成内容
耐震診断	無料で耐震診断士を派遣(延べ面積280㎡以下)
耐震設計	設計費用の1/2以内(上限10万円)
耐震改修工事	改修工事費用の2/3以内(上限150万円)
耐震改修(又は耐震シェルター等の設置)と併せて行うリフォーム工事	リフォーム費用の1/2以内(上限20万円)
耐震シェルター等の設置	設置費用の1/2以内(上限30万円)
家具転倒防止	家具転倒防止工事に要する費用の額 家具1か所 上限4,000円 家具2か所 上限5,000円 家具3か所 上限7,000円

※耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、耐震改修と併せて行うリフォーム工事への助成は一般世帯向けの補助メニューもあります。また、道路等に面したブロック塀等の撤去費用の助成もあります。

**申請・問い合わせ** 建築行政課 ☎ 025 (226) 2841



# 困りごとや家事のお手伝い

## 住民相互の助け合い活動

住民相互の助け合いとして、家事や見守り・話相手などを行っています。  
「利用したい」または「活動したい方」は各団体にご相談ください。

実施団体 (申込先)	活動地域								利用料
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	
江南区社会福祉協議会 住民参加型在宅福祉サービス リボンの会 ☎025-250-7768 [受付時間] 平日8:30~17:15				●					[年会費] 1,500円(会員登録制) [利用料] 700円/時間+交通費(9時~17時) 以降30分ごとに350円加算 400円/30分+交通費(上記時間外)
秋葉区社会福祉協議会 ふれあい福祉サービス ☎0250-24-8376 [受付時間] 平日8:30~17:15					●				[年会費] なし(会員登録制) [利用料] 500円/時間(平日9時~17時) 以降30分ごとに250円加算 ※生活保護世帯は半額
コープデリにいがた くらしの助け合いの会 ☎025-201-5570 [受付時間] 平日9:00~16:00	▲	●	●	●	▲	▲	●	▲	[年会費](会員登録制) 組合員 1口 1,000円 原則組合員であること [謝礼] 800円/時間+交通費 (平日10時~16時) 以降30分ごとに400円加算 ※別途運営協力費として 利用1回につき100円

●…全地域 ▲…一部地域

## 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをします。

### 対象者

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方などで判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用やそれに伴うお金の出し入れなどをご自分一人の判断で行うことに不安のある方

### サービス内容

- 福祉サービス利用のお手伝い
  - 日常的なお金の出し入れ・支払いのお手伝い
  - 大切な通帳や証書などのお預かり(貸金庫でお預かりします)
- ※具体的なお手伝いは、ご本人と相談の上で計画を立て、ご本人と新潟市社会福祉協議会との二者で契約を結び、お手伝いさせていただきます。
- ※サービスを使うには、1時間1,000円の利用料が必要です。
- ただし、生活保護を受給されている方は、全て無料となります。また、市民税が非課税者の利用料は2分の1になります。

### 問い合わせ

新潟市社会福祉協議会 あんしんサポート新潟 ☎025(243)4416  
又は各区の社会福祉協議会へ(連絡先は91頁をご覧ください)

## ボランティア・市民活動センター

ボランティアで対応できる軽い作業の支援をします。

**問い合わせ** 各区の社会福祉協議会へ（連絡先は91頁をご覧ください）

## シルバー人材センター

家事、介護のお手伝い、日常のゴミ捨てなどの困りごとを引き受けます。

### サービス内容

- 買い物、調理、洗濯、掃除などの家事援助
  - 高齢者の見守り、話相手、食事やトイレの介助、通院介助など
  - 庭のお手入れ、玄関先の除雪など
- ※利用料金は内容によって異なります。事前に見積りをします。

**問い合わせ** 公益社団法人新潟市シルバー人材センター本部事務局 ☎025(241)3541  
(受付時間/平日 午前8時30分～午後5時15分)

## ご存じですか？ 老人医療費助成制度

65歳以上70歳未満で一定の要件を満たすと、申請により市の医療費助成が受けられます。

**対象者** 次の1、2いずれかに該当する、前年所得が135万円以下の方

1. 常時ひとり暮らしの方
  2. 3か月以上寝たきりで日常生活に介助が必要な方
- 申請時に親族との定期的な交流の有無など聞き取り調査をしたうえで、条件を満たす方が対象となります。

**助成内容** 医療費の自己負担割合が2割になります。（通常は3割）

**申請・問い合わせ** 各区区民生活課/窓口サービス課（給付担当）

北区	東区	中央区	江南区
025 (387) 1275	025 (250) 2265	025 (223) 7149	025 (382) 4235
秋葉区	南区	西区	西蒲区
0250 (25) 5676	025 (372) 6135	025 (264) 7243	0256 (72) 8336

## 医療と健康

### 家庭訪問による相談

保健師や看護師等が自宅を訪問し、介護予防や生活習慣病の悪化予防、介護する家族の健康等に関する相談に応じます。

**問い合わせ** 各区役所健康福祉課健康増進係（裏表紙参照）

### 新潟市こころの健康センター

精神科医や精神保健福祉相談員等が、認知症、うつ、依存症など、こころの健康に関するご相談に応じます。

※精神科医による相談は来所相談のみです。また、来所相談は予約制です。

種別・日程については下記までお問い合わせください。

**対象者** ご自身やご家族等のこころの健康に関してお困りの方、その支援をしている方

**問い合わせ** 新潟市こころの健康センター（中央区川岸町1丁目57番地1）  
☎025(232)5560(電話相談・来所相談予約)  
(受付時間:年末年始を除く 平日8時30分～17時)  
※支援者の方は事務専用電話(☎025-232-5580)をご利用ください。

### 新潟市認知症疾患医療センター

認知症の方とそのご家族が相談・受診できる認知症の専門医療機関です。

**対象者** 認知症の方とそのご家族

#### サービス内容

- 専門の相談員による認知症に関する医療相談
- 専門の医師による鑑別診断（認知症の原因となる病気を特定すること）とそれに基づく治療方針の選定
- 合併症や認知症周辺症状（幻覚、妄想、徘徊など）への対応
- パンフレットやホームページ、各種研修による認知症医療の情報発信

**問い合わせ** 総合リハビリテーションセンター・みどり病院☎025(244)5566  
(住所:中央区神道寺2-5-1)  
白根緑ヶ丘病院☎025(372)4107  
(住所:南区西白根41)

### 新潟市口腔保健福祉センターの特別診療（予約制）

高齢や障がいなどのために一般の診療所での診療が困難な方を対象に特別診療を行います。食べて飲み込む機能のリハビリテーションや口腔全般の相談なども行います。

**対象者** 高齢や障がいなどのために一般の診療所での診療が困難な方

**診療時間** 平日の火曜日、水曜日、金曜日／午後2時～午後5時  
平日の木曜日／午前9時～午後5時  
※診療は平日に限ります。祝日と重なった場合、特別診療は休診です。

**問い合わせ** 新潟市口腔保健福祉センター☎025(212)8020  
(住所:中央区紫竹山3丁目3番11号新潟市総合保健医療センター4階)

## その他のサービス

### 成年後見制度の利用支援事業

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分で、財産管理や各種サービスの利用についての契約、解約などの法律行為を行うことが困難な方を保護し、必要な支援を行います。

この事業では、成年後見制度の利用にあたり係る費用の一部を助成します。

**対象者** 市内に住所を有し、生活保護受給者又はこれに準ずる方

助成内容	費用
審判申立手続きに係る費用の助成 成年後見人・保佐人・補助人に対する報酬の助成 ※成年後見人等が配偶者、直系血族、兄弟姉妹の場合は対象外	申立手数料・登記手数料・郵便料・診断料・鑑定料など 報酬の一部（以下上限額） 在宅の方 月額28,000円 施設入所の方 月額18,000円

**申請・問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

### 家族介護教室

ご家庭での介護方法や介護者の健康づくりなどの知識、技術を習得できる講習会を開催します。

内容や開催時期については、区役所だよりなどでお知らせします。

**対象者** 高齢者等を介護しているご家族や近隣の援助者

**実施内容** 介護方法や介護者の健康づくりなどについての教室

**問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

### ご存じですか？ 無料訪問歯科健診

（この事業は、新潟県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて新潟市歯科医師会が行っています。）

通院による歯科保健医療サービスを受けることが困難な要介護者に対して、在宅において歯科健診や歯科保健指導等を行います。

**対象者** 後期高齢者医療制度の被保険者で、次の要件をいずれも満たす方  
1.要介護3～5の方  
2.自力で通院することが困難で新潟市内に住所がある在宅の方  
（要介護1、2の方や有料老人ホーム等にお住まいの方でも、対象となる場合があります。）

**費用** 無料  
※歯科健診の結果、治療が必要となる場合があります。その場合は本人の一部負担が必要となることもありますので、担当歯科医師とご相談ください。

**実施内容** 歯科医師、歯科衛生士が居宅を訪問し、歯科健診や口腔ケア指導等を行います。

**申請・問い合わせ** 新潟市歯科医師会（新潟市在宅歯科医療連携室）☎025(244)5231  
（受付時間：年末年始を除く 平日9時～17時）

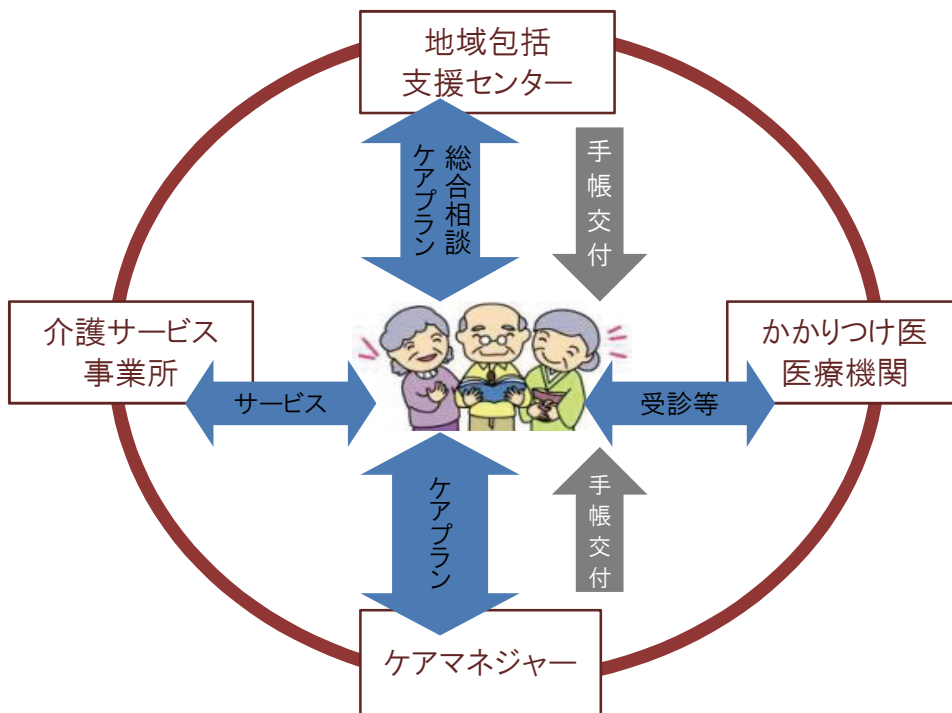
## むすびあい手帳

むすびあい手帳には、病状の経過記録、日常生活の様子、高齢者ご本人やそのご家族の思いなどを記入します。

ご本人・ご家族、医療・介護関係者が情報共有することで、症状の変化に早く気がつき、地域で安心して暮らし続けられるようにみんなで支援を考えていくための手帳です。

**対象者** 在宅で介護保険サービス等を利用され、個人情報の共有に同意していただける高齢者やそのご家族

**申請・問い合わせ** 地域包括支援センター（連絡先は90頁をご覧ください）、  
又はご担当の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）



※イメージ



## 老人憩の家・老人福祉センター

60歳以上の方の日常の生きがいくくりや交流のための施設です。広間・娯楽室・浴室などがあり、利用には利用証が必要です。

### 利用証の交付

60歳以上の市民であることを証明するもの（健康保険証、運転免許証など）を持って、区役所・出張所・連絡所へお申し出ください。

### ●老人憩の家（憩のフロアー）

#### 利用について

- 利用時間 午前9時～午後4時半（憩のフロアーは午後5時）
- 休所日 月曜日、国民の祝日（月曜日が祝日の場合、翌火曜日）、8月13日～15日、12月29日～1月3日  
（※憩のフロアーはコミュニティセンター・ハウスの休館日と同じ）
- 使用料 浴室を利用される場合は、1回100円（定期利用券の発行有）  
※身体障がい者手帳等をお持ちの方は、提示いただくことで免除できます。

No.	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	阿賀浜荘	950-3124	北区三軒屋町10番6号	025(259)2515
2	しあわせ荘	950-3102	北区島見町242番地	025(255)2200
3	新崎荘	950-3134	北区新崎3丁目1番26号	025(258)4762
4	松崎荘	950-0014	東区松崎1丁目14番33号	025(274)7448
5	大形荘	950-0806	東区海老ヶ瀬1111番地2	025(271)7443
6	大山台	950-0067	東区大山2丁目13番1号	025(271)9697
7	じゅんさい池	950-0027	東区松和町15番1号	025(272)0643
8	岡山荘	950-0821	東区岡山578番地	025(277)4466
9	なぎさ荘	951-8121	中央区水道町1丁目5337番地27	025(223)0958
10	ひばり荘	951-8008	中央区窪田町4丁目271番地3	025(228)3256
11	沼垂荘	950-0075	中央区沼垂東4丁目8番36号	025(243)2454
12	鳥屋野荘	950-0946	中央区女池西2丁目4番21号	025(284)0985
13	山潟荘	950-0932	中央区長潟829番地1	025(287)0717
14	米山荘	950-0916	中央区米山4丁目12番20号	025(246)6917
15	大江山荘	950-0115	江南区丸山461番地	025(276)5073
16	両川荘	950-0323	江南区嘉瀬1047番地2	025(280)3480
17	曾野木荘	950-1134	江南区天野2丁目8番1号	025(280)3163
18	大淵荘	950-0105	江南区大淵1540番地	025(277)7835
19	新川荘	950-2102	西区五十嵐2の町9143番地224	025(262)0721
20	小針荘	950-2022	西区小針4丁目5番41号	025(232)0581
21	西川荘	950-2043	西区須賀11番36号	025(260)5820

22	明和荘	950-2132	西区小瀬 771番地	025 (262) 1200
23	神明荘	950-2261	西区赤塚7086番地1	025 (239) 3268
24	五十嵐中島荘	950-2162	西区五十嵐中島3丁目22番1号	025 (261) 1551
25	寺尾荘	950-2063	西区寺尾台3丁目17番23号	025 (268) 3963
26	槇尾荘	950-2121	西区槇尾224番地	025 (261) 2700
27	成巻荘	950-1115	西区鳥原17番地1	025 (377) 1630
28	やなぎ荘	950-1115	西区鳥原3682番地8	025 (377) 1612
29	かすがい荘	953-0054	西蒲区漆山3300番地1	0256 (73) 3911
30	木戸コミュニティセンター 老人憩のフロアー	950-0861	東区中山4丁目2番6号	025 (271) 7442
31	シルバーピア石山 老人憩のフロアー	950-0834	東区石山団地10番13号	025 (277) 6093
32	関屋コミュニティハウス 老人憩のフロアー	951-8136	中央区関屋田町4丁目566番地1	025 (266) 1348
33	寄居コミュニティハウス 老人憩のフロアー ※入浴施設は行っていません。	951-8104	中央区西大畑町617番地	025 (228) 8944

## ●老人福祉センター

### 利用について

利用時間・使用料など詳しくは各センターへお問い合わせください。

No.	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	豊栄さわやか老人福祉センター	950-3323	北区東栄町1丁目1番35号	025 (384) 5006
2	横雲荘	950-0208	江南区横越中央1丁目1番2号	025 (385) 4321
3	福寿荘	950-0153	江南区船戸山5丁目7番17号	025 (382) 3500
4	小須戸老人福祉センター	956-0101	秋葉区小須戸3870番地2	0250 (38) 3076
5	白寿荘	950-1217	南区白根1132番地1	025 (373) 3096
6	いこいの家楽友荘	950-1261	南区味方583番地1	025 (373) 2304
7	いこいの家月寿荘	950-1304	南区月潟770番地	025 (375) 2474
8	黒埼荘	950-1124	西区緒立流通2丁目4番地1	025 (377) 5049
9	いこいの家西川荘	959-0432	西蒲区川崎308番地4	0256 (88) 2218
10	中之口老人福祉センター	950-1344	西蒲区福島323番地	025 (375) 3230
11	いこいの家得雲荘	953-0022	西蒲区仁箇2730番地1	0256 (73) 3867
12	いこいの家蛍雪荘	953-0041	西蒲区巻甲121番地1	0256 (72) 0850

## 生きがい対応型通所事業

家に閉じこもりがちな一人暮らし等の方を対象に、趣味・教養講座、レクリエーション、健康体操、施設見学等の各種サービスを提供することで、生きがいづくりと社会参加を促進し、社会的孤立感の解消と自立した生活の手助けをします。

### 対象者

家に閉じこもりがちなおおむね60歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方（※要支援・要介護認定を受けた方及び事業対象者となった方を除きます）

1. 一人暮らし
2. 高齢者のみの世帯
3. 同居者はいるが、日中一人になる方
4. その他必要と認められた方

実施会場により、サービス内容が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

会場		運営日	運営時間	利用料
西蒲区	西川高齢者ふれあいセンター	月～金	午前10時～午後3時	500円
	中之口高齢者支援センター※	月～金	午前9時～午後4時	500円

※中之口高齢者支援センターでは、要支援の認定を受けた方及び事業対象者となった方も対象になります。

**問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）



## 施設と住宅

### 養護老人ホーム

日常生活に若干の介助を必要とし、自宅での生活が困難な方の入所施設です。

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	定 員
松鶴荘	950-0067	東区大山2丁目13番1号	025(271)4088	100

#### 対 象 者

身の回りのことがある程度自分でできる65歳以上の方  
ただし、同一生計内に市民税の所得割を課されている人がおらず、かつ家族や住居の状況などにより、現在置かれている環境の下では、在宅における生活が困難であると認められる方

費用負担	本人分	本人の総収入から必要経費（所得税・社会保険料等）を差し引いた金額（対象収入）に応じて毎月費用負担があります。
	扶養義務者分	本人と同居又は本人を扶養につけている配偶者又は子のうち所得税額・市民税額が最も高い人に税額に応じて毎月費用負担があります。

**問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

### 生活支援ハウス

おおむね自立しているが、自宅での生活に不安のある方の入所施設です。

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	定 員
こぐち苑	956-0834	秋葉区小口443番地	0250(21)0007	10

#### 対 象 者

市内に住所がある、60歳以上の方で、下記のいずれかに該当し、自宅での生活に不安のある方  
1.一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方  
2.日常的に家族による援助を受けることが困難な方

費用	利用料：利用者本人の収入により0円～50,000円/月 ※このほかに、食費・光熱水費等が必要となります。
----	---------------------------------------------------------

**問い合わせ** 各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

### 高齢者向け市営住宅（シルバーハウジング）・優良賃貸住宅

高齢者の方が安全・安心に暮らせるようバリアフリー化された住宅です。入居申し込みには一定の資格要件があります。

種類	名 称	住 所	戸数
市営住宅 (シルバーハウジング) (※1)	古町みなと	中央区古町通13番町2900番地4	10
	シルバーハウジング早川町	中央区早川町3丁目3244番地	32
	亀田向陽	江南区亀田向陽2丁目7番31号	24
	小須戸大川前	秋葉区小須戸3870番地6	11
高齢者向け 優良賃貸住宅(※2)	グリーンタウン竹尾	東区竹尾2丁目19番5号	31

※1 シルバーハウジング…募集住戸が出ますと、市報にいがたと市ホームページに募集案内を掲載します。

※2 高齢者向け優良賃貸住宅…入居者の所得により家賃が異なります。

**問い合わせ** 市営住宅：市営住宅白山サービスセンター ☎025(234)5252  
高齢者向け優良賃貸住宅：株式会社タクト ☎025(286)3033

## ケアハウス・軽費老人ホーム

自宅で生活することに不安がある方の入居施設です。

### 対象者

身の回りのことが自分でできる60歳以上の方

費用	ケアハウス (食事付)	利用料：入居者本人の収入により10,000円～129,700円/月 ※このほかに、食費等の生活費・管理費・光熱水費等が必要になります。
	軽費老人ホームA型 (食事付)	利用料：入居者本人の収入により10,000円～66,900円/月 ※このほかに、食費等の生活費・光熱水費等が必要になります。

### 問い合わせ (各施設へ)

#### ●ケアハウス

名称	郵便番号	住所	電話番号	定員
希望の園	950-3116	北区神谷内254番地2	025(258)6611	50
サンライフ中野山	950-0841	東区中野山4丁目16番13号	025(277)3612	50
桃山園	950-0051	東区桃山町1丁目114番地7	025(278)3581	24
陽光レジデンス	950-0923	中央区姥ヶ山361番地1	025(287)5152	50
有隣	950-0914	中央区紫竹山4丁目1番26号	025(290)3333	40
知足荘	951-8131	中央区白山浦2丁目20番地4	025(230)3111	30
新寿園	950-1131	江南区鍋湯新田374番地	025(280)4601	50
リバーサイド輝	950-0107	江南区三百地2312番地1	025(277)6000	50
サンパレス輝	950-0161	江南区亀田中島4丁目6番28号	025(382)1165	50
和	950-0105	江南区大淵717番地	025(278)4164	49
真寿苑	956-0004	秋葉区大鹿522番地	0250(25)1117	50
やすらぎ	950-1407	南区鷺ノ木新田4018番地1	025(362)2222	50
はまゆう	950-2076	西区上新栄町1丁目2番12号	025(260)9555	25
うちの桜園	950-2141	西区内野潟端2090番地	025(264)6611	50
穂波の里	950-2035	西区新通4727番地	025(269)0280	40
有明	950-2071	西区西有明町1番73号	025(266)5856	40
ことぶき	950-1115	西区鳥原3255番地1	025(377)1515	40
ゆうばえの里	950-2172	西区内野上新町11810番地5	025(264)5715	20
だいろ	953-0103	西蒲区橋本137番地1	0256(82)0855	35
虹の家	959-0514	西蒲区称名825番地	0256(86)3770	20
白寿荘西	953-0041	西蒲区巻甲4363番地	0256(72)1077	35
優友	959-0502	西蒲区熊谷1053番地1	0256(86)2524	50

#### ●軽費老人ホームA型

名称	郵便番号	住所	電話番号	定員
有明ハイツA	950-2071	西区西有明町1番72号	025(231)3081	90

## 有料老人ホーム

入浴・排せつ・食事の介護や、食事の提供等を行う、高齢者の入居施設です。

### 《有料老人ホームの主な類型》

介護付有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。</li> <li>・介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。</li> </ul>
住宅型有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。</li> <li>・介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。</li> </ul>

### 対象者及び問い合わせ

各施設へ

(有料老人ホームへの入居は、入居を希望されるご本人やご家族の方などが施設の設置者に直接申し込み、入居契約を締結することにより決定されます。)

※ 入居契約書や管理規程等に目を通し、わからない点は施設から納得がいくまで説明を受けましょう。特に前払金等の償却方法や退去の際の返還金の額、月々かかる費用、事業者からの契約解除の条件等について十分納得したうえで契約してください。

### ●介護付有料老人ホーム

No.	名称	郵便番号	住所	電話番号	定員
1	くるみの杜	950-3321	北区葛塚3487番地	025(278)7678	29
2	河渡の郷	950-0024	東区河渡2丁目4番65号	025(270)1421	30
3	愛広苑参番館	950-0012	東区有楽2丁目13番地8	025(279)2855	50
4	サン・ソフィア新潟	950-0901	中央区弁天3丁目1番16号	025(242)3510	45
5	愛広苑杏番館	951-8016	中央区田町1丁目3239番地1	025(227)6100	90
6	さわやか日の出館	950-0073	中央区日の出2丁目2番33号	025(247)6060	50
7	さわやかみなと館	951-8063	中央区古町通13番町5155番地3	025(226)6566	50
8	サンライフ舞	950-0328	江南区舞潟38番地	025(280)3611	50
9	ハートフルケア亀田向陽	950-0121	江南区亀田向陽1丁目8番7号	025(382)5655	48
10	きらら ふれあいの杜	950-0329	江南区平賀194番地1	025(280)7790	50
11	はあとふるあたご 介護付有料老人ホームおざかわ	956-0011	秋葉区車場897番地1	0250(47)7487	50
12	むつみの里	950-1204	南区大通西975番地1	025(379)1165	18
13	ハートフルケア新通	950-2038	西区新通南3丁目14番3号	025(211)1165	48
14	サンヒルズ青山	950-2002	西区青山8丁目2番55号	025(234)7711	24
15	サンロイヤル新潟	950-2023	西区小新1083番地1	025(266)1118	21

●住宅型有料老人ホーム

No.	名称	郵便番号	住所	電話番号	定員
1	スマイルホーム豊栄	950-3309	北区北陽2丁目770番地72	025(387)0010	50
2	すこやか の里	950-3377	北区彩野4丁目638番地5	025(387)0800	39
3	サンフラワー 一番館	950-3131	北区濁川1丁目2番15号	025(250)5316	20
4	ワールドステイ竹尾	950-0862	東区竹尾3丁目21番30号	025(279)2171	26
5	ワールドステイ向陽	950-0011	東区向陽3丁目11番地10	025(275)7021	26
6	ワールドステイ北葉町	950-0055	東区北葉町9番3号	025(275)3012	25
7	ワールドステイ浜谷町	950-0034	東区浜谷町1丁目2番1号	025(385)6870	23
8	ライフクリエ1	950-0871	東区山木戸1丁目10番15号7	025(288)5377	19
9	ライフクリエ2	950-0871	東区山木戸1丁目10番15号8	025(288)7988	17
10	ライフクリエ3	950-0806	東区海老ヶ瀬706番地3	025(278)7388	20
11	住宅型有料老人ホームきやすと	950-0808	東区海老ヶ瀬新町3番93号	025(385)7885	9
12	医心館 新潟Ⅲ	950-0893	東区はなみずぎ3丁目1番23号	025(385)7825	46
13	ご近所ホーム山木戸	950-0871	東区山木戸5丁目11番4号	025(250)1240	40
14	じゅのーび	951-8063	中央区古町通5番町588番地1	025(228)6461	46
15	アーバンリビング鳥屋野	950-0942	中央区小張木1丁目4番5号	025(281)6800	25
16	ハートフルヴィラ出来島	950-0962	中央区出来島1丁目6番3号	025(280)1565	27
17	はなことば新潟	950-1151	中央区湖南5番地2	025(288)6500	64
18	サニーウイング関屋	951-8127	中央区関屋下川原町1丁目676番地1	025(234)6155	53
19	ナーシングホーム文京町	951-8153	中央区文京町27番30号	025(234)5311	57
20	萬代やすらぎ	950-0087	中央区東大通1丁目8番10号	025(249)8111	30
21	さわやかリバーサイド栗の木	950-0073	中央区日の出2丁目2番43号	025(255)5515	39
22	はなことば新潟2号館	950-0942	中央区小張木2丁目16番56号	025(284)2218	62
23	たのしえ	950-0922	中央区山ニツ5丁目2番11号	025(282)5120	18
24	めもる	950-0983	中央区神道寺1丁目10番20号	025(246)3332	16
25	医心館 新潟	950-0945	中央区女池上山2丁目13番32号	025(385)7835	41
26	ツクイ・サンフォレスト新潟山潟	950-0932	中央区長潟1204番地1	025(286)0900	40
27	医心館 新潟 II	950-0915	中央区鏡西1丁目10番24号	025(385)6438	48
28	サニーライフ新潟紫竹山	950-0914	中央区紫竹山5丁目9番16号	025(243)3600	124
29	高齢者向け賃貸住宅 長寿	950-0034	江南区曙町2丁目5番19号	025(383)0123	6
30	シェアハウス鐘のなる家	956-0852	秋葉区柄目木357番地5	0250(22)5780	12
31	すずらん	956-0805	秋葉区中野5丁目2番27号	0250(25)7603	11

32	リビングハウス荻川	956-0804	秋葉区荻島3丁目20番43号	0250(47)9611	21
33	アレック北栄 東金沢	956-0814	秋葉区東金沢1690番地1	0250(21)1800	50
34	すずらん車場	956-0011	秋葉区車場1丁目7番14号	0250(25)5566	10
35	あいおいの里 三枚潟	956-0001	秋葉区覚路津1267番地1	025(288)6040	40
36	高齢者専用賃貸住宅 福寿荘	956-0023	秋葉区美幸町1丁目3番2号	0250(25)7761	10
37	ケアホームハピケア	956-0101	秋葉区小須戸3886番地1	0250(38)5353	9
38	はあとふるあたご 住宅型有料老人ホームおぎかわ	956-0011	秋葉区車場897番地1	0250(47)7697	32
39	十季のあかり白根	950-1241	南区下塩俵855番地1	025(378)4165	22
40	オードヴィー白根	950-1217	南区白根1227番地1	025(373)0315	18
41	ワールドステイ高井I	950-1235	南区高井興野124番地1	025(362)3712	23
42	ワールドステイ高井II	950-1235	南区高井興野130番地1	025(362)3712	30
43	白根やすらぎ	950-1407	南区鷲ノ木新田4018番地1	025(362)7660	21
44	住宅型有料老人ホーム 白根能登の里	950-1213	南区能登2丁目6番39号	025(379)9700	20
45	ナーシングホーム青山館	950-2002	西区青山1丁目7番27号	025(234)7211	49
46	リーベ善久	950-1102	西区善久730番地1	025(370)1117	38
47	サニーライフ新潟	950-1104	西区寺地637番地1	025(232)2700	60
48	ナーシングホーム青山II号館	950-2002	西区青山8丁目2番55号	025(234)7713	26
49	サンロイヤル新潟	950-2023	西区小新1083番地1	025(266)1118	151
50	スマイルホームみずき野	950-2264	西区みずき野6丁目5番1号	025(264)3305	50
51	こころはす小針	950-2022	西区小針4丁目39番28号	025(234)3800	50
52	ワールドステイ四ツ郷屋	950-2201	西区四ツ郷屋1538番地13	025(201)9878	36
53	ボヌール寺尾	950-2054	西区寺尾東3丁目14番46号	025(264)1137	50
54	オードヴィー黒埼	950-1102	西区善久521番地4	025(379)0166	16
55	ワールドステイ真砂	950-2074	西区真砂3丁目11番31号	025(267)3211	23
56	ナーシングホーム松美台	950-2072	西区松美台16番21号	025(234)7311	33
57	ライフサポート千草の舎	950-2101	西区五十嵐一の町7377番地	025(262)0432	12
58	ファミリーハウスM&S	950-2102	西区五十嵐二の町8756番地1	025(311)6624	9
59	きらめき新通I	950-2037	西区大野11番1	025(201)6203	26
60	パンプキンホームいからし	950-2101	西区五十嵐一の町7155番地	025(260)8300	17
61	リビングホームあおば	950-2101	西区五十嵐一の町7150番地	025(311)7189	17
62	ワールドステイ寺地	950-2074	西区寺地677番地1	025(201)7068	27
63	巻愛宕の園	953-0041	西蒲区巻甲2678番地1	0256(73)5111	26
64	こころはす西蒲	959-0411	西蒲区善光寺900番地	0256(88)3113	39

## サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造、一定の面積・設備が備わり安否確認・生活相談を行う賃貸等の住宅です。食事の提供や介護サービス等の生活支援の内容は住宅ごとに異なります。

No.	名称	郵便番号	住所	電話番号	戸数
1	ふるさとホーム新潟松浜	950-3122	北区西名目所4446番地1	025(278)2251	32
2	サービス付き高齢者向け住宅 愛広苑式番館	950-3325	北区白新町2丁目13番10号	025(384)5252	30
3	サービス付き高齢者向け住宅 五郎右衛門ノ家	950-3128	北区松浜東町2丁目10番15号	025(384)8105	13
4	オードヴィー大迎	950-3364	北区大迎745番地1	025(388)1120	20
5	ヴァルメ花かいどう	950-0036	東区空港西2丁目1番8号	025(279)5050	18
6	オードヴィー寺山	950-0892	東区寺山3丁目31番17号	025(385)6245	16
7	サービス付き高齢者向け住宅 フレサ	950-0841	東区中野山4丁目9番20号	025(257)2033	43
8	CO-OPなじもガーデン	950-0891	東区上木戸5丁目2番1号	025(250)6137	70
9	守庵良寛上木戸	950-0891	東区上木戸3丁目3番24号	025(278)3935	24
10	CO-OPなじもガーデン2	950-0891	東区上木戸5丁目4番13号	025(250)6137	31
11	ワールドステイ津島屋	950-0801	東区津島屋3丁目193番地1	025(275)5587	26
12	Luana東にいがた	950-0814	東区逢谷内4丁目2番2号	025(278)7535	50
13	ふるさとホーム新潟本所	950-0804	東区本所3丁目10番45号	025(278)5335	35
14	ココファン新潟東	950-0872	東区牡丹山2丁目1番3号	025(270)8177	50
15	サービス付き高齢者向け住宅 ここあん	950-0043	東区臨港1丁目5番21号	025(384)8664	24
16	サニーウィング鳥屋野	950-1151	中央区湖南508番地3	025(288)3636	50
17	シルバーハウスさわやか苑鳥屋野	950-0942	中央区小張木3丁目9番79号	025(280)1100	21
18	サ高住にいがたみなみ	950-0950	中央区鳥屋野南3丁目25番16号	025(284)3535	56
19	オードヴィー関屋	951-8142	中央区関屋大川前2丁目7番12号	025(378)2094	16
20	オードヴィー柳島	951-8013	中央区柳島町4丁目36番地3	025(211)4691	16
21	やすらぎの郷 ひめさゆり	951-8137	中央区白山浦新町通42番地	025(230)2941	6
22	ナーシングホーム新潟駅南	950-0914	中央区紫竹山6丁目2番26号	025(240)1600	52
23	ココファン新潟あぶみ	950-0913	中央区鏡3丁目10番36号	025(247)7890	55
24	ココファン新潟関屋	951-8164	中央区有明大橋町3番30号	025(232)1156	52
25	ココファン新潟本馬越	950-0865	中央区本馬越1丁目3番16号	025(247)1031	50

26	リーシェ亀田中島	950-0161	江南区亀田中島2丁目5番17号	025(382)1765	46
27	リーシェ亀田向陽	950-0121	江南区亀田向陽3丁目14番3号	025(381)0112	46
28	オードヴィー亀田中島	950-0161	江南区亀田中島4丁目6番26号	025(381)0705	20
29	ココファンガーデン新潟亀田	950-0168	江南区早通4丁目2番5号	025(382)5772	50
30	希望の庵 良寛	956-0854	秋葉区滝谷町4番26号	0250(47)4993	22
31	さくらすまいる新津東町	956-0816	秋葉区新津東町1丁目5番26号	0250(22)6001	25
32	メディクオール秋葉	956-0862	秋葉区新町1丁目5番18号	0250(25)7640	34
33	シルクホーム舟戸	956-0113	秋葉区矢代田1130番地12	0250(47)4155	21
34	高齢者共同住宅オードリー	950-1203	南区大通黄金7丁目14番地14	025(201)8627	10
35	ワールドステイ白根	950-1217	南区白根1219番地2	025(201)7086	27
36	リーシェ黒崎山田	950-1101	西区山田3398番地1	025(370)1765	44
37	オードヴィー小新	950-2024	西区小新西2丁目1番19号	025(378)2703	15
38	ワールドステイ小針I	950-2022	西区小針1丁目45番31号	025(201)6465	20
39	ワールドステイ小針II	950-2022	西区小針1丁目45番30号	025(201)6465	20
40	サービス付き高齢者住宅いこい	950-2045	西区五十嵐東3丁目11番16号2	025(378)3971	26
41	アサヒライフガーデン	950-2101	西区五十嵐一の町7306番地5	025(378)3809	58
42	サービス付き高齢者向け住宅 笑日和坂井	950-2041	西区坂井東4丁目6番14号	025(201)8616	24
43	らいふけあ なごみ	950-2035	西区新通2740番地	025(264)1055	26
44	守庵良寛の里 内野西	950-2151	西区内野西2丁目10番30号	025(263)6700	19
45	サービス付き高齢者向け住宅 悠々の杜岩室	953-0141	西蒲区石瀬1100番地	0256(78)8675	23
46	リ・ぶらすヒルズ	953-0012	西蒲区越前浜5151番地	0256(77)2077	20

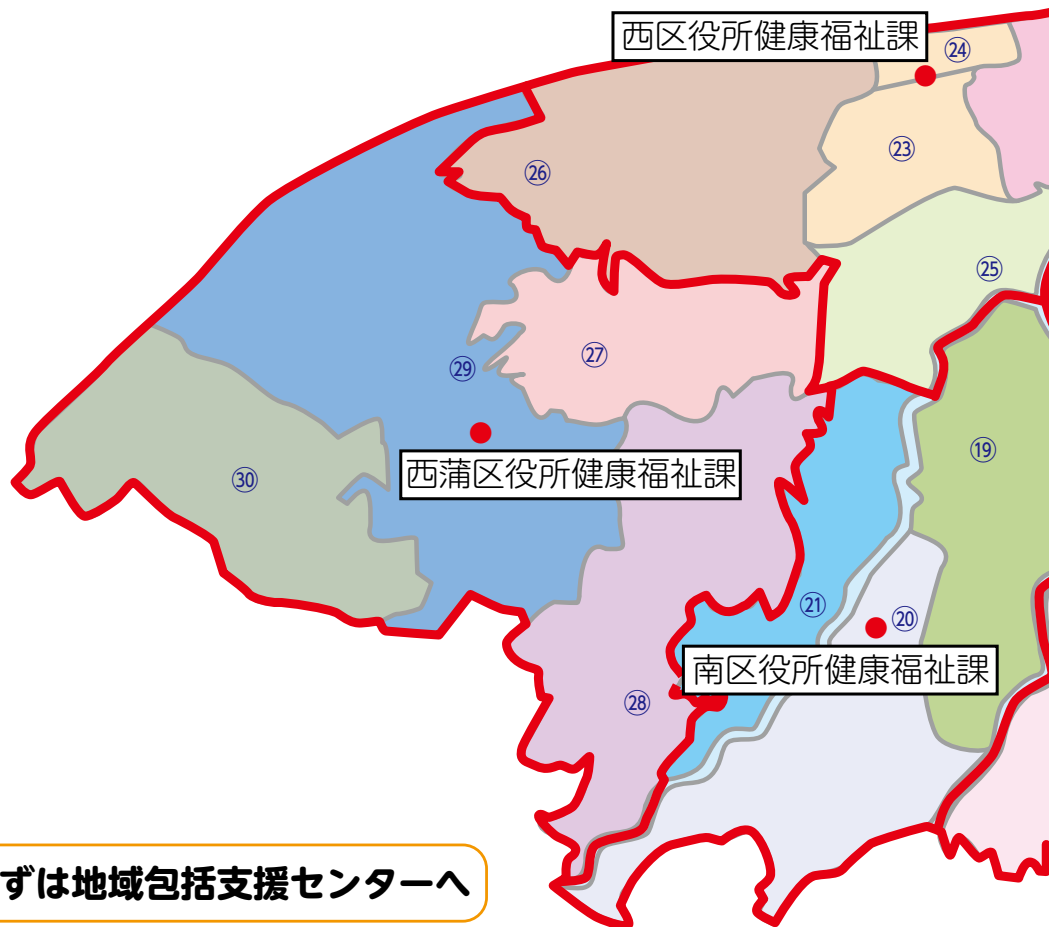
### 問い合わせ

各住宅へ 詳細はこちらからもご覧になれます。



# 地域包括支援センター配置マップ

## ～新潟市全域～



高齢者のご相談は、まずは地域包括支援センターへ

名称	区	電話番号	担当する地域 (中学校区)	圏域
阿賀北	北区	025 (258) 1212	松浜・南浜・濁川	①
くずつか		025 (386) 8100	葛塚・木崎・早通 (★1)	②
上土地亀		025 (386) 1150	岡方・光晴 (★2)	③
山の下	東区	025 (250) 0032	山の下	④
藤見・下山		025 (290) 7155	藤見・下山	⑤
木戸・大形		025 (272) 3552	木戸小・大形・木戸	⑥
石山		025 (277) 0077	石山・東石山	⑦

★2の光晴中学校区である葛塚中央コミュニティ協議会の区域は、★1の圏域となります。

名称	区	電話番号	担当する地域 (中学校区)	圏域
関屋・白新	中央区	025 (231) 5659	関屋・白新 (★3)	⑧
ふなえ		025 (229) 3600	寄居・新潟柳都 (旧二葉・旧舟栄)	⑨
宮浦東新潟		025 (240) 6111	宮浦・沼垂小・笹口小	⑩
鳥屋野・上山	山潟	025 (240) 6077	鳥屋野・上山 (★4)	⑪
山潟		025 (257) 7090	山潟	⑫
大江山・横越※	江南区	025 (278) 7860	大江山・横越 (★5)	⑬
かめだ		025 (383) 1780	亀田・亀田西	⑭
曾野木両川		025 (282) 7295	曾野木・両川 (★6)	⑮

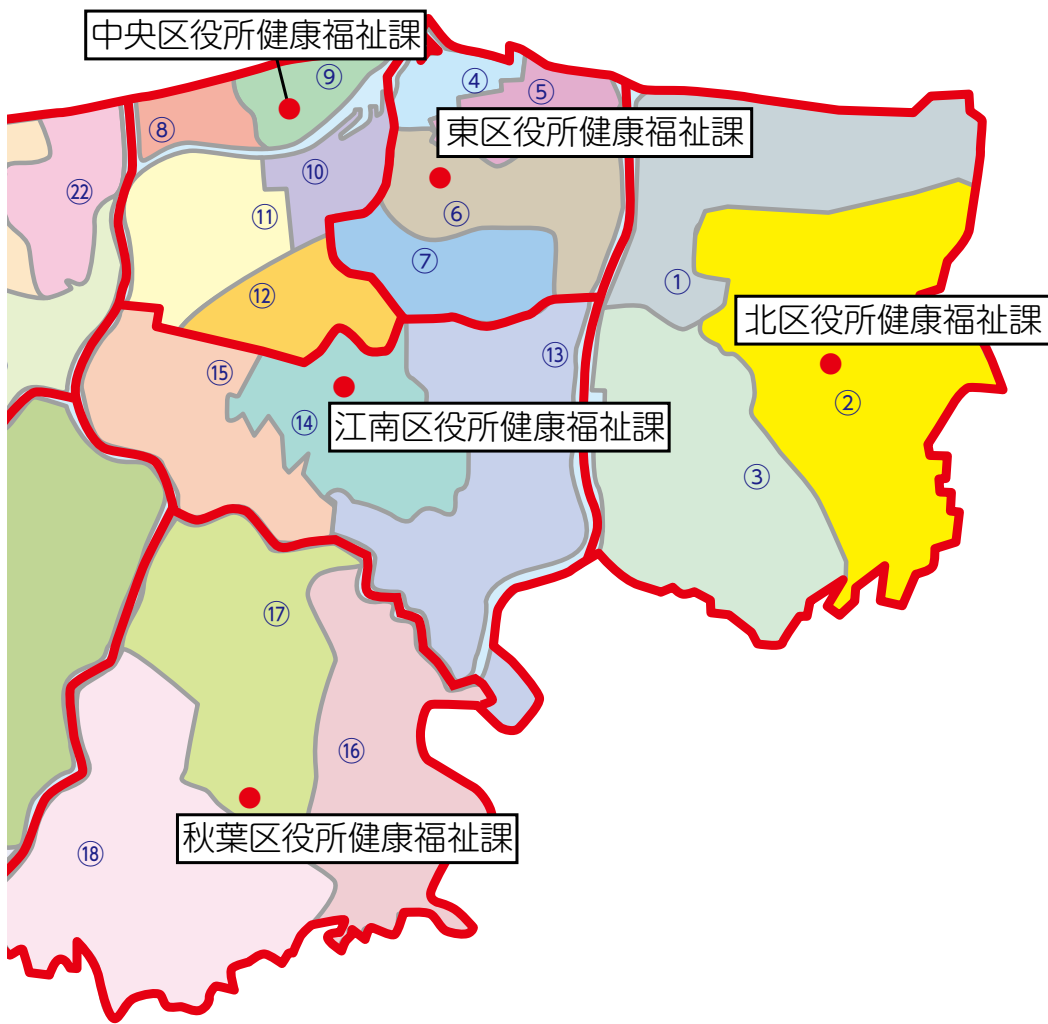
★3の関屋中学校区である西区青山小学校区は、★7の圏域となります。  
 ★5の横越中学校区である北区十二前は、★2の圏域となります。  
 ★6の曾野木中学校区である中央区上沼、湖南、高美町は、★4の圏域となります。



地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの生活を支援するため、新潟市が介護予防や相談窓口などの仕事を委託した事業所で、市内30か所に設置しています。

当センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的、総合的に支援することを目的とした機関であり、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が配置され、連携して業務に取り組んでいます。

- 介護保険サービスの利用方法がわからない方
  - もの忘れや足腰が弱ってきた等の心配があり、介護予防をする必要がある方
  - 高齢者虐待、成年後見制度など権利を守る制度について相談したい方
  - 新たに新潟市へ転入された方など、介護に関する相談窓口がわからない方 など
- 高齢者に関するご相談がありましたら、お気軽に担当する地域のセンターにご相談ください。



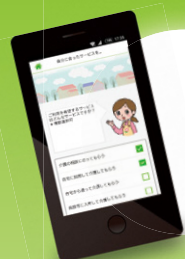
名称	区	電話番号	担当する地域 (中学校区)	圏域
にいつ日宝町	秋葉区	0250 (22) 1931	新津第五	⑬
新津		0250 (25) 3081	新津第一・新津第二	⑭
こすど		0250 (61) 1311	小合・金津・小須戸	⑮
しろね北	南区	025 (362) 1750	白井・白根北	⑯
しろね南		025 (373) 6770	白南・白根第一	⑰
あじかた		025 (372) 5121	味方・月潟	⑱

名称	区	電話番号	担当する地域 (中学校区)	圏域
小新・小針	西区	025 (201) 1351	小針・小新(★7)	⑲
坂井輪		025 (269) 1611	坂井輪	⑳
五十嵐		025 (378) 2255	五十嵐	㉑
黒埼	西蒲区	025 (377) 1522	黒埼	㉒
赤塚		025 (264) 3377	内野・赤塚・中野小屋	㉓
西川		0256 (88) 3122	西川	㉔
中之口・潟東	西蒲区	025 (375) 8833	潟東・中之口	㉕
巻		0256 (73) 6780	巻東・巻西	㉖
岩室		0256 (82) 5501	岩室	㉗

# サービス事業者情報

知りたい地域の事業者をいつでも探すことができます。

平成29年4月版

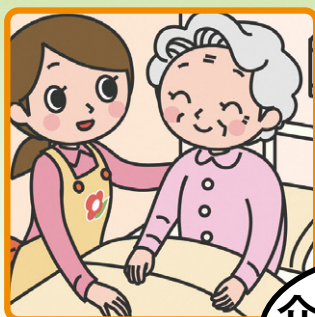


スマホ、PCでカンタン検索!

介護 公表 検索 クリック



## 介護サービス情報 公表システム



介護事業所を  
探せます!

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、  
全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、  
インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。  
さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を  
自由に選択できる『介護保険制度』の  
利用にあたって、ぜひご活用ください。



『介護サービス情報公表システム』ではどんなことができるの?

- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探すことができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援等サービス」等の生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業所の基礎データを比較検討できます。

# 『介護事業所検索』ではどんな情報が見られるの？

■ 全体を集約した「事業所の概要」をはじめ、「事業所の詳細」「事業所の特色」「運営状況」などを調べることができます。

## 事業所の概要



事業所の「詳細」「特色」「運営状況」の概略が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 事業所の所在地
- ▶ サービスの内容、利用料、設備の概要…など

## 事業所の詳細



事業所が報告した基本情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 提供しているサービスの一覧（設備や協力医療機関なども確認できます。）
- ▶ サービスを利用する際の利用料…など

## 事業所の特色

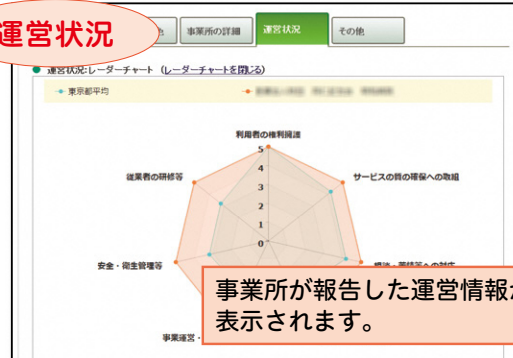


事業所の責任で公表している情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ サービスの内容・特色など、事業所によるPR（写真や動画なども閲覧できます。）
- ▶ 事業所の定員や空き情報…など

## 運営状況



事業所が報告した運営情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 事業所の運営状況をレーダーチャート図で表示（運営状況の全体像が確認できます。）
- ▶ 「サービスの質の確保」など事業所運営にあたっての取組…など

## 事業所を比較する

比較対象に追加した事業所を比較表示できます。

事業所の基本的な情報	※事業所を4件以上比較した際の印刷は、改行箇所が増え、文字が読みづらくなる場合があります。
事業所名	介護サービス事業所A
事業所番号	123456789
公表日	2013年9月30日
事業の開始(予定)年月日	1999/04/20
運営方針	高齢者の生活の質の向上を目的とし、地域連携を推進します。

最大30件、30日間保持できます！

■ 「比較対象」や「しおり」機能を活用すれば、簡単に比較検討・再表示が行えます。

## 「しおり」を付ける

気になった事業所を再表示できます。



最大90件、30日間保持できます！

## スマホ検索には専用アプリが便利！



### 介護事業所ナビ

介護サービス事業所を選択する際に役立つ、様々な機能をご利用いただけます。



▼ダウンロードはこちらから▼

iPhoneをご利用の方



Androidをご利用の方



## 「介護サービス情報公表システム」に関するお問い合わせ

新潟市福祉部介護保険課指定係 ☎025(226)1293

# 主な行政機関・施設等の一覧

## ◆区役所

区	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北 区	健康福祉課高齢介護係	950-3393	北区東栄町1丁目1番14号	025 (387) 1325
	健康福祉課健康増進係			025 (387) 1340
	区民生活課税保険料係			025 (387) 1285
東 区	健康福祉課高齢介護担当	950-8709	東区下木戸1丁目4番1号	025 (250) 2320
	健康福祉課健康増進係			025 (250) 2350
	区民生活課税保険料担当			025 (250) 2275
中 央 区	健康福祉課高齢介護担当	951-8553	中央区西堀通6番町866番地	025 (223) 7216
	健康福祉課健康増進係			025 (223) 7246
	窓口サービス課税保険料係			025 (223) 7154
江 南 区	健康福祉課高齢介護担当	950-0195	江南区泉町3丁目4番5号	025 (382) 4383
	健康福祉課健康増進係			025 (382) 4316
	区民生活課税保険料係			025 (382) 4241
秋 葉 区	健康福祉課高齢介護担当	956-8601	秋葉区程島2009番地	0250 (25) 5679
	健康福祉課健康増進係			0250 (25) 5686
	区民生活課税保険料係			0250 (25) 5677
南 区	健康福祉課高齢介護担当	950-1292	南区白根1235番地	025 (372) 6320
	健康福祉課健康増進係			025 (372) 6375
	区民生活課税保険料担当			025 (372) 6137
西 区	健康福祉課高齢介護担当	950-2097	西区寺尾東3丁目14番41号	025 (264) 7330
	健康福祉課健康増進係			025 (264) 7433
	区民生活課税保険料担当			025 (264) 7254
西 蒲 区	健康福祉課高齢介護担当	953-8666	西蒲区巻甲2690番地1	0256 (72) 8362
	健康福祉課健康増進係			0256 (72) 8380
	区民生活課税保険料係			0256 (72) 8340

## ◆新潟市役所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
介護保険課賦課収納係	951-8550	中央区学校町通1番町602番地1	025 (226) 1269
介護保険課介護給付係			025 (226) 1273
介護保険課認定審査係			025 (226) 1265
介護保険課指定係			025 (226) 1293
高齢者支援課企画係			025 (226) 1295
高齢者支援課高齢者福祉係			025 (226) 1290
地域包括ケア推進課			025 (226) 1281

## ◆介護保険サービス事業所(施設)

新潟市ホームページにてサービスごとに事業所一覧表の最新情報を掲載しています。



## ◆地域保健福祉センター

区	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北区	北地域保健福祉センター	950-3126	北区松浜1丁目7番地1	025 (387) 1781
東区	石山地域保健福祉センター	950-0852	東区石山1丁目1番12号	025 (250) 2901
中央区	東地域保健福祉センター	950-0082	中央区東万代町9番52号	025 (243) 5312
	南地域保健福祉センター	950-0972	中央区新和3丁目3番1号	025 (285) 2373
西区	黒埼地域保健福祉センター	950-1196	西区大野町2843番地1	025 (264) 7474
	西地域保健福祉センター	950-2112	西区内野町413番地	025 (264) 7731
西蒲区	巻地域保健福祉センター	953-0041	西蒲区巻甲4363番地	0256 (72) 7100

## ◆地域包括支援センター（介護予防支援事業所）

名 称	郵便番号	区	住 所	電話番号	担当する地域（中学校区）	圏域	
阿賀北	950-3132	北 区	松潟1482番地1（障がい者支援施設松潟の園 内）	025 (258) 1212	松浜・南浜・濁川	1	
くずつか	950-3323		東栄町1丁目1番35号（さわやかセンター 内）	025 (386) 8100	葛塚・木崎・早通（★1）	2	
上土地亀	950-3343		上土地亀2433番地1（特別養護老人ホームながうらの郷 内）	025 (386) 1150	岡方・光晴（★2）	3	
山の下	950-0054	東 区	秋葉1丁目1番15号（秋葉1丁目バス停 そば）	025 (250) 0032	山の下	4	
藤見・下山	950-0016		河渡本町2番35号（河渡2丁目バス停 そば）	025 (290) 7155	藤見・下山	5	
木戸・大形	950-0891		上木戸5丁目2番1号（複合施設なじよも 内）	025 (272) 3552	木戸小・大形・木戸	6	
石山	950-0841		中野山4丁目16番13号（サンライフ中野山 内）	025 (277) 0077	石山・東石山	7	
関屋・白新	951-8142	中央 区	関屋大川前1丁目2番36号 （特別養護老人ホーム関屋おもと園 内）	025 (231) 5659	関屋・白新（★3）	8	
ふなえ	951-8011		入船町3丁目3629番地1（舟江診療所 内）	025 (229) 3600	寄居・新潟柳都 （旧二葉・旧舟米）	9	
宮浦東新潟	950-0913		鏡1丁目5番16号（自動車学校 そば）	025 (240) 6111	宮浦・沼垂小・笹口小	10	
鳥屋野・上山	950-0983		神道寺1丁目10番6号（神道寺公園 隣）	025 (240) 6077	鳥屋野・上山（★4）	11	
山潟	950-0932		長潟1204番地1 （住宅型有料老人ホームツクイ・サンフォレスト新潟山潟 内）	025 (257) 7090	山潟	12	
大江山・横越	950-0107		三百地2312番地1（リバーサイド輝 内）	025 (278) 7860	大江山・横越（★5）	13	
かめだ	950-0168		江南区	早通6丁目7番34号（介護老人保健施設亀田園 内）	025 (383) 1780	亀田・亀田西	14
曾野木両川	950-1136		曾野木1326番地 （特別養護老人ホームにいがた新生園 隣）	025 (282) 7295	曾野木・両川（★6）	15	
にいつ日宝町	956-0863		秋葉区	日宝町5番25号（新津図書館 前）	0250 (22) 1931	新津第五	16
新津	956-0025		古田3丁目2番7号（ヘルパーステーションほっと新津 1階）	0250 (25) 3081	新津第一・新津第二	17	
こすど	956-0101	小須戸3785番地1（スーパーマーケット 隣）	0250 (61) 1311	小合・金津・小須戸	18		
しろね北	950-1236	南 区	高井東2丁目2番30号（北田中バス停 そば）	025 (362) 1750	白井・白根北	19	
しろね南	950-1214		上下諏訪木817番地1（南区社会福祉協議会 内）	025 (373) 6770	白南・白根第一	20	
あじかた	950-1262	西 区	西白根44番地（介護老人保健施設常盤園 内）	025 (372) 5121	味方・月潟	21	
小新・小針	950-2021		小針藤山1番17号（小針小学校 そば）	025 (201) 1351	小針・小新（★7）	22	
坂井輪	950-2035		新通4734番地（特別養護老人ホーム穂波の里 内）	025 (269) 1611	坂井輪	23	
五十嵐	950-2076		上新栄町6丁目17番33号（清心学園前バス停 そば）	025 (378) 2255	五十嵐	24	
黒埼	950-1115		鳥原3255番地1（ケアハウスことぶき 敷地内）	025 (377) 1522	黒埼	25	
赤塚	950-2261		赤塚4782番地（特別養護老人ホーム松風園 内）	025 (264) 3377	内野・赤塚・中野小屋	26	
西川	953-0423		旗屋701番地2（西川社会福祉センター 内）	0256 (88) 3122	西川	27	
中之口・潟東	950-1344		福島313番地1（中之口高齢者支援センター 内）	025 (375) 8833	潟東・中之口	28	
巻	953-0041	西浦 区	巻甲1569番地7（動物病院 そば）	0256 (73) 6780	巻東・巻西	29	
岩室	953-0103		橋本97番地1（介護老人保健施設いわむろの里 内）	0256 (82) 5501	岩室	30	

★2の光晴中学校区である葛塚中央コミュニティ協議会の区域は、★1の圏域となります。

★3の関屋中学校区である西区青山小学校区は、★7の圏域となります。

★5の横越中学校区である北区十二前は、★2の圏域となります。

★6の曾野木中学校区である中央区上沼、湖南、高美町は、★4の圏域となります。

## ◆ 社会福祉協議会

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
新潟市社会福祉協議会	950-0909	中央区八千代1丁目3番1号	025(243)4366
北区社会福祉協議会	950-3323	北区東栄町1丁目1番14号(北区役所1階)	025(386)2778
東区社会福祉協議会	950-0885	東区下木戸1丁目4番1号	025(272)7721
中央区社会福祉協議会	951-8062	中央区西堀前通6番町909番地	025(210)8720
江南区社会福祉協議会	950-0155	江南区泉町3丁目3番3号	025(250)7743
秋葉区社会福祉協議会	956-0864	秋葉区新津本町1丁目2番39号	0250(24)8376
南区社会福祉協議会	950-1214	南区上下諏訪木817番地1	025(373)3223
西区社会福祉協議会	950-2054	西区寺尾東3丁目14番41号	025(211)1630
西蒲区社会福祉協議会	953-0041	西蒲区巻甲4363番地	0256(73)3356



**MEMO**

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 災害から命を守る・自分の命は自分で守る

災害が起きた時、自分と大切な家族の命を守るのは、あなた自身です。



新潟市防災マスコットキャラクター

## いつもの生活+αで命が助かる

### ●いつものものを多く買うことから。最低3日分の備え。

災害が発生すると、物流がストップしたり、電気・ガス・水道などが使えなくなる期間が1週間以上となる可能性もあります。最低3日分、可能であれば1週間分の水・食料や生活用品を備えておきましょう。

- ・食料は期限があるので、普段食べ慣れているものを定期的に消費・補充するのがおすすめ
- ・家族構成や生活スタイル、健康状態などに合わせて必要なものを準備しましょう。
- ・手に入りにくいアレルギー対応食の用意も忘れずに。

## 家庭で備えておきたいもの(例)

- |                                                 |                                       |                                      |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 水                      | <input type="checkbox"/> 食料(おかゆ等)     | <input type="checkbox"/> 卓上こんろ、ガスボンベ |
| <input type="checkbox"/> スマートフォンや携帯電話           | <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー    | <input type="checkbox"/> 懐中電灯、携帯ラジオ  |
| <input type="checkbox"/> 乾電池                    | <input type="checkbox"/> 薬(常備薬)、健康保険証 | <input type="checkbox"/> 生活用品        |
| <input type="checkbox"/> 服、おむつ                  | <input type="checkbox"/> 携帯トイレ        | <input type="checkbox"/> お金          |
| <input type="checkbox"/> 銀行通帳、印鑑                | <input type="checkbox"/> 内履き(スリッパ)    | <input type="checkbox"/> ごみ袋         |
| <input type="checkbox"/> マスク、消毒液(ウェットティッシュ)、体温計 |                                       |                                      |



### ●今災害が起きたら、どこに、どうやって避難しますか？

- ①ハザードマップで最寄りの避難所・危険箇所を事前に確認
- ②集合場所や、避難ルート・連絡手段を日頃から家族で決めておく。
- ③職場・施設など、自宅以外にいる場合も考えましょう。

### ●地域とのつながりが命を救う。

阪神淡路大震災で、生き埋めなどからの生還者の約3割が地域の人により救出されたというデータもあります。

日頃から地域の行事や防災訓練に参加して、顔の見える関係を築きましょう。

### ●知らなきゃ損! ちょっとの工夫が防災に。

- ・棚の上段には、重たいものや割れ物を入れない。
- ・寝室に内履きを置く。
- ・外出バックにはお菓子・マスク・カイロ・ホイッスルなどを入れておく。 など

## 新潟市総合 ハザードマップ



▲スマートフォンは  
こちらから

## 避難するときは…

### ①荷物は10kg程度にまとめて両手の空くりュックへ。

メガネや薬、入れ歯など自分専用のものは忘れずに持って行きましょう。

### ②徒歩で避難できる人は原則徒歩で!

車での避難は緊急車両の通行を妨げたり、渋滞を招く可能性があります。

### ③安全な格好で!

避難所までの道は危険箇所がたくさんあります。長袖・長ズボン・軍手、底の厚い靴を履いて行きましょう。

### ④ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切ってから家を出ましょう!

ライフラインが復旧した際の火災などを防ぐことにつながります。

※「避難」とは難を避けること、安全を確保することです。

災害の状況に応じて、避難所だけでなく、自宅にとどまる、親戚や知人宅へ避難する、津波のおそれがある場合は、津波避難ビルや近くの高台に逃げるなど、複数の避難先を検討しましょう。

## 避難情報などに注意

発表される警戒レベルを確認して、早めに避難しましょう。  
警戒レベルは、水害・土砂災害を対象として発令します。

### 警戒レベルと避難情報

警戒レベル	避難情報など	取るべき避難行動など
5	緊急安全確保 (市が発令)	既に災害が発生している状況です 命を守るため直ちに安全の確保をしてください
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
4	避難指示 (市が発令)	速やかに危険な場所から全員避難しましょう
3	高齢者等避難 (市が発令)	避難に時間を要する人とその支援者は 危険な場所から避難しましょう
2	大雨注意報、洪水注意報など (気象庁が発表)	避難に備え、ハザードマップなどにより、 自らの避難行動を確認しましょう
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	最新情報に注意しましょう

## ～地域で見守る～避難行動要支援者制度

新潟市では、災害時に自力での避難が困難な人に、迅速・的確に支援が行われるよう、避難のために支援が必要な人の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会・町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しています。

### 【登録要件】

- ・対象は原則、災害時に自ら避難することが困難で、避難のために何らかの支援を希望する在宅の方。
- ・登録には個人情報提供の同意が必要となります。

### 【提供する個人情報】

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号、その他の連絡先（緊急連絡先を含む）

※登録手続きなど、制度についてのお問い合わせは、お近くの区役所健康福祉課へお願いします。

## 防災に関する情報を入手

問い合わせ 危機管理防災局危機対策課 ☎025 (226) 1146

### にいがた防災メール

避難情報など災害に関する情報をメールでお知らせします。  
登録方法など詳しくは、市ホームページに掲載。  
※ドメイン指定受信を設定している場合は、受信設定の変更をお願いします。



←登録はこちらから

### 新潟市LINE公式アカウント

避難情報や定期的な啓発情報をLINEでお届けします。  
また、トーク画面上コンテンツメニューから、避難所やハザードマップの検索、防災関連情報などを確認できます。



←登録はこちらから

### 新潟市緊急告知FMラジオ

ラジオに電源が入っていない状態でも緊急信号を受信すると自動的に起動して、最大音量で緊急情報を放送します。市内のコメリ店舗で購入できます。



←詳細はこちらから

# 休日・夜間の急な病気のは

<b>わが家のかかりつけ医</b> 診察券などを見て記入しておきましょう
医療機関名
電話番号

医療機関にかかる場合は次のものをお持ちください

- 健康保険証
  - 医療費受給者証
  - お薬手帳または  
お薬を飲んでいる場合はその薬
- ※普段から「かかりつけ医」を持ち、できるだけ医療機関の診療時間内に受診しましょう。

## 休日夜間急患センター

風邪や腹痛などで、急に体の具合が悪くなった方に応急処置を行い、かかりつけ医に引き継ぐ外来診療を行います。事前に電話をしてから受診してください。

医療機関・所在地・電話番号	診療科目	診療時間
新潟市急患診療センター 中央区紫竹山3-3-11 新潟市総合保健医療センター1階 ☎025-246-1199	内科／小児科	【平日】19:00～翌朝7:00 【土曜】14:00～翌朝7:00 【日曜・祝日・年末年始】7:00～翌朝7:00
	整形外科	【平日】19:00～22:00 【土曜】15:00～翌朝9:00 【日曜・祝日・年末年始】9:00～22:00
	産婦人科／眼科 耳鼻咽喉科／脳外科	【日曜・祝日・年末年始】9:00～18:00
西蒲原地区休日夜間急患センター 西蒲区巻甲4363 ☎0256-72-5499	内科／小児科	【平日・土曜】19:00～22:00 【日曜・祝日・年末年始】9:00～17:00、 19:00～22:00
	歯科	【日曜・祝日・年末年始】9:00～17:00

※受付は、原則、診療終了時間の30分前までとなります。

## 口腔保健福祉センター（急患歯科診療）

休日に歯などが痛くなった救急患者の応急処置を行う医療機関です。

### 問い合わせ

中央区紫竹山3-3-11  
新潟市総合保健医療センター4階  
☎025 (212) 8020



診療科目	歯科【日曜・祝日・年末年始、 8月13日～8月15日】
診療時間	10:00～17:00

※受付は、原則、診療終了時間の30分前までとなります。

## 在宅当番医制

休日などにおいて、市内の開業医が交代で救急患者の診療を行います。当番医は、急患診療センターにお問い合わせください。

診療科目	産婦人科【土曜】14:00～18:00
診療時間	

## 救急医療電話相談

夜間に救急車を呼ぶか病院に行くか等迷った時、経験豊富な看護師などが医療機関の受診の必要性や対処方法などについて助言します。

相談時間	【毎日】19:00～翌朝8:00
電話番号	#7119または☎025-284-7119

## 地域包括支援センター

センター名	区	住所	電話番号	担当地域(中学校区) 【日常生活圏域】
阿賀北	北区	松潟1482番地1	025(258)1212	松浜・南浜・濁川
くずつか		東栄町1丁目1番35号	025(386)8100	葛塚・木崎・早通(★1)
上土地亀		上土地亀2433番地1	025(386)1150	岡方・光晴(★2)
山の下	東区	秋葉1丁目1番15号	025(250)0032	山の下
藤見・下山		河渡本町2番35号	025(290)7155	藤見・下山
木戸・大形		上木戸5丁目2番1号	025(272)3552	東新潟(木戸小)・大形・木戸
石山		中野山4丁目16番13号	025(277)0077	石山・東石山
関屋・白新	中央区	関屋大川前1丁目2番36号	025(231)5659	関屋・白新(★3)
ふなえ		入船町3丁目3629番地1	025(229)3600	寄居・新潟柳都(旧二葉・旧舟栄)
宮浦東新潟		鏡1丁目5番16号	025(240)6111	宮浦・東新潟(沼垂小・笹口小)
烏屋野・上山		神道寺1丁目10番6号	025(240)6077	烏屋野・上山(★4)
山潟		長潟1204番地1	025(257)7090	山潟
大江山・横越	江南区	三百地2312番地1	025(278)7860	大江山・横越(★5)
かめだ		早通6丁目7番34号	025(383)1780	亀田・亀田西
曾野木両川		曾川甲1326番地	025(282)7295	曾野木・両川(★6)
にいつ日宝町	秋葉区	日宝町5番25号	0250(22)1931	新津第五
新津		古田3丁目2番7号	0250(25)3081	新津第一・新津第二
こすど		小須戸3785番地1	0250(61)1311	小合・金津・小須戸
しろね北	南区	高井東2丁目2番30号	025(362)1750	臼井・白根北
しろね南		上下諏訪木817番地1	025(373)6770	白南・白根第一
あじかた		西白根44番地	025(372)5121	味方・月潟
小新・小針	西区	小針藤山1番17号	025(201)1351	小針・小新(★7)
坂井輪		新通4734番地	025(269)1611	坂井輪
五十嵐		上新栄町6丁目17番33号	025(378)2255	五十嵐
黒崎		烏原3255番地1	025(377)1522	黒崎
赤塚		赤塚4782番地	025(264)3377	内野・赤塚・中野小屋
西川	西蒲区	旗屋701番地2	0256(88)3122	西川
中之口・潟東		福島313番地1	025(375)8833	潟東・中之口
巻		巻甲1569番地7	0256(73)6780	巻東・巻西
岩室		橋本97番地1	0256(82)5501	岩室

★2の光晴中学校区である葛塚中央コミュニティ協議会の区域は、★1の圏域となります。

★3の関屋中学校区である西区青山小学校区は、★7の圏域となります。

★5の横越中学校区である北区十二前は、★2の圏域となります。

★6の曾野木中学校区である中央区上沼、湖南、高美町は、★4の圏域となります。

## お問い合わせ先

要介護認定	各区健康福祉課(高齢介護担当)		介護保険課認定審査係	
	北 区	025-387-1325	東 区 中央区 西 区	025-226-1265
	江南区	025-382-4383		
	秋葉区	0250-25-5679		
	南 区	025-372-6320		
	西蒲区	0256-72-8362		
申請手続きの本人確認 (P10) 介護保険のサービス 福祉用具の貸与、購入費の支給 (P35) 住宅改修費の支給 (P36) 負担限度額認定証の交付 (P53) 社会福祉法人等利用者負担軽減 (P55) 障がい福祉サービスの利用 (P57) 税控除に必要な市の介護サービスに関すること (P60) 介護保険外のサービス 紙おむつの支給、訪問理美容など (P64~67)			各区健康福祉課(高齢介護担当)	
			北 区	025-387-1325
			東 区	025-250-2320
			中央区	025-223-7216
			江南区	025-382-4383
			秋葉区	0250-25-5679
			南 区	025-372-6320
			西 区	025-264-7330
			西蒲区	0256-72-8362
介護予防の取り組み (P49) 講演会・健康教育・健康相談、認知症予防出前講座	各区健康福祉課(健康増進係)			
	北 区	025-387-1340	秋葉区	0250-25-5686
	東 区	025-250-2350	南 区	025-372-6375
	中央区	025-223-7246	西 区	025-264-7433
	江南区	025-382-4316	西蒲区	0256-72-8380
介護保険料	各区区民生活課／窓口サービス課(保険料担当)			
	北 区	025-387-1285	秋葉区	0250-25-5677
	東 区	025-250-2275	南 区	025-372-6137
	中央区	025-223-7154	西 区	025-264-7254
	江南区	025-382-4241	西蒲区	0256-72-8340
介護サービス 高額介護(介護予防)サービス費 (P51) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費 (P52) 災害等による利用者負担の軽減 (P56)		介護保険課 介護給付係		025-226-1273
介護保険と税申告 介護保険料の支払い (P60)		介護保険課 賦課収納係		025-226-1269

発行／新潟市

発行日／令和5年4月

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1